

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査の結果
について」

平成24年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成23年12月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、公共建築物における耐震化対策等の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月8日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成24年10月
会計検査院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	公共建築物における耐震化対策等の概要	1
(1)	地震防災対策の概要	1
ア	地震防災に関する法体系の概要	1
イ	災対法の概要	2
ウ	大規模地震対策特別措置法等の概要	3
エ	耐震促進法の概要	4
(2)	耐震化対策等の概要	4
(3)	東日本大震災に伴う被災の概要	5
3	これまでの会計検査の実施状況及びその結果	6
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	7
(1)	検査の観点及び着眼点	7
(2)	検査の対象及び方法	7
第2	検査の結果	15
1	耐震診断の状況	15
(1)	建築物の耐震に係る取組	15
ア	耐震化の目標等	15
イ	耐震化に関する公表及び耐震化の目標	16
ウ	耐震化対策に係る計画額	17
(2)	耐震設計及び耐震診断基準等	18
ア	官公庁施設の建設等に関する法律等	18
イ	官庁施設の総合耐震計画基準	18
ウ	位置規模構造基準における耐震性能	19
エ	官庁施設の総合耐震診断・改修基準	22
(ア)	耐震診断の基準	22
(イ)	耐震安全性の評価	23

オ	計画基準及び診断改修基準以外の耐震設計及び耐震診断の基準	24
(ア)	文部科学省の定める建築構造設計指針	24
(イ)	一般財団法人日本建築防災協会の定める耐震診断基準	25
(3)	耐震診断の実施状況	26
ア	官庁施設の耐震診断の実施状況	26
(ア)	耐震診断の実施状況	26
(イ)	耐震診断の結果	29
(ウ)	耐震診断を実施していない理由	31
イ	教育施設の耐震診断の実施状況	33
(ア)	耐震診断の実施状況	33
(イ)	耐震診断の結果	34
(ウ)	耐震診断を実施していない理由	35
ウ	医療施設の耐震診断の実施状況	36
(ア)	耐震診断の実施状況	36
(イ)	耐震診断の結果	38
(ウ)	耐震診断を実施していない理由	38
エ	独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況	40
(ア)	耐震診断の実施状況	40
(イ)	耐震診断の結果	41
(ウ)	耐震診断を実施していない理由	41
オ	官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震診断の実施状況	42
2	耐震改修の状況	44
(1)	耐震改修の概要	44
(2)	耐震改修の実施状況	45
ア	官庁施設の耐震改修の実施状況	45
(ア)	耐震改修工事の実施状況	45
(イ)	耐震改修工事を実施していない理由等	48
(ウ)	耐震化の状況	55
イ	教育施設の耐震改修の実施状況	61
(ア)	耐震改修工事の実施状況	61

(イ) 耐震改修工事を実施していない理由	61
(ウ) 耐震化の状況	62
ウ 医療施設の耐震改修の実施状況	65
(ア) 耐震改修工事の実施状況	65
(イ) 耐震改修工事を実施していない理由	65
(ウ) 耐震化の状況	66
エ 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況	68
(ア) 耐震改修工事の実施状況	68
(イ) 耐震改修工事を実施していない理由	69
(ウ) 耐震化の状況	69
オ 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震化の状況	71
(3) 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況	73
ア 業務継続計画の概要	73
イ 府省等の状況	74
ウ 電力設備の状況	78
3 東日本大震災に伴う被災等の状況	83
(1) 内閣府による被害額の推計	83
(2) 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況及び所在都道府県別の被災状況	83
ア 官庁施設の建築物における被災状況等	84
(ア) 官庁施設の建築物における被災状況	84
(イ) 官庁施設の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況	86
(ウ) 被災した官庁施設の建築物の復旧状況	91
(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況	91
(オ) 国有財産法施行令に基づく通知の状況	93
イ 教育施設の建築物における被災状況等	95
(ア) 教育施設の建築物における被災状況	95
(イ) 教育施設の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況	96
(ウ) 被災した教育施設の建築物の復旧状況	101
(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況	101
ウ 医療施設の建築物における被災状況等	102

(ア) 医療施設の建築物における被災状況	102
(イ) 医療施設の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況	103
(ウ) 被災した医療施設の建築物の復旧状況	107
(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況	107
エ 独立行政法人の建築物における被災状況等	107
(ア) 独立行政法人の建築物における被災状況	107
(イ) 独立行政法人の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況	108
(ウ) 被災した独立行政法人の建築物の復旧状況	113
(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況	113
オ 都道府県別の被災状況	114
(3) 災害応急対策への対応状況	116
第3 検査の結果に対する所見	119
1 検査の結果の概要	119
2 所見	127
別表	133

・本文及び図表中の数値は、原則として、件数、面積及び金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。

・上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。また、図表中の数値を用いて算出した割合と記載している割合が一致しないものがある。

事例一覧

1 耐震診断の状況

[耐震診断を実施していないもの]

＜事例-診断1＞	33
＜事例-診断2＞	33

2 耐震改修の状況

[計画基準に基づく耐震性能の確保を目標とした場合、施設の機能性が確保された耐震改修工事の実施が困難と判断されたもの]

＜事例-改修1＞	46
----------	----

[耐震改修工事後に建築物の耐震安全性の分類が変更されたため、計画基準に基づく耐震性能が確保されていないもの]

＜事例-改修2＞	47
----------	----

[庁舎等使用調整計画の実施により、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化が図られるもの]

＜参考事例-改修1＞	50
------------	----

[庁舎を集約合同化することで耐震化が図られる合同庁舎の整備が見送られるなどしているため、耐震化が図られていないもの]

＜事例-改修3＞	51
----------	----

[地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画による合同庁舎の整備が見送られるなどしているため、耐震化が図られていないもの]

＜事例-改修4＞	54
----------	----

[建替え等の計画を取りやめ、既存官庁施設を耐震改修工事により耐震化し、災害時の機能確保を図る対応を執ることとしたもの]

＜参考事例-改修2＞	54
------------	----

[所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づく業務継続計画を個別に策定しておらず、地震減災対策として必ずしも十分ではないもの]

＜事例-業務継続1＞	75
------------	----

[業務継続計画において、入居庁舎は倒壊等の危険があると想定しているのに具体的な代替施設を定めていないため、地震減災対策の検討が必要となっているもの]

＜事例-業務継続2＞	76
------------	----

[業務継続計画において、入居庁舎は建築基準法に基づく耐震性能が確保されていないのに震度6強の大規模地震でも大きな被害はないとしているため、地震減災対策の検討が必要となっているもの]

＜事例-業務継続3＞	77
------------	----

[業務継続用の自家発電設備がないため、災害応急対策活動等に影響が出る可能性が高く、業務継続の点から電源対策が必要なもの]	
＜事例-業務継続4＞	80
[自家発電設備の連続運転可能時間が短いため、災害時における医療活動等に影響が出る可能性が高く、地震減災対策が必要なもの]	
＜事例-業務継続5＞	82
3 東日本大震災に伴う被災等の状況	
[構造体が損傷したもの（官庁施設）]	
＜事例-被災1＞	87
＜事例-被災2＞	87
[建築物が全半壊したもの（国立大学法人）]	
＜事例-被災3＞	97
[構造体が損傷したもの（独立行政法人）]	
＜事例-被災4＞	109
[建築非構造部材が損傷したもの（独立行政法人）]	
＜事例-被災5＞	110
[建築物が被災したことにより、業務の実施が困難になったり、救急活動等に支障が生じたりしたもの]	
＜事例-被災6＞	117
＜事例-被災7＞	117
＜事例-被災8＞	118
[津波避難ビルとして指定を受けているもの]	
＜参考事例-被災1＞	118

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、
会計検査院

(二) 検査の内容

公共建築物（官庁施設、教育施設、医療施設等）における耐震化対策等に関する次の各事項

- ① 耐震診断の状況
- ② 耐震改修の状況
- ③ 東日本大震災に伴う被災等の状況

2 公共建築物における耐震化対策等の概要

(1) 地震防災対策の概要

ア 地震防災に関する法体系の概要

我が国の防災関係の基本法として、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、国、地方公共団体等の責務を定めた災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）が制定されている。そして、東海地震等の特定の大規模地震に対して、地震防災応急対策その他地震防災に関する事項等について定めた特別措置法として大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）等の法律が複数制定されている。また、建築物の耐震化対策として、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより建築物の地震

に対する安全性の向上を図ることなどを目的として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震促進法」という。）等が制定されている（図表0-1参照）。

図表0-1 地震防災等に関する法律

災害対策全般への対策の基本	災対法 ・防災に関し必要な体制（防災組織）を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画（防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画）の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の必要な災害対策の基本を定める。
直前の予知の可能性がある大規模地震対策 ＜東海地震＞	「大規模地震対策特別措置法」 ・地震防災対策強化地域の指定等の地域防災体制の整備に関する事項等を定める。
全国における地震対策	耐震促進法 ・建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図る。
東南海・南海地震対策 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策	「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号） ・東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等の特別の措置を定める。 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号） ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等の特別の措置を定める。

イ 災対法の概要

災対法によると、「国は、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置（注1）（注2）を講ずる責務を有し、内閣総理大臣の指定する指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、その責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない」と規定されている。また、国は、地方公共団体等が処理する防災に関する事務又は業務の推進とその総合調整を実施することとされている。

国の災害対策は、災対法に基づき、内閣総理大臣を会長として内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画である防災基本計画を基に実施されている。また、中央防災会議は、地震防災対策に関して同計画のほかに、特定の大規模地震に対する防災についてのマスタープランである地震対策大綱や定量的な減災目標とその具体的な実現方法等を定めた地震防災戦略等を決定している。

(注3)

そして、指定行政機関及び指定公共機関の長は、災対法等に基づき、その所掌する業務又は事務について防災に関し執るべき措置等を定めた防災業務計画を作成することとされている。また、都道府県及び市町村は、災対法等に基づき、当該都道府県又は市町村の地域に係る防災に関する地域防災計画を作成することとされている（図表0-2参照）。

- (注1) 指定行政機関 災対法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する行政機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院（平成24年9月19日以降は原子力規制委員会）、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省
- (注2) 指定地方行政機関 災対法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する地方行政機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局
- (注3) 指定公共機関 災対法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する独立行政法人（図表0-5参照）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人

ウ 大規模地震対策特別措置法等の概要

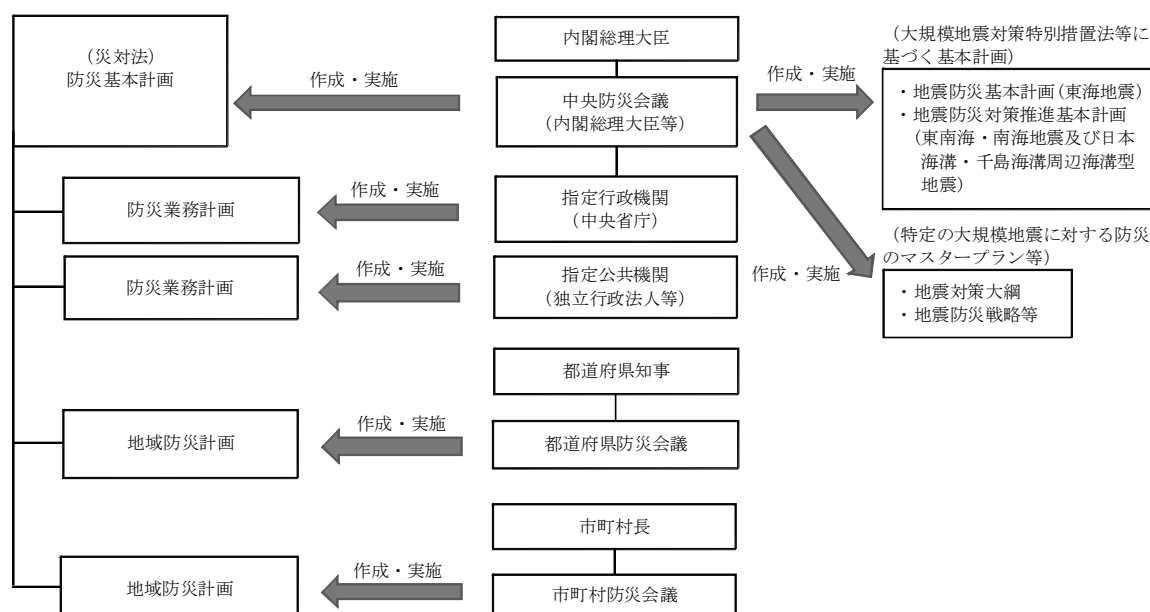
大規模地震対策特別措置法においては、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、中央防災会議が強化地域に係る地震防災基本計画を作成することとされている。そして、国等は、地震防災基本計画に基づき、地震防災応急対策又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施等するために、建築物・構造物等の耐震化を図ることとされている。現在、直前予知の可能性があるとされている東海地震が、同法の対象となっている。

また、東南海・南海地震を対象に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」において、地震防災に関する対策を推進する必要がある地域を東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域（Ⅰ）」という。）として指定し、中央防災会議が推進地域に係る地震防災対策推進基本計画を作成することとされている。そして、国等は、地震防災対策推進基本計画に基づき、住宅、学校、病院等の多数の者が利用する施設、市役所、消防署等の災害時の拠点となる施設について、耐震診断、耐震改修等の耐震化対策を強力に推進することと

されている。

さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象に制定された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」においても、同様に、当該地震の地震防災対策推進地域（以下「推進地域（Ⅱ）」という。）を指定し、当該地域に係る地震防災対策推進基本計画を作成し、耐震化の促進を図ることとされている（図表0-2参照）。

図表0-2 災対法等に基づく防災計画等



エ 耐震促進法の概要

耐震促進法においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に適合しない建築物で、建築基準法等の施行等の際に現に存するため、建築基準法等の規定を適用しないとされた建築物（以下「既存不適格建築物」という。）のうち、一定規模以上で多数の者が利用する建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。また、国土交通大臣（13年1月5日以前は建設大臣。以下同じ。）は、耐震促進法に基づき、18年1月に、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）を策定している。

(2) 耐震化対策等の概要

防災基本計画によると、構造物・施設等の耐震設計に当たり、供用期間中に一度か

二度程度の確率で発生する一般的な地震動及び発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動を共に考慮の対象とすることとされている。

また、同計画によると、国、地方公共団体等は、不特定多数の者が使用する施設、学校、医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に特に配慮することとされている。特に、国及び地方公共団体は、防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めることとされている。

そして、中央防災会議が17年3月に東海地震等の減災目標等とその具体的な実現方法等を定めた「東海地震の地震防災戦略」及び「東南海・南海地震の地震防災戦略」によると、津波による被害を軽減するため、市町村による津波避難ビル等の指定を推進することとされている。

また、中央防災会議が17年9月に災対法に基づき決定した首都直下地震防災対策のマスタープランである首都直下地震対策大綱によると、首都中枢機関は、災害発生時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画を策定することとされ、これを受けて、内閣府は、中央省庁業務継続ガイドラインを作成し、各府省は、このガイドラインを基に業務継続計画を策定している。

さらに、耐震促進法によると、耐震診断は、建築物の地震に対する安全性を評価するものとされ、耐震改修は、建築物の地震に対する安全性の向上を目的として実施する増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備とされている。

(3) 東日本大震災に伴う被災の概要

23年3月11日に発生した宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震は、我が国における観測史上最大の規模であるマグニチュード9.0、最大震度7を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及び、東日本の太平洋側を中心に広い範囲で震度5強以上が観測された。この地震により、場所によっては波高10m以上にも上る大津波が発生し、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。そして、24年6月26日時点で、震災による死者・行方不明者は約1万9千人、建築物の全壊・半壊は合わせて39万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上に上った。

内閣府は、23年6月に東日本大震災（23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震

による災害及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被害額を公表しており、これによると、国有、民間施設等を含む全ての建築物、ライフライン施設、社会基盤施設、農林水産関係等の被害額を約16兆9千億円と試算している。

また、地震及び津波により、官庁施設をはじめとして、教育施設、医療施設等の多数の施設に倒壊や流出等の被害がもたらされた。これにより、被害の大きかった施設は、継続的使用が不可能となり、これらの施設を使用していた官庁等は、被害が軽微であった他の施設に移転したり、一時的に仮設の建築物を建設したりして対応することで業務等を実施している。

3 これまでの会計検査の実施状況及びその結果

会計検査院は、17年次に、公共建築物のうち官庁施設の耐震化対策について検査を実施して、その結果を特に掲記を要すると認めた事項「地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について」として平成16年度決算検査報告（以下「16年度報告」という。）に掲記しており、その概要は次のとおりである。

国土交通省では、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図るための官庁営繕事業を実施しており、その一環として、既存の官庁施設の耐震化対策を実施している。地震災害時に防災拠点となる官庁施設については、施設の重要度を考慮し、大地震動に対してもその機能が確保できるように、耐震性能に余裕を持たせることとされており、国土交通省においても、重要度、緊急度等を考慮して耐震化対策を実施することとしている。検査したところ、構造体についての耐震診断は、ほぼ終了しているが、建築非構造部材及び建築設備については未診断の施設が相当数見受けられた。そして、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修状況については、大規模な地震による著しい災害が想定されている強化地域及び推進地域において、防災拠点官庁施設の中でも地震災害時に災害対策の指揮及び情報伝達の中核的な機能を担うⅠ類施設における改修率がⅡ類施設よりも低く、緊急度の高い施設の耐震改修が優先されていない事態が見受けられた。また、耐震改修を実施した施設において、所要の耐震性能が確保されていない施設が約3分の1あり、さらに未改修となっていたⅠ類施設のうち約半数については耐震改修の緊急度が高い状況となっていた。これらの結果、構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震性能が総合的に確保されている防

防災拠点官庁施設は、全体の32%となっており、地震災害時において、災害対策の指揮及び情報伝達等の災害応急対策活動に対応できないおそれがあると認められる。したがって、国土交通省において、防災拠点官庁施設の耐震化対策について具体的な中長期計画を定め、特に強化地域、推進地域の施設でより重要度が高いⅠ類施設及び防災拠点官庁施設の中でも特に重要な機能を担うこととなるⅠ類施設において、緊急度が高いにもかかわらずいまだ耐震化対策の実施されていない施設の耐震化対策を実施するとともに、各省各庁及び管理官署等においては、防災拠点官庁施設の耐震化対策の重要性及び必要性を今まで以上に強く認識するなどして、防災拠点官庁施設としての耐震性能を確保するための耐震化対策を確実に推進することが肝要である。

国土交通省官庁営繕部は、16年度報告の掲記内容、前記の基本方針の策定等を受けるなどして、所掌する国家機関の建築物のうち耐震診断が終了したものについて、その耐震性の現況及び今後の耐震化の目標を18年から3か年間に分けて公表し、所要の耐震性が確保されていない施設について、重点的・計画的に耐震化を推進することとしている。

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、公共建築物に係る耐震診断が計画的かつ適切に実施されているか、耐震改修が施設の重要度、緊急度等を考慮して計画的、効率的に実施されているか、改修が実施された施設について所要の耐震性能が確保されているか、東日本大震災に伴う公共建築物の被災等の状況は耐震改修の有無によりどのようになっているか、公共建築物の被災により災害応急活動に影響があった要因はどのようなものかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

公共建築物には、地震災害時に防災拠点等となる官庁施設、児童生徒等の学習・生活等の場である教育施設、救急医療活動の拠点等となる医療施設及び災害時に重要な役割を担う地方公共団体の庁舎等のその他の公共建築物がある。

会計検査院は、24年次に、これら公共建築物のうち、官庁施設については、指定行政機関及び指定地方行政機関を含む各府省、国会、裁判所及び会計検査院の国の機関（以下、これらの国の機関を「府省等」という。）の施設を、教育施設及び医療施設については、これら施設を保有する独立行政法人並びに国立大学法人法（平成15年法

律第112号)により設置された国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)の施設を、その他の公共建築物については、指定公共機関である独立行政法人の施設をそれぞれ対象にして検査した(以下、本年次の検査の対象とした指定公共機関である独立行政法人(独立行政法人国立病院機構を除く。)の施設を「独立行政法人の建築物」という。)(図表0-3参照)。なお、25年次に、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物を対象として検査することになっている。

そして、府省等の施設については、22年度末現在の国有財産台帳に建物として登載されている国有財産及びこれらの建築物が狭あいな場合等に民間施設等を借り受けて使用している建築物(以下「借受官庁施設」という。)のうち、宿舎を除く延床面積200㎡以上(木造は同500㎡以上)の建築物を対象(図表0-4参照)として、独立行政法人及び国立大学法人等(以下「独立行政法人等」という。)の施設については、23年3月31日現在(国立大学法人等にあつては23年5月1日現在)で独立行政法人等が保有している建築物のうち宿舎を除く同200㎡以上(木造は同500㎡以上)の建築物を対象(図表0-5及び0-6-1参照)としてそれぞれ検査した。また、耐震診断、耐震改修及び東日本大震災に伴う被災等の状況を各府省等及び各独立行政法人等から調書の提出を受けて分析するとともに、634人日を要して、16府省等(地方出先機関である45か所(注4))、5国立大学法人及び5独立行政法人について会計実地検査(注5)(図表0-7参照)を含む。)、5国立大学法人及び5独立行政法人について会計実地検査を実施した。調書は、各府省等及び独立行政法人については23年12月31日現在の状況を徴しており、国立大学法人等については23年5月1日現在の状況を徴している。

(注4) 5国立大学法人 国立大学法人北海道大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人九州大学

(注5) 5独立行政法人 独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構

以下、各法人の名称中「独立行政法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」については、省略した。

図表0-3 24年次の検査対象施設

区分（対象棟数）		検査対象（対象棟数）
官 庁 施 設	官庁施設注(1) （19,396棟） 借受官庁施設 注(2) （240棟）	・13府省注(3)（18,738棟）、国会（47棟）、裁判所（603棟） 及び会計検査院（8棟）
教育施設 （9,425棟）		・水産大学校及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力 開発総合大学校（66棟） ・国立大学法人等（附属病院を除く。）（9,359棟）
医療施設 （2,859棟）		・国立病院機構等10独立行政法人（2,432棟） ・国立大学法人附属病院（427棟）
そ の 他 の 公 共 建 築 物	独立行政法 人の建築物 （4,793棟）	・指定公共機関の防災科学技術研究所等12独立行政法人 （4,793棟）

注(1) 官庁施設は、宿舍、借受官庁施設を除く府省等の建築物である。

注(2) 借受官庁施設は、府省等が借り受けて使用している建築物である。

注(3) 13府省 内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

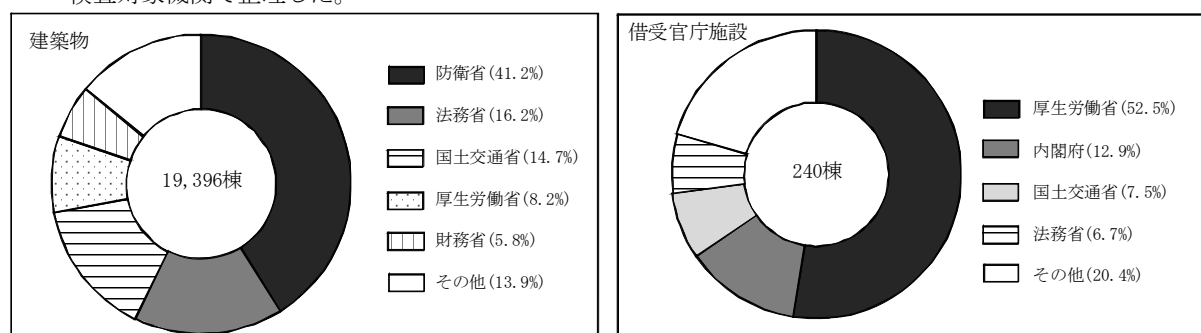
図表0-4 検査対象官署一覧（府省等）

検査対象機関 (府省等名)	検査対象箇所	建築物 注(1)、注(2)			借受官庁施設 注(1)		
		棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	国有財産台帳価格 (百万円)	棟数 (棟)	借受面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
内閣	内閣官房、人事院	13	60,106	8,429	3	925	116
内閣府	本府、宮内庁、警察庁、金融 庁、消費者庁	846	1,536,384	159,253	31	40,392	1,638
総務省	本省、消防庁	52	281,002	37,767	13	7,744	582
法務省	本省、公安調査庁	3,134	5,057,967	348,317	16	19,853	529
外務省	本省	14	106,521	10,038	1	415	14
財務省	本省、国税庁	1,121	3,305,563	256,501	12	10,244	248
文部科学省	本省、文化庁	38	218,070	42,109	1	742	343
厚生労働省	本省	1,591	1,912,628	159,904	126	110,920	5,854
農林水産省	本省、林野庁、水産庁	786	663,945	52,008	10	4,308	83
経済産業省	本省、資源エネルギー庁、特許 庁、原子力安全・保安院	157	336,778	30,359	1	8,775	987
国土交通省	本省、国土地理院、気象庁、海 上保安庁	2,846	3,443,433	285,390	18	14,717	381
環境省	本省	150	103,947	9,851	4	2,379	71
防衛省	本省	7,990	13,468,628	710,693	4	7,172	230
国会	衆議院、参議院、国立国会図書 館	47	670,561	94,115	—	—	—
裁判所	裁判所	603	1,719,464	143,747	—	—	—
会計検査院	会計検査院	8	14,850	787	—	—	—
16府省等		19,396	32,899,856	2,349,274	240	228,589	11,082

注(1) 表中の建築物は、平成22年度末現在の国有財産台帳に建物として登載されていた延床面積200㎡以上（木造は同500㎡以上）の建築物であり、借受官庁施設は、各府省等が借り受けている施設（階数が3以上かつ延床面積1,000㎡以上）のうち、借受面積が200㎡以上のものである。

注(2) 建築物には、事務庁舎のほかに倉庫、車庫等を含む。

注(3) 平成23年12月31日現在に取り壊すなどされた建築物は除く。また、建築物は、同日現在に所管している検査対象機関で整理した。



(注) 円グラフは、各府省等の建築物又は借受官庁施設の棟数に占める割合を示す。

図表0-5 検査対象官署一覧（独立行政法人）

検査対象法人	区分	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	資産台帳価格 (百万円)
水産大学校	教育施設	32	44,077	3,828
高齢・障害・求職者雇用支援機構 注(1)	教育施設	34	86,528	10,043
国立印刷局 注(2)	医療施設	2	14,399	2,918
労働者健康福祉機構 注(2)	医療施設	166	1,113,603	103,286
国立病院機構 注(3)	医療機関 ・指定公共機関	1,865	3,604,957	231,689
年金・健康保険福祉施設整理機構 注(2)、注(4)	医療施設	287	1,511,310	67,598
国立がん研究センター	医療施設	20	197,744	18,443
国立循環器病研究センター	医療施設	11	75,480	3,427
国立精神・神経医療研究センター	医療施設	33	92,762	9,145
国立国際医療研究センター	医療施設	32	135,641	14,506
国立成育医療研究センター	医療施設	3	82,210	12,530
国立長寿医療研究センター	医療施設	13	44,694	1,679
防災科学技術研究所	指定公共機関	27	42,037	12,840
放射線医学総合研究所 注(5)	指定公共機関・ 医療施設	47	111,880	11,418
農業・食品産業技術総合研究機構	指定公共機関	809	592,054	54,173
森林総合研究所	指定公共機関	97	97,951	4,952
水産総合研究センター	指定公共機関	219	187,471	20,794
土木研究所	指定公共機関	47	74,137	4,683
建築研究所	指定公共機関	27	40,675	4,489
海上技術安全研究所	指定公共機関	40	59,443	2,638
港湾空港技術研究所	指定公共機関	29	29,114	2,218
水資源機構	指定公共機関	221	178,766	22,308
日本高速道路保有・債務返済機構	指定公共機関	2,616	1,491,377	148,090
日本原子力研究開発機構	指定公共機関	614	1,349,605	103,877
教育施設(2法人)	教育施設	66	130,606	13,871
医療施設(10法人)	医療施設	2,432	6,872,802	465,225
その他の公共建築物(12法人)	指定公共機関	4,793	4,254,513	392,484
24法人		7,291	11,257,921	871,581

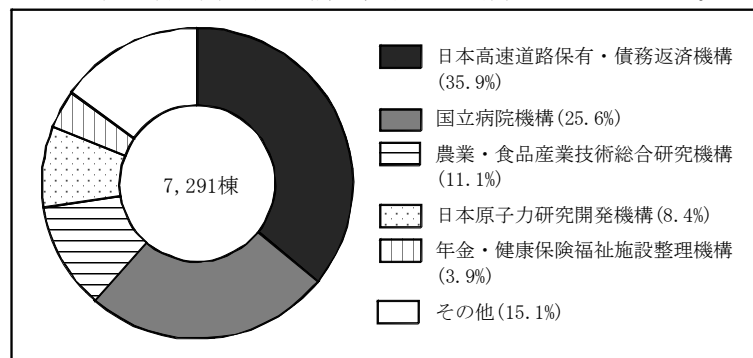
注(1) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、教育施設（職業能力開発総合大学校）を検査の対象とした。

注(2) 国立印刷局は東京病院を、労働者健康福祉機構は労災病院を、年金・健康保険福祉施設整理機構は社会保険病院及び厚生年金病院をそれぞれ検査の対象とし、医療施設として整理した。

注(3) 国立病院機構は、医療施設として整理した。

注(4) 年金・健康保険福祉施設整理機構は、棚卸資産を施設及び土地一体で把握しており、施設を分離することが困難なことから、「資産台帳価格」欄の額には、土地に係る資産額を含んでいる。

注(5) 放射線医学総合研究所は、指定公共機関として整理した。



(注) 円グラフは、各独立行政法人の建築物の棟数に占める割合を示す。

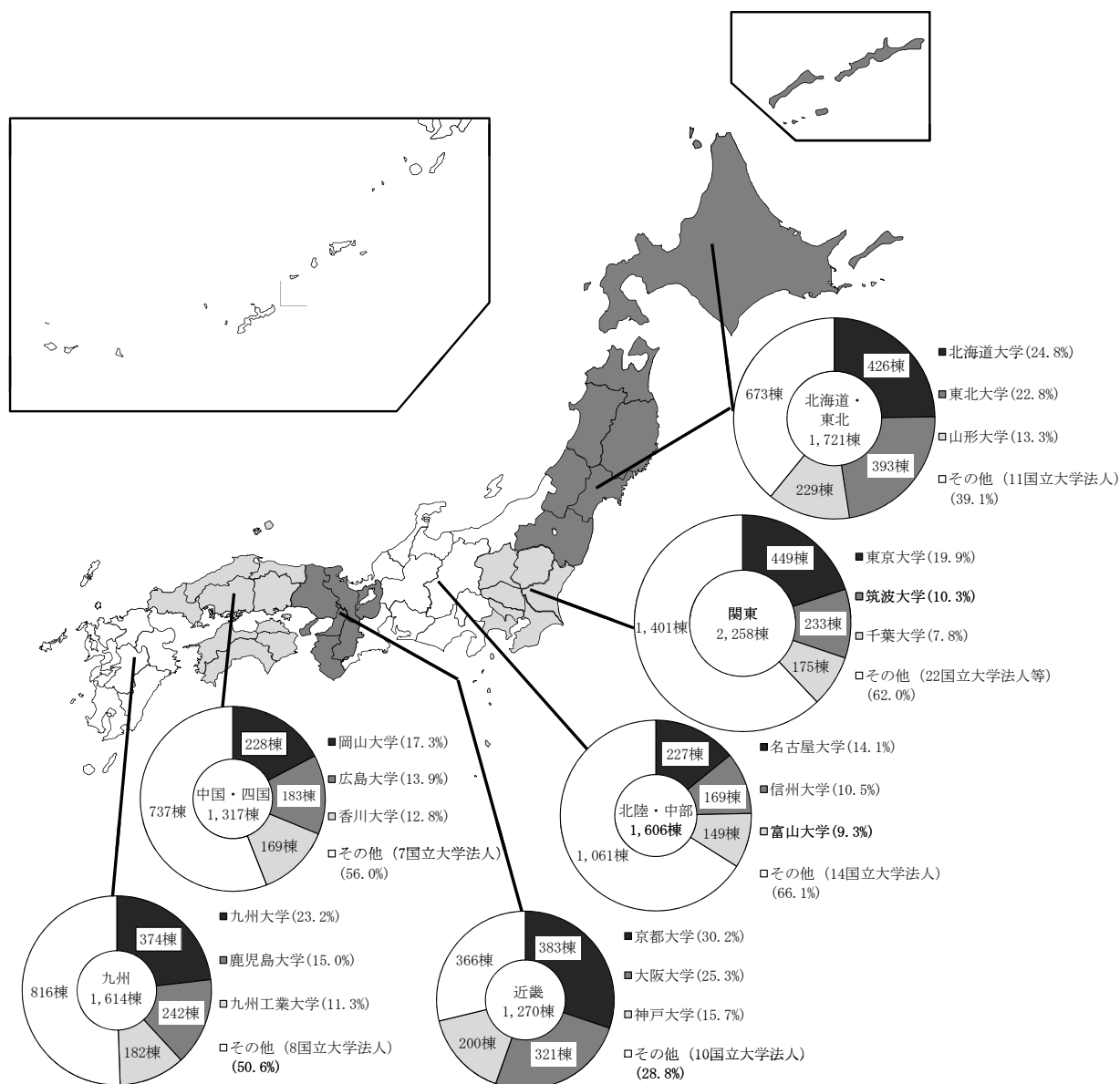
図表0-6-1 検査対象官署一覧（国立大学法人等）

検査対象法人	
北海道大学※	愛知教育大学
北海道教育大学	名古屋工業大学
室蘭工業大学	豊橋技術科学大学
小樽商科大学	三重大大学※
帯広畜産大学	滋賀大学
旭川医科大学※	滋賀医科大学※
北見工業大学	京都大学※
弘前大学※	京都教育大学
岩手大学	京都工芸繊維大学
東北大学※	大阪大学※
宮城教育大学	大阪教育大学
秋田大学※	兵庫教育大学
山形大学※	神戸大学※
福島大学	奈良教育大学
茨城大学	奈良女子大学
筑波大学※	和歌山大学
筑波技術大学	鳥取大学※
宇都宮大学	島根大学※
群馬大学※	岡山大学※
埼玉大学	広島大学※
千葉大学※	山口大学※
東京大学※	徳島大学※
東京医科歯科大学※	鳴門教育大学
東京外国語大学	香川大学※
東京学芸大学	愛媛大学※
東京農工大学	高知大学※
東京芸術大学	福岡教育大学
東京工業大学	九州大学※
東京海洋大学	九州工業大学
お茶の水女子大学	佐賀大学※
電気通信大学	長崎大学※
一橋大学	熊本大学※
横浜国立大学	大分大学※
新潟大学※	宮崎大学※
長岡技術科学大学	鹿児島大学※
上越教育大学	鹿屋体育大学
富山大学※	琉球大学※
金沢大学※	政策研究大学院大学
福井大学※	総合研究大学院大学
山梨大学※	北陸先端科学技術大学院大学
信州大学※	奈良先端科学技術大学院大学
岐阜大学※	人間文化研究機構
静岡大学	自然科学研究機構
浜松医科大学※	高エネルギー加速器研究機構
名古屋大学※	情報・システム研究機構

（注） 表中の※印は、附属病院を有する大学（42大学）である。

検査対象法人		教育施設	医療施設	計
90法人	棟数（棟）	9,359	427	9,786
	延床面積（㎡）	18,678,099	3,237,442	21,915,541
	資産台帳価額（百万円）	1,419,770	393,030	1,812,801

図表0-6-2 国立大学法人等の地方ブロック別棟数



(注) 円グラフは、各地方ブロック単位の国立大学法人等の棟数に占める割合を示す。

図表0-7 会計実地検査箇所一覧（府省等）

地方支分部局等名	箇所数
（内閣府） 沖縄総合事務局、四国管区警察局	2
（総務省） 中国総合通信局	1
（法務省） 名古屋法務局	1
（財務省） 北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、近畿財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局、仙台湾税局、熊本国税局	11
（文部科学省） 水戸原子力事務所	1
（厚生労働省） 東海北陸厚生局、三重労働局、沖縄労働局	3
（農林水産省） 関東農政局、東海農政局、中部森林管理局	3
（経済産業省） 関東経済産業局、中部経済産業局、中国経済産業局	3
（国土交通省） 東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局、東北運輸局、大阪航空局、福岡管区気象台、沖縄気象台、第二管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部	16
（環境省） 中国四国地方環境事務所	1
（防衛省） 東北防衛局	1
（裁判所） 広島高等裁判所、広島家庭裁判所	2
45地方支分部局等	

第2 検査の結果

1 耐震診断の状況

(1) 建築物の耐震に係る取組

ア 耐震化の目標等

耐震設計は、関東大震災の翌年（大正13年）に改正された市街地建築物法に導入され、昭和25年制定の建築基準法に引き継がれた考え方である。

建築基準法は、53年の宮城県沖地震等の大規模地震等を契機に大幅に改正され、56年から施行されている。改正された同法には、従来の設計では中地震（耐用年限中に数度遭遇する地震（震度5強程度））に対して構造体の損傷が生じないようにすることとしていたことに加え、新たに大地震（耐用年限中に一度遭遇するかもしれない程度の地震（震度6強程度））に対して構造体に部分的な損傷は生ずるが、倒壊や特定階の落階等は生じず、人命の安全確保をすることとする新しい耐震設計手法（以下「新耐震設計手法」という。）が導入されている。

平成7年の阪神・淡路大震災により新耐震設計手法を導入していなかった建築物に大きな被害が見られたことから、前記のとおり、同年に、耐震促進法が制定されて、特定建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されることとなった。

そして、国土交通大臣は、18年1月に策定した基本方針において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標として、住宅及び多数の者が利用する建築物については、昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震性を保持する建築物の割合（以下「耐震化率（新耐震水準）」という。）を平成27年までに現状の75%（棟数ベース）から少なくとも9割にすることとしている。また、同大臣は、この基本方針において、「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術指針」という。）を定めている。同大臣がこの技術指針の一部又は全部と同等の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合には、この方法によることができるとしている。

現在、技術指針の一部と同等以上の効力を有すると国土交通大臣により認定されている方法としては、「官庁施設の総合耐震診断基準」（一般財団法人建築保全センター）、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（一般財団法人日本建築防災協会）、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（一般財

団法人日本建築防災協会）等があり、これらの基準等に基づき、耐震診断が行われている。

そして、耐震診断は、おおむね、府省等については「官庁施設の総合耐震診断基準」により、独立行政法人等については「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等によりそれぞれ実施されている。

イ 耐震化に関する公表及び耐震化の目標

基本方針によると、国及び地方公共団体は、公共建築物の耐震化を促進するため、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成して公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきとされている。

そして、基本方針に基づき国が耐震性に係るリストを作成して公表しているものとしては、国土交通省官庁営繕部による同部が整備等を所掌している合同庁舎等の官庁施設（倉庫・車庫・渡り廊下等を除く延床面積200㎡以上の建築物）の耐震診断結果等や最高裁判所による裁判所施設の耐震診断結果等がある。しかし、これらの対象となった建築物は、府省等の建築物19,396棟に対して3,275棟（国土交通省官庁営繕部2,653棟、最高裁判所622棟）と約17%にすぎない。このほか、厚生労働省は、国立病院機構を含む全国の病院（患者が利用する建築物）の耐震化率等を、文部科学省は、国立大学法人等の建築物（倉庫・車庫等を除く）の耐震化の状況をそれぞれ公表している。これら以外の各府省等は、耐震化に関する公表を行っておらず、各府省等が積極的に耐震化に関する公表に取り組んでいない状況となっている。

耐震化の目標に関する各府省等の状況は、次のとおりである。

- (ア) 国土交通省（13年1月5日以前は建設省。以下同じ。）は、官庁営繕部が公表した施設のうち既存不適格建築物について、27年度末を目途にその全てが建築基準法に基づく耐震性能を満たすように努めるとともに、官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積ベース）に達するよう努めるとしている。
- (イ) 最高裁判所は、27年度末を目途に裁判所施設の耐震化率を9割（棟数ベース）とするよう努めるとしている。
- (ウ) 厚生労働省は、災害拠点病院及び救命救急センター（以下「災害拠点病院等」という。）のうち、21年度の調査の際に耐震化していなかった災害拠点病院等について、26年度末までにその半数の災害拠点病院等における全ての建築物の耐

震化を目標としている（災害拠点病院等全体として耐震化率の目標は81.2%）。

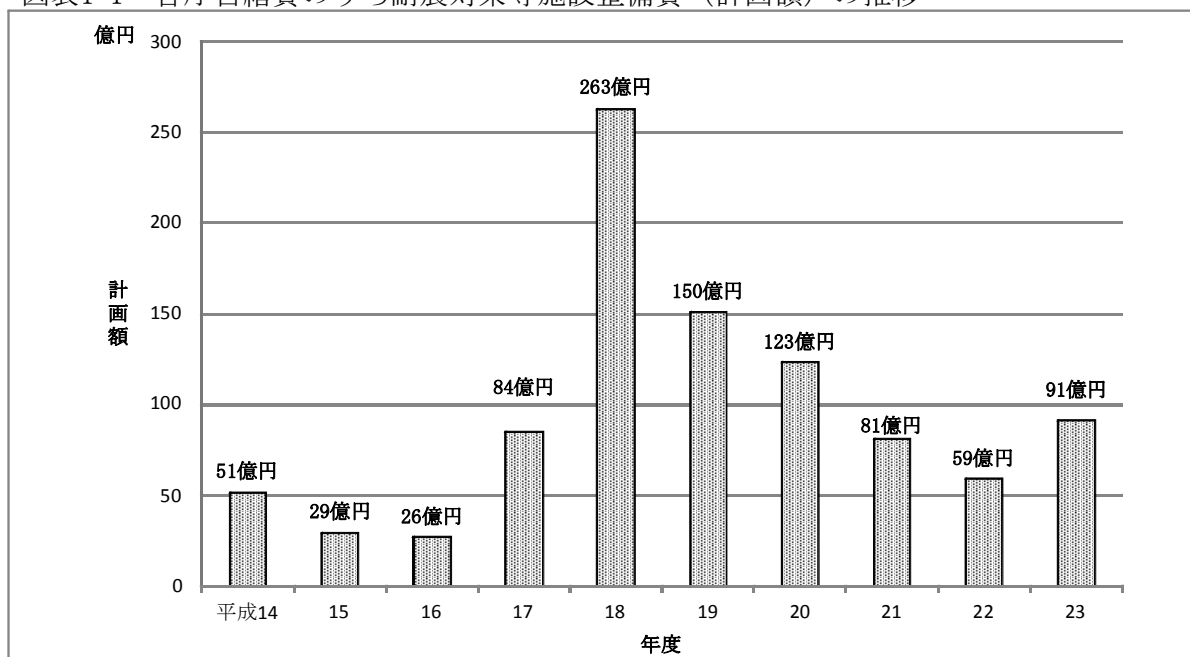
(エ) 文部科学省は、国立大学法人等の建築物の耐震化を推進しており、第3次国立大学法人等施設整備5か年計画（23年度～27年度）において、同計画期間内の27年度までに耐震化を完了させるとしている。

耐震安全性を評価する項目として、構造体（壁、柱等）、建築非構造部材（天井材、外壁、建具等）及び建築設備（電力供給設備、空気調和設備等）等の項目がある。上記(ア)から(エ)までの目標は、いずれも建築物の構造体についての耐震化の目標となっている。

ウ 耐震化対策に係る計画額

耐震改修等の耐震化対策は、国土交通省の官庁営繕費により実施されているほか、府省等が所管する施設整備費等（特別会計を含む。）により実施されている。官庁営繕費のうち、耐震改修に係る耐震対策等施設整備費（計画額）の推移は、図表1-1のとおりとなっている。

図表1-1 官庁営繕費のうち耐震対策等施設整備費（計画額）の推移



耐震対策等施設整備費（計画額）は、耐震促進法に基づく基本方針が策定された17年度の翌年度の18年度に大幅に増加し、その後22年度までは減少していたが、東日本大震災発生後の23年度は再び増加している。

(2) 耐震設計及び耐震診断基準等

ア 官公庁施設の建設等に関する法律等

公共建築物のうち、国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「府省等の建築物」という。）の建築、修繕等（以下「営繕」という。）は、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。）等に基づき実施されている。そして、主な府省等の建築物は、単独庁舎、中央及び地方の合同庁舎等であり、国土交通省は、官公法第10条に基づき、原則として、府省等の建築物のうち、衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂、特別会計（東日本大震災復興特別会計を除く。）に係る建築物、刑務所等、復旧整備のための学校、防衛省の特殊な建築物等以外の営繕を行うこととされている。

また、府省等の建築物の管理は、国有財産法（昭和23年法律第73号）等に基づき、府省等の単独庁舎については当該庁舎を所管する各府省等が、合同庁舎については当該庁舎に入居する各府省等の中から選定された管理官署がそれぞれ行っている。

国土交通大臣は、官公法第13条に基づき、府省等の建築物の位置、規模及び構造について、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年建設省告示第2379号。以下「位置規模構造基準」という。）を定めている。

そして、位置規模構造基準によると、各府省等は、府省等の建築物の用途に応じて、地域性、機能性、経済性及び環境保全の点から総合的に勘案して、その構造を決定することとされている。

イ 官庁施設の総合耐震計画基準

国土交通省は、昭和62年4月に、「官庁施設の総合耐震計画基準」（以下「計画基準」という。）及び「官庁施設の耐震点検・改修要領」（以下「点検改修要領」という。）を制定した。

また、国土交通省は、平成8年10月に、位置規模構造基準に基づき、府省等の建築物の必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、建築非構造部材及び建築設備についての耐震性能の強化を図ることなどに重点を置いた「官庁施設の総合耐震計画基準」（以下「計画基準」という。）を制定した。その後、14年度に、計画基準は、各府省等が耐震設計を実施する際の統一基準となった。

計画基準によると、府省等の建築物は、被害を受けた場合の社会的影響及び地域

的条件を考慮して施設を分類し、各施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備について、大地震動に対して施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図ることとされている。

そして、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修）によると、構造体の分類別の耐震性能は、建築基準法上必要とされる耐震性能を1.0とし、これに重要度を表す係数（以下「重要度係数」という。）を乗ずることにより定めるとされている。指定行政機関及び指定地方行政機関のうち、地方ブロック機関等の耐震安全性の目標が最も高い耐震安全性の分類をⅠ類とする施設については、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図る必要があることから、その重要度係数は1.5、Ⅰ類施設に分類されない指定地方行政機関等のⅡ類施設については、人命の安全確保に加えて機能確保を図る必要があることから、その重要度係数は1.25、Ⅰ類及びⅡ類以外の一般施設であるⅢ類施設については、人命の安全確保を図る必要があることから、その重要度係数は1.0とされている。

ウ 位置規模構造基準における耐震性能

国土交通大臣は18年に位置規模構造基準を改正し、官庁施設の種類ごとに耐震性能の目標や耐震安全性の目標値を示すこととした。これにより、各府省等は、地震に対する安全性の確保を図るため、構造体、建築非構造部材及び建築設備について、官庁施設が有する機能、地震により被害を受けた場合の社会的影響及び立地する地域的条件を考慮した官庁施設の重要度に応じて、大地震動に対する耐震性能の目標の達成を図ることとされている。耐震性能の目標について示すと、図表1-2のとおりとなっている。

図表1-2 耐震性能の目標

部 位	分類	耐 震 性 能 の 目 標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じないものであること。ただし、保有水平耐力計算において、建築基準法施行令に規定する式で計算した数値に1.5を乗じて得た数値を必要保有水平耐力とすること。
	II 類	大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるものであること。ただし、保有水平耐力計算において、建築基準法施行令に規定する式で計算した数値に1.25を乗じて得た数値を必要保有水平耐力とする。
	III 類	大地震動後、構造体全体の耐力が著しく低下しないものであること。ただし、保有水平耐力計算において、建築基準法施行令に規定する式で計算した数値を必要保有水平耐力とすること。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、建築非構造部材が、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しないものであること。
	B 類	大地震動後、建築非構造部材の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。
建築設備	甲類	大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであるとともに、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ相当期間維持することができるものであること。
	乙類	大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

(注) 本表の分類は、計画基準による。

また、官庁施設の種類別に位置規模構造基準における耐震性能について、計画基準の耐震安全性の分類とを組み合わせると、原則、図表1-3のとおりである。

図表1-3 官庁施設の種類の耐震性能

種類の耐震性能			
官庁施設の種類	耐震安全性の分類		
	構造体	建築非構造部材	建築設備
① 災対法第二条第三号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下②から⑪において同じ。）	I 類	A 類	甲類
② 災対法第二条第四号に規定する指定地方行政機関であって、二以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするもの（注(3)）が使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
③ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域内にある②に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
④ ②及び③に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所及び海上保安監部等が使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
⑤ 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類	甲類
⑥ 病院であって、⑤に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類	甲類
⑦ 学校、研修施設等であって、災対法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（④に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	A 類	乙類
⑧ 学校、研修施設等であって、⑦に掲げるもの以外の官庁施設（④に掲げる警察大学校を除く。）	II 類	B 類	乙類
⑨ 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	II 類	B 類	乙類
⑩ 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
⑪ 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
⑫ ①から⑪に掲げる官庁施設以外のもの	III 類	B 類	乙類

注(1) 本表は平成19年6月19日改正の位置規模構造基準に基づき作成した。

注(2) 耐震安全性の分類は計画基準の分類を参照した。

注(3) 二以上の都府県又は道の区域を管轄とする次の指定地方行政機関

管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台及び地方防衛局

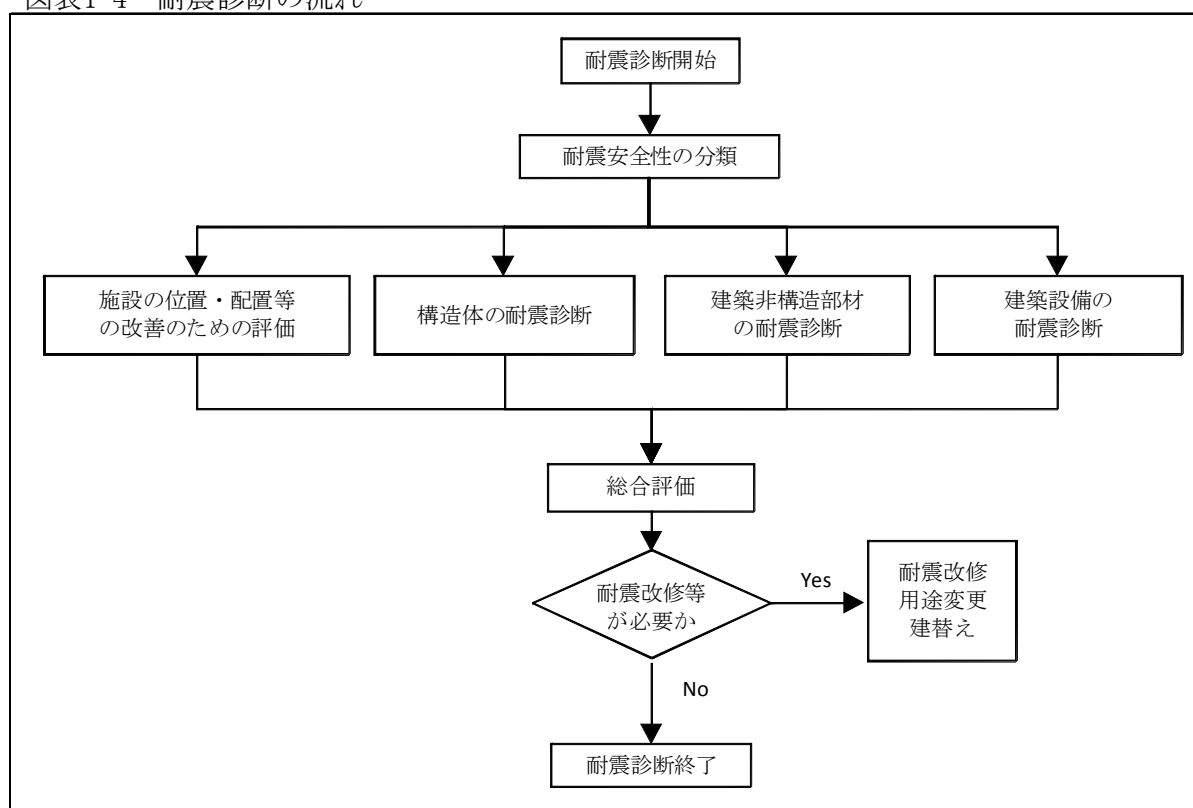
エ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準

国土交通省は、8年10月に、位置規模構造基準及び計画基準に基づき、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」（以下「診断改修基準」という。）を制定した。そして、各府省等は、診断改修基準等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施している。

(ア) 耐震診断の基準

診断改修基準等によると、耐震診断は、構造体、建築非構造部材、建築設備等のうち、必要な項目について実施し、保持している耐震安全性が、所要の性能を満足しているかどうかを図表1-4のとおり判定することとされている。

図表1-4 耐震診断の流れ



a 構造体の耐震診断

構造体の耐震診断については、次のように行うこととされている。

- ① 構造体の全体を対象として、設計図書に基づくとともに、現地調査により、施工状況、劣化状況等を十分考慮して実施する。
- ② 上部構造の構造体の耐震診断は、保有水平耐力と部材のじん性を適切に評価して耐震性能を把握し、施設の耐震安全性の目標を考慮して実施する。
- ③ 基礎構造及び地盤の耐震性能は、実情を考慮して適切に評価する。
- ④ 耐震安全性の評価は、上部構造及び基礎構造の評価を考慮して総合的に行

う。

b 建築非構造部材の耐震診断

建築非構造部材の耐震診断は、次のように行うこととされている。

- ① 活動拠点室、活動支援室及び活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室、機能の停止が許されない室等を特定し、それ以外の一般室と区分した上で実施する。
- ② 建築物の構造種別によって判断される大地震動時の構造体における層間(注6)変形角の推定により、建築物を剛性別に区分して部位別に実施する。

(注6) 層間変形角 地震時に対する建築物の水平変位を階高で割った値

c 建築設備の耐震診断

建築設備の耐震診断は、次のように行うこととされている。

- ① 建築設備機器、配管等が大地震動後にその施設の目的に応じた耐震性能を有しているか評価する。
- ② それぞれの設備内容ごとに評価した診断結果を基に、建築設備全体の総合的な耐震安全性の評価を行う。

(イ) 耐震安全性の評価

構造体の耐震安全性の評価は、図表1-5のとおり、a 評価の施設については、耐震性能が0.5未満であり、大地震動に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高いとされており、人命の安全に対する危険性が高く、この場合、緊急度に関する総合評価において、緊急に改修等の措置を講ずる必要がある施設に評価される。また、構造体の耐震安全性がd 評価以外の施設については、建築非構造部材及び建築設備についての耐震安全性の評価（図表1-6及び1-7参照）も勘案して、緊急度に関する総合評価により耐震改修、用途変更、建替え等（以下「耐震改修等」という。）の措置の必要性を総合的に勘案しながら、経済性、施工性等を考慮して、最も効果的な方法により耐震改修等を実施することとされている。

図表1-5 構造体の耐震安全性の評価

耐震性能	診 断 結 果	評 価
$\alpha < 0.5$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	a
$0.5 \leq \alpha < 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	b
$1.0 \leq \alpha$ かつ $\beta < 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い が、要求される機能が確保できないおそれがある。	c
$1.0 \leq \beta$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低 く、Ⅰ類及びⅡ類の施設では要求される機能が確保できる。	d

(注) 「 α 」は当該建築物の耐震性能であり、「 β 」は計画基準において定められている重要度係数（Ⅰ類施設1.5、Ⅱ類施設1.25、Ⅲ類施設1.0）を考慮した耐震性能（ α ／重要度係数）である。また、「 α 」における耐震性能1.0が現行の建築基準法上必要とされている耐震性能である。

図表1-6 建築非構造部材の耐震安全性の評価

診 断 結 果	評 価
建築非構造部材又はそれと構造体との取り付け部に問題があり、建築非構造部材が大地震動によって脱落することにより、人命に与える影響が極めて大きいと想定される。	a
耐震安全性の分類がA類となる施設において、要求される機能を発揮する上で、問題がある。 耐震安全性の分類がB類となる施設において、外装材等の落下に対し、建築計画上有効な措置がとられている。	c
診断の結果に問題がない。	d

図表1-7 建築設備の耐震安全性の評価

診 断 結 果	評 価
設備機器、配管等の破損等により、人命の安全確保に支障が生ずるおそれがある。甲類の施設においては、大地震動後における設備機器の確保に支障が生ずるおそれがある。	b
設備機器、配管等の破損は生ずるが、人命の安全確保、設備機能の確保に影響を及ぼさない。	c
設備機器、配管等の破損はなく、設備機能を確保できる。	d

オ 計画基準及び診断改修基準以外の耐震設計及び耐震診断の基準

(ア) 文部科学省の定める建築構造設計指針

国立大学法人等の保有する教育施設及び医療施設では、主に文部科学省の定める建築構造設計指針が耐震設計の基準として用いられている。また、一般財団法人日本建築防災協会の定めた基準が耐震診断の基準として用いられている。

a 建築構造設計指針

建築構造設計指針は、文部科学省が、計画基準に定める構造体の耐震安全性の確保等について、建築構造設計に関する標準的な手法を示すことにより、文教施設として必要とする性能の確保を図るために作成した指針であり、標準的な構造の国立の文教施設、国立大学法人（附属病院の医療施設を含む。）、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校機構を対象としている。

b 耐震安全性の目標

建築構造設計指針によると、新しく整備する施設の耐震安全性の目標については、大地震動後にも大きな補修をすることなく建築物を使用することが可能であり、人命の安全確保に加えて機能確保が図られていることとされている。また、耐震安全性の分類については、原則として計画基準の規定によるⅡ類、重要度係数は1.25以上であることとされている。このように、同指針においては、主に構造体についての標準的な設計手法が示されている。また、既存建築物の耐震診断に関しては、耐震診断の判定に係る指標について、鉄筋コンクリート構造の場合に構造耐震指標が0.7未満等であれば耐震補強の必要があると判断することとするなどとされている。

(注7) 構造耐震指標 構造体の耐震性能を表す指標であり、計画基準において耐震性能を表す指標とは異なる。耐震診断の結果、構造耐震指標が0.6の場合、建築基準法を満足するレベルとされている。文部科学省は、地震時の生徒等の安全確保に併せて、大地震動後における教育研究活動の速やかな回復、必要性等の特殊性を考慮して、これを割増しして0.7としている。

(イ) 一般財団法人日本建築防災協会の定める耐震診断基準

建築構造設計指針によると、耐震診断の方法については、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（以下「鉄筋コンクリート診断基準」という。）、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準及び耐震改修指針」（以下、これらの基準等を「鉄筋コンクリート診断基準等」という。）によることとされている。

検査の対象とした独立行政法人は、建築物の耐震安全性の確保に関する基準等を独自に制定していない。そして、耐震診断についても、独自に基準等を作成していないが、おおむね、鉄筋コンクリート診断基準等に基づいて耐震診断を実施している。

鉄筋コンクリート診断基準等は、前記の技術指針の一部と同等以上の効力を有すると国土交通大臣から認定されている耐震診断の方法である。これらの方法のうち、使用頻度が高い鉄筋コンクリート診断基準の概要は、次のとおりである。

a 耐震安全性の目標及び耐震診断

鉄筋コンクリート診断基準は、基本的に建築基準法に基づく耐震安全性の確保を目的としていて、既存の中低層の鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断に

適用され、構造体及び建築非構造部材についての耐震診断の方法が示されている。

b 耐震安全性の評価

鉄筋コンクリート診断基準によると、壁式あるいは比較的耐震壁が多く配された構造の鉄筋コンクリート構造の場合、構造耐震指標が構造耐震判定指標未^(注8)満であれば耐震補強が必要と判断される。また、鉄筋コンクリート診断基準では、建築非構造部材等の判定基準が定められていない。

(注8) 構造耐震判定指標 想定した地震動レベルに対して、建築物の所要の耐震安全性を図るために必要とされる構造耐震指標値であり、建築基準法上必要とされる構造耐震判定指標値は0.6である。

(3) 耐震診断の実施状況

耐震促進法によると、前記のとおり、既存不適格建築物のうち一定規模以上で多数の者が利用する建築物である特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修等を行うよう努めなければならないとされている。そして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」（平成7年政令第429号）において、特定建築物の要件等として、学校、病院、事務所等の用途に応じて、階数及び延床面積の規模等が定められており、事務所等の場合には階数が3以上かつ延床面積1,000㎡以上となっている。

そこで、今回の検査においては、延床面積200㎡以上（木造は同500㎡以上）の建築物を対象として分析を行うとともに、検査対象とした建築物のうち、階数が3以上かつ延床面積1,000㎡以上の事務所等の特定建築物に相当する規模等の建築物（以下、これらの建築物を「特定建築物規模相当の建築物」という。）を対象とした分析も行った。

耐震診断の実施状況について、官庁施設、教育施設、医療施設等の別にみると次のとおりである。

ア 官庁施設の耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

検査の対象とした官庁施設の建築物は19,288棟であり、このうち特定建築物規模相当の建築物は4,012棟である。

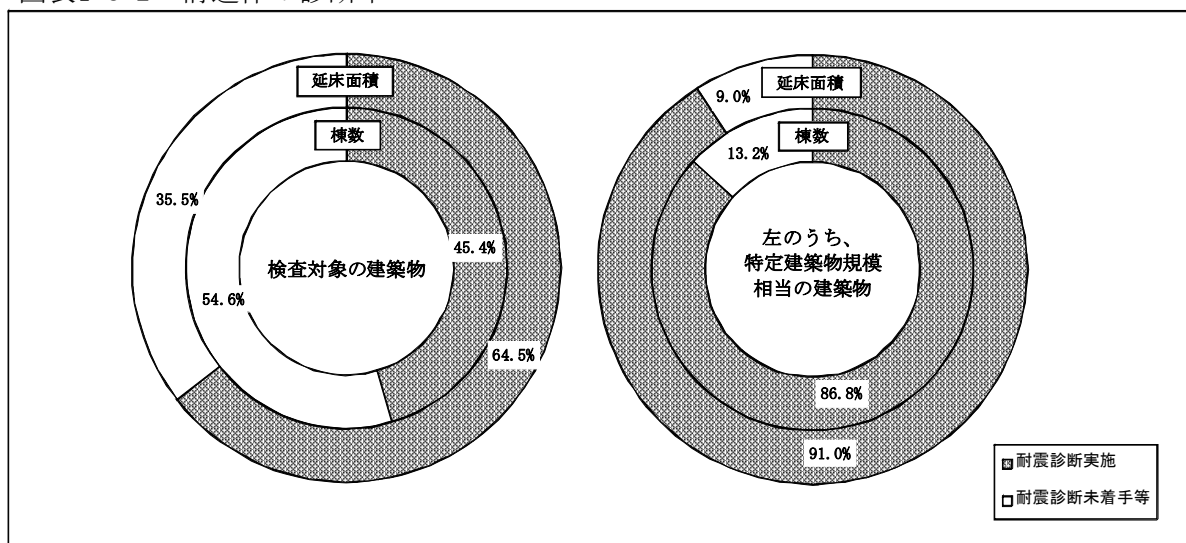
官庁施設の建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の実施率（以下「診断率」という。）は、図表1-8-1及び図表1-8-2のとおりである。

図表1-8-1 官庁施設における診断率

区分		耐震 安全 性の 分類	対象建築物（A）		耐震診断の実施状況等				計画基準に基づいて建設された建築物（C）		診断率 （B / (A - C)）	
					耐震診断実施（B）		耐震診断未着手等					
			棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （%）	延床面積 （%）
構造体	検査対象の建築物	I	3,519	8,155	576	2,392	1,032	1,250	1,911	4,511	35.8	65.7
		II	7,618	12,449	1,728	3,289	2,215	2,125	3,675	7,034	43.8	60.7
		III	8,151	12,229	1,938	3,096	1,853	1,457	4,360	7,676	51.1	68.0
		計	19,288	32,834	4,242	8,778	5,100	4,833	9,946	19,222	45.4	64.5
	うち、特定建築物規模相当の建築物	I	496	4,570	258	2,069	17	61	221	2,439	93.8	97.1
		II	1,762	7,076	756	2,587	130	357	876	4,132	85.3	87.9
		III	1,754	7,079	604	2,130	100	252	1,050	4,696	85.8	89.4
		計	4,012	18,727	1,618	6,787	247	670	2,147	11,268	86.8	91.0
建築非構造部材	検査対象の建築物	A	7,055	14,167	1,330	3,104	2,288	3,403	3,437	7,658	36.8	47.7
		B	12,232	18,666	1,256	2,176	5,849	6,728	5,127	9,761	17.7	24.4
		計	19,287	32,834	2,586	5,281	8,137	10,132	8,564	17,420	24.1	34.3
	うち、特定建築物規模相当の建築物	A	1,617	8,831	505	2,511	393	1,537	719	4,782	56.2	62.0
		B	2,395	9,895	458	1,609	733	2,699	1,204	5,586	38.5	37.4
		計	4,012	18,727	963	4,121	1,126	4,237	1,923	10,368	46.1	49.3
建築設備	検査対象の建築物	甲	6,272	12,418	1,164	2,844	2,051	2,957	3,057	6,616	36.2	49.0
		乙	13,014	20,415	1,363	2,268	6,144	7,343	5,507	10,803	18.2	23.6
		計	19,286	32,834	2,527	5,113	8,195	10,300	8,564	17,420	23.6	33.2
	うち、特定建築物規模相当の建築物	甲	1,305	7,512	446	2,315	314	1,232	545	3,964	58.7	65.3
		乙	2,707	11,214	502	1,666	827	3,144	1,378	6,403	37.8	34.6
		計	4,012	18,727	948	3,981	1,141	4,376	1,923	10,368	45.4	47.6

- 注(1) 経済産業省が所管する国家石油備蓄基地施設133棟は、旧石油公団が出資する子会社であったむつ小川原石油備蓄株式会社等の国家備蓄会社8社が建設し、平成16年2月に旧石油公団から国が承継して国有財産となったものである。このうち108棟については、新耐震設計手法に基づいて建設され、耐震安全性の分類がⅢ類であるため、耐震診断の状況及び耐震改修の状況の集計対象から除外しており、対象建築物の棟数及び延床面積の計は本文10ページの棟数及び延床面積の計とは一致しない。
- 注(2) 「耐震診断実施」は、耐震診断実施済数を集計しており、耐震改修を実施して耐震診断を実施したかどうか不明なものなどは含まれているが、耐震診断を一部についてのみ実施しているものや、平成23年12月31日現在で実施中のものは含まれない。図表1-19も同じ。
- 注(3) 「耐震診断未着手等」には、上記以外の耐震診断を実施したか不明なものや新耐震設計手法に基づいて建設しているものの独自に定めた耐震安全性の目標を満足していない可能性のあるものが含まれている。図表1-13、図表1-16、図表1-19及び図表1-23も同じ。
- 注(4) 対象建築物の棟数には、建築非構造部材及び建築設備のない建築物が含まれている。
- 注(5) 「計画基準に基づいて建設された建築物」には、計画基準制定以前の計画標準等で建設された建築物も含まれている。図表1-23も同じ。
- 注(6) 府省等別については別表1-1、別表1-2及び別表1-3を参照。

図表1-8-2 構造体の診断率



構造体の診断率は、棟数では45.4%であるが、延床面積では64.5%と19.1ポイント上回っている。このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数で86.8%、延床面積で91.0%となっていて、棟数で41.4ポイント高くなっている。また、棟数に比べて延床面積の診断率が高くなっていることから、大規模な建築物の耐震診断を優先している傾向が見受けられる。

建築非構造部材の診断率は、棟数で24.1%であり、構造体に比べて低くなっている。このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数で46.1%となっている。また、建築設備の診断率は、棟数で23.6%であり、特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数で45.4%となっている。

検査対象の建築物について、耐震安全性の分類別に構造体の診断率をみると、棟数でⅠ類は35.8%、Ⅱ類は43.8%、Ⅲ類は51.1%となっていて、最も重要とされ、施設として持つべき耐震安全性が高く要求されているⅠ類施設の診断率が最も低くなっているが、延床面積でみるとⅠ、Ⅱ及びⅢ類では大きな差は見受けられない。このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数でⅠ類は93.8%、Ⅱ類は85.3%、Ⅲ類は85.8%となっていて診断率はⅠ、Ⅱ及びⅢ類では大きな差は見受けられないもののⅠ類施設の診断率が最も高くなっている。そして、これらの耐震診断は、ほとんどが診断改修基準に基づいて実施されている。

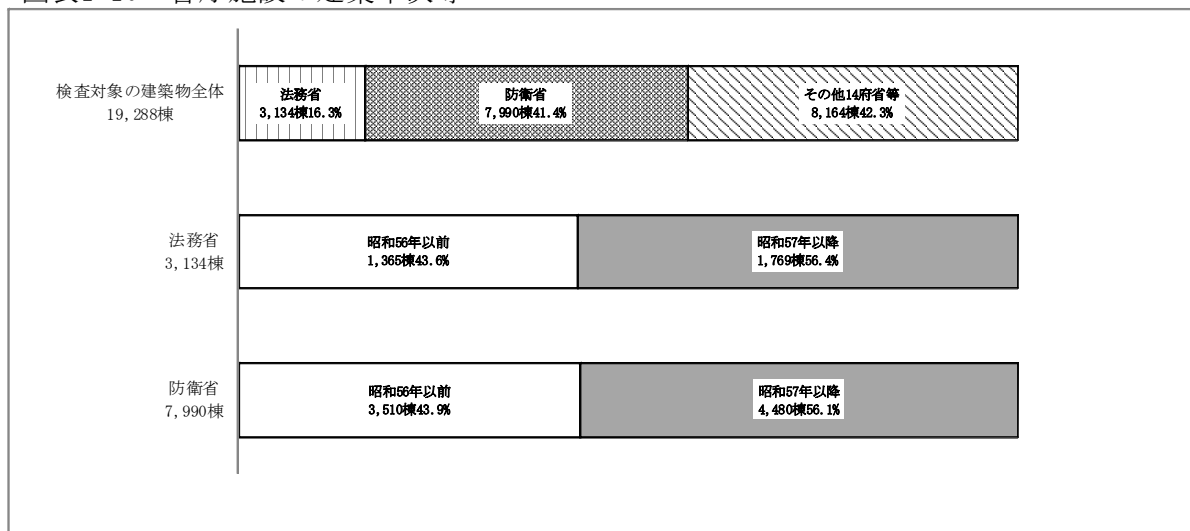
官庁施設における府省等別の構造体の診断率は、図表1-9のとおりである。

図表1-9 官庁施設における府省等別の構造体の診断率

府省等	検査対象の建築物		左のうち、特定建築物規模相当の建築物	
	棟数(%)	延床面積(%)	棟数(%)	延床面積(%)
内閣	100	100	100	100
内閣府	82.1	91.0	92.9	94.6
総務省	81.8	95.4	100	100
法務省	26.6	43.7	64.8	72.8
外務省	75.0	93.6	100	100
財務省	94.0	97.6	97.9	98.2
文部科学省	85.7	91.8	100	100
厚生労働省	58.8	68.6	61.5	83.5
農林水産省	45.9	72.8	93.2	97.4
経済産業省	33.3	75.5	45.0	82.2
国土交通省	73.7	88.0	96.7	98.5
環境省	39.5	63.8	100	100
防衛省	18.4	38.8	86.3	86.3
国会	56.7	94.2	86.7	97.2
裁判所	96.9	98.5	98.5	98.9
会計検査院	100	100	—	—
計	45.4	64.5	86.8	91.0

府省等の全体の診断率は、棟数で45.4%、延床面積で64.5%となっていて、延床面積が19.1ポイント高くなっている。府省等のうち診断率の低い2省（法務省及び防衛省）については、2省が保有する建築物が検査対象の建築物全体の57.7%と過半数を占めている上、図表1-10のとおり、新耐震設計手法導入以前の昭和56年以前に建築するなどされた診断対象となる古い建築物が非常に多いことが要因の一つである。

図表1-10 官庁施設の建築年次等



(注) 建築年次は、国有財産台帳の「建築又は取得時期」により集計している。

(イ) 耐震診断の結果

診断改修基準、点検改修要領及び鉄筋コンクリート診断基準等による建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の結果は、図表1-11のとおりである。

図表1-11 官庁施設における耐震診断の結果

区分		耐震安全性の分類	耐震診断実施		耐震安全性の評価										耐震改修等が必要でないもの					
					耐震改修等が必要なもの (a+b+c+不明)				a		b		c				診断結果が不明		d	
		棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)					
構造体	検査対象の建築物	I	576	2,392	444	1,803	144	632	186	639	87	267	27	264	132	589				
		II	1,728	3,289	1,212	2,572	331	676	634	1,307	195	456	52	132	516	717				
		III	1,938	3,096	1,049	2,149	387	978	635	992			27	178	889	946				
		計	4,242	8,778	2,705	6,525	862	2,287	1,455	2,939	282	724	106	574	1,537	2,253				
	うち、特定建築物規模相当の建築物	I	258	2,069	233	1,545	89	562	93	537	33	205	18	240	25	523				
		II	756	2,587	609	2,118	160	551	315	1,062	97	387	37	117	147	468				
		III	604	2,130	479	1,667	234	832	232	666			13	168	125	463				
		計	1,618	6,787	1,321	5,332	483	1,946	640	2,266	130	593	68	525	297	1,454				
建築非構造部材	検査対象の建築物	A	1,330	3,104	987	2,502	112	260			798	2,003	77	237	343	602				
		B	1,256	2,176	775	1,333	138	238			570	890	67	204	481	842				
		計	2,586	5,281	1,762	3,835	250	498			1,368	2,894	144	442	824	1,445				
	うち、特定建築物規模相当の建築物	A	505	2,511	402	2,055	49	219			287	1,611	66	224	103	455				
		B	458	1,609	301	992	59	186			200	630	42	175	157	616				
		計	963	4,121	703	3,048	108	405			487	2,242	108	399	260	1,072				
建築設備	検査対象の建築物	甲	1,164	2,844	1,026	2,706			784	2,284	197	278	45	143	138	138				
		乙	1,363	2,268	1,069	1,936			518	1,035	455	645	96	255	294	331				
		計	2,527	5,113	2,095	4,642			1,302	3,319	652	923	141	399	432	470				
	うち、特定建築物規模相当の建築物	甲	446	2,315	416	2,238			313	1,905	68	202	35	131	30	76				
		乙	502	1,666	433	1,483			224	821	139	438	70	223	69	182				
		計	948	3,981	849	3,722			537	2,726	207	641	105	354	99	259				

注(1) 点検改修要領による診断結果は、診断改修基準の評価に修正して整理している。図表1-14、図表1-17及び図表1-20も同じ。

注(2) 鉄筋コンクリート診断基準等による診断結果は、国土交通省告示第184号に基づいて評価を行っている。図表1-14、図表1-17及び図表1-20も同じ。

注(3) 「診断結果が不明」には、耐震改修等が必要であるが耐震安全性の評価の a、b 及び c に評価されないものも含まれている。図表1-14、図表1-17及び図表1-20も同じ。

構造体の耐震診断を実施していたのは4,242棟であり、耐震改修等が必要なものは2,705棟である。これを特定建築物規模相当の建築物でみると、耐震診断を実施していたのは1,618棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは1,321棟である。このように、耐震診断を実施した建築物のうち6割以上は耐震改修等が必要とされているが、このうち特定建築物規模相当の建築物についてみると、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされる a 評価が約4割を占めているなど、約8割が耐震改修等が必要なものとなっている。

建築非構造部材の耐震診断を実施したのは2,586棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは1,762棟と約7割を占めているが、a 評価が占める割合は少ない。また、特定建築物規模相当の建築物も同様の傾向となっている。

建築設備の耐震診断を実施していたのは2,527棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは2,095棟と約8割を占めているが、耐震安全性の評価の低い b 評価が耐震改修等が必要なものの約6割を占めている。これを特定建築物規模相当の建築物でみると、耐震診断を実施した948棟のうち、耐震改修等が必要なものは849棟と耐震改修等が必要なものの割合が更に高くなっている。

(注9)

なお、上記のほかに13府省が借り受けて入居している借受官庁施設240棟のうち、

(注10)
新耐震設計手法に基づいていない建築物が計21棟（7府省）見受けられた。このほ
(注11)
か、耐震安全性について不明である借受官庁施設が計18棟（7省）見受けられた。
また、借受官庁施設を選定する際に入居官署の重要度に応じた耐震性能を満たし
ているかどうかの条件の検討は、賃借料等の他の条件よりも優先度が低くなって
いる。

(注9) 13府省 内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(注10) 7府省 内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通
省、防衛省

(注11) 7省 総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、
防衛省

(ウ) 耐震診断を実施していない理由

構造体、建築非構造部材及び建築設備について耐震診断を実施していない理由
は、図表1-12のとおりである。

図表1-12 官庁施設における耐震診断未実施の理由

区分	耐震安全性の分類	耐震診断未実施の理由（複数回答）							その他
		移転、建替え又は廃止の予定があるため	倉庫等の用途で使用しており、常時職員がいないため	予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）	計画等で今後診断予定となっているため	年次点検、法定点検の際に設置状況等を確認しているため	施設の構造等により改修できないため	診断の必要がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）	
		(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
構造体	I	67	193	619	12		14	134	46
	II	275	369	1,153	38		27	343	58
	III	743	233	226	59		12	80	523
	計	1,085	795	1,998	109		53	557	627
建築非構造部材	A	278	283	1,113	61		36	435	183
	B	1,175	585	1,828	227		38	1,413	694
	計	1,453	868	2,941	288		74	1,848	877
建築設備	甲	246	274	1,001	55	40	35	329	131
	乙	1,200	588	1,925	232	422	36	1,141	755
	計	1,446	862	2,926	287	462	71	1,470	886

構造体の耐震診断を実施していない理由は、「予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）」が1,998件と最も多くなっている。また、この理由が選択されている官庁施設の約9割は、防衛省が占めている。同省は、その要因として、限られた予算の中で特定建築物規模相当の建築物を優先的に実施しているものの耐震診断の対象となる施設数が多いことなどによる予算上の制約を挙げている。そして、「移転、建替え又は廃止の予定があるため」が次に多い1,085件となっている。これは対象の建築物が移転、建替え又は廃止される予定がある場合には、

耐震診断を行う優先度が低くなる傾向を示しているものであるが、移転、建替えが早期に実施できない場合においては、現状における建築物の耐震安全性を把握するために耐震診断を実施することは重要であると認められる。なお、この理由が選択されている官庁施設の約5割は、法務省が占めている。同省は、46年以前の収容施設等については、原則、耐震改修せずに早期の建替えを図る方針としている。

その次に、「倉庫等の用途で使用しており、常時職員がいないため」が795件となっている。この理由が選択されている建築物は、耐震促進法により耐震改修等の努力義務が求められている建築物は主に多数の者が利用する一定規模以上の建築物であることから、要件に当てはまらない建築物は耐震改修等の努力義務の対象外となるため、災害応急活動等に支障のない倉庫等の耐震診断を行う必要性が低いものであると考えられる。その次に「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が557件となっている。この理由が選択されている建築物の多くは、特定建築物規模相当の建築物に該当しないものである。

建築非構造部材の耐震診断を実施していない理由は、構造体と同じく「予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）」が2,941件と最も多くなっている。そして、「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が次に多い1,848件となっている。建築設備の耐震診断を実施していない理由も同じく「予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）」が2,926件と最も多く、その次に多い理由は「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が1,470件となっている。

建築非構造部材、建築設備ともに、構造体と比べて「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が多く、この中には、建築非構造部材としての耐震安全性の分類がA類である建築物や建築設備としての耐震安全性の分類が甲類である建築物が選択されていて耐震安全性の目標が高い施設においても見受けられたり、特定建築物規模相当の建築物でも選択されていたりしている。

耐震診断を実施していない事例は、次のとおりである。

<事例-診断1>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
岡山河川事務所	岡山県岡山市	I 類	昭和51年	R C	3階	—	1,805㎡
岡山河川事務所（I 類）は、平成11年に構造体の耐震診断を実施し、耐震性能が不足（耐震診断の結果b）していることから、20年に耐震改修工事を実施した。しかし、構造体の耐震診断及び耐震改修を優先したため、同事務所の建築非構造部材及び建築設備については耐震診断を実施していなかった。							

<事例-診断2>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
小松基地管制塔	石川県小松市	I 類	昭和35年	R C	7階	—	1,318㎡
小松基地管制塔（I 類）は、建築が昭和35年と古く、7階建ての低層部分のみを使用しているものの計画基準等に基づいて設計及び施工が行われていないため、耐震診断を実施して耐震性能に不足があれば耐震改修等の措置を講じる必要があるが、将来建て替える計画を想定していることから、構造体、建築非構造部材及び建築設備のいずれについても耐震診断を実施していなかった。							

イ 教育施設の耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

検査の対象とした教育施設の建築物は、2独立行政法人及び90国立大学法人等の9,425棟であり、このうち特定建築物規模相当の建築物は4,179棟である。

対象とした建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、図表1-13-1及び図表1-13-2のとおりである。

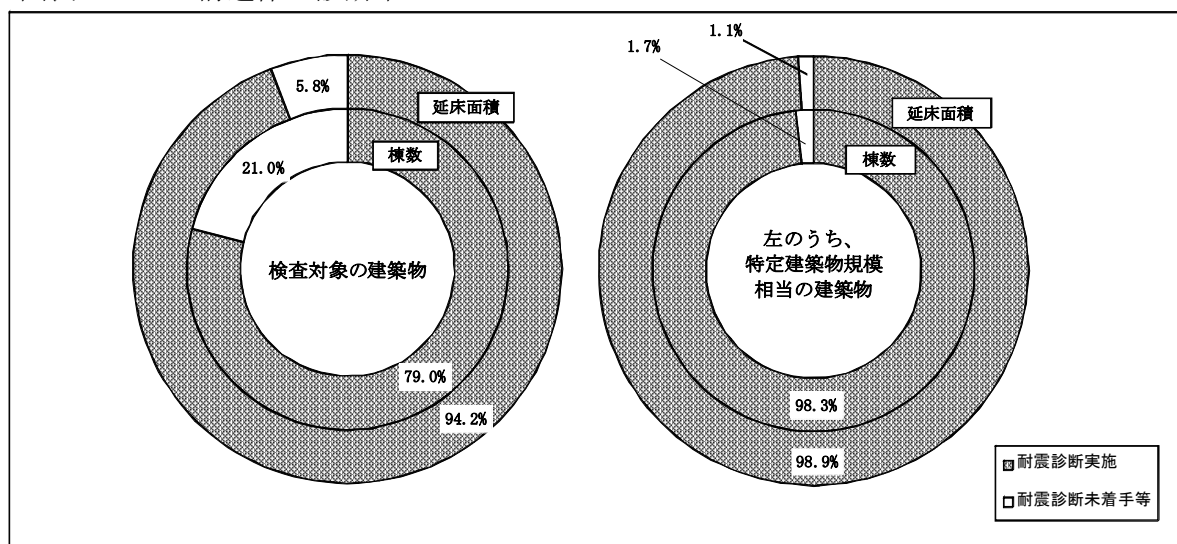
図表1-13-1 教育施設における診断率

区分		対象建築物（Ａ）		耐震診断の実施状況等				建設当初から所要の耐震性能を確保している建築物（Ｃ）		診断率 （Ｂ／（Ａ－Ｃ））	
				耐震診断実施（Ｂ）		耐震診断未着手等					
		棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （％）	延床面積 （％）
構造体	検査対象の建築物	9,425	18,808	4,021	9,285	1,066	572	4,338	8,950	79.0	94.2
	うち、特定建築物規模相当の建築物	4,179	14,854	2,162	7,584	38	85	1,979	7,184	98.3	98.9
建築非構造部材	検査対象の建築物	9,425	18,808	797	2,202	4,831	8,597	3,797	8,008	14.2	20.4
	うち、特定建築物規模相当の建築物	4,179	14,854	503	1,908	1,973	6,550	1,703	6,396	20.3	22.6
建築設備	検査対象の建築物	9,425	18,808	774	2,061	4,870	8,756	3,781	7,989	13.7	19.1
	うち、特定建築物規模相当の建築物	4,179	14,854	522	1,779	1,964	6,696	1,693	6,379	21.0	21.0

注(1) 「耐震診断実施」は、耐震診断実施済数を集計しており、耐震改修を実施して耐震診断を実施したかどうか不明なものなどは含まれているが、耐震診断を一部についてのみ実施しているものや、平成23年12月31日（国立大学法人等においては23年5月1日）現在で実施中のものは含まれない。図表1-16、図表1-22及び図表1-23も同じ。

注(2) 法人別については別表1-5及び別表1-7を参照。

図表1-13-2 構造体の診断率



構造体の診断率は、棟数で79.0%であり、このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数で98.3%と非常に高くなっている。これは、文部科学省の第3次国立大学法人等施設整備5か年計画に基づき、国立大学法人等が耐震診断を進めているためと考えられる。

建築非構造部材及び建築設備の診断率は、それぞれ棟数で14.2%、13.7%であり、このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率はそれぞれ棟数で20.3%、21.0%となっていて、構造体と比べると診断率は相当程度低くなっている。

(イ) 耐震診断の結果

診断改修基準、点検改修要領及び鉄筋コンクリート診断基準等による建築物の

構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の結果は、図表1-14のとおりである。

図表1-14 教育施設における耐震診断の結果

区分		耐震診断実施		耐震安全性の評価										耐震改修等が必要でないもの	
				耐震改修等が必要なもの (a+b+c+不明)											
				a		b		c		診断結果が不明		d			
				棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)		
構造体	検査対象の建築物	4,021	9,285	2,454	7,119	505	1,694	1,511	4,290	267	600	171	534	1,567	2,166
	うち、特定建築物規模相当の建築物	2,162	7,584	1,711	6,356	365	1,539	1,075	3,847	164	502	107	466	451	1,228
建築非構造部材	検査対象の建築物	797	2,202	749	2,113	50	76			39	85	660	1,951	48	88
	うち、特定建築物規模相当の建築物	503	1,908	477	1,839	24	63			23	70	430	1,705	26	68
建築設備	検査対象の建築物	774	2,061	670	1,861			50	76	45	99	575	1,685	104	199
	うち、特定建築物規模相当の建築物	522	1,779	476	1,629			24	63	26	82	426	1,483	46	149

構造体の耐震診断を実施していたのは4,021棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは2,454棟と約6割を占めている。これを特定建築物規模相当の建築物でみると、耐震診断を実施していたのは2,162棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは1,711棟で約8割を占めている。また、耐震改修等が必要なもののうち、耐震安全性の評価の低いa評価又はb評価とされたものが約8割を占めている。なお、一部耐震診断を実施しているが、当時の資料がないなどのため、診断結果が不明となっているものが見受けられた。

(ウ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、図表1-15のとおりである。

図表1-15 教育施設における耐震診断未実施の理由

区分	耐震診断未実施の理由（複数回答）								
	移転、建替え又は廃止の予定があるため	倉庫等の用途として使用しており、常時職員がいないため	予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）	計画等で今後診断予定となっているため	施設の構造又は運営を中断することが難しい等の理由により改修できないため	年次点検、法定点検の際に設置状況等を確認しているため	昭和56年に改正された建築基準法に基づいて建設しているため	診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）	その他
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
構造体	117	170	87	140	8		41	325	195
建築非構造部材	148	152	1,044	907	19		171	754	1,679
建築設備	149	149	1,065	827	188	143	175	703	1,625

構造体の耐震診断を実施していない理由は、「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が最も多く325件となっている。この理由が選択されている建築物の多くは、特定建築物規模相当の建築物に該当していないものである。次に多いのは「倉庫等の用途として使用しており、常時職員がいないため」が170件である。

建築非構造部材の耐震診断を実施していない理由は、「予算化されていないた

め（予算要求の見送りを含む。）」が1,044件とその他を除くと最も多くなっている。次に多い理由は「計画等で今後診断予定となっているため」が907件であり、これは、主に具体的な耐震診断の計画を策定済で、早期に耐震診断が実施されることが見込まれているものである。また、建築設備の耐震診断を実施していない理由は、建築非構造部材と同様の傾向が見受けられる。

建築非構造部材及び建築設備の診断率が低い要因は、今回、検査対象とした教育施設の建築物のほとんどが国立大学法人等の建築物であり、前記の第3次国立大学法人等施設整備5か年計画で平成27年度までに耐震化を完了させる目標は構造体についてのものであることから、国立大学法人等が主に構造体の耐震診断を優先していることが挙げられる。

ウ 医療施設の耐震診断の実施状況

検査の対象とした医療施設の建築物は、10独立行政法人及び42国立大学法人の2,859棟であり、このうち特定建築物規模相当の建築物は905棟、災害拠点病院の建築物は522棟である。

このうち、災害拠点病院は、8年より災害時における初期救急医療体制の充実強化を図り、地域の医療機関を支援するために整備が進められているものである。災害拠点病院は都道府県が指定するもので、その指定要件は、診療施設が耐震性を有することなどとされていたが、24年3月に指定要件が見直しされ、これに加えて病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましいとされた。

(ア) 耐震診断の実施状況

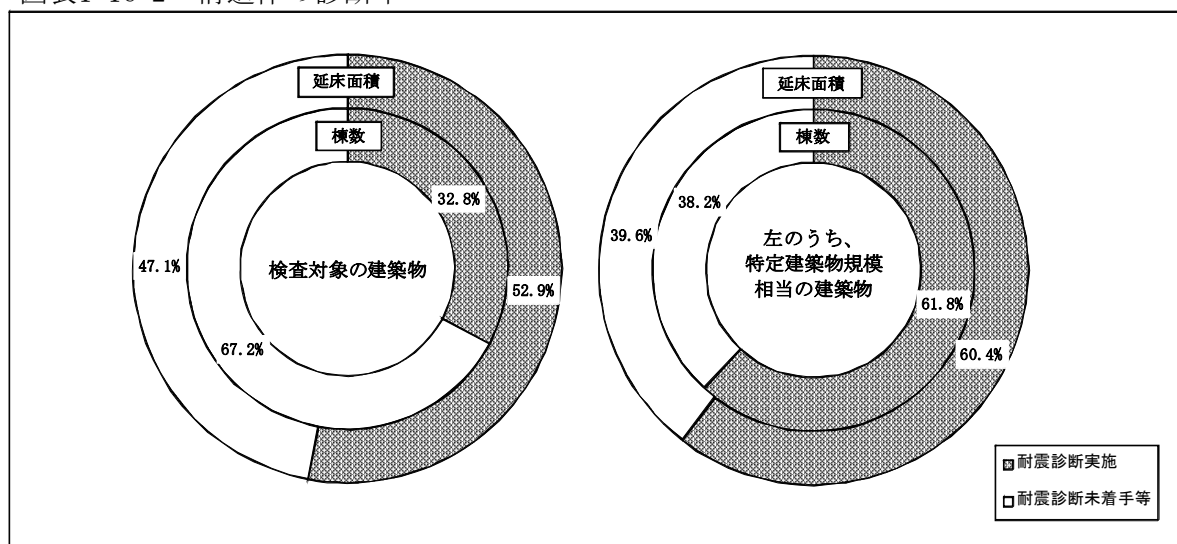
対象とした建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、図表1-16-1及び図表1-16-2のとおりである。

図表1-16-1 医療施設における診断率

区分		対象建築物（A）		耐震診断の実施状況等				建設当初から所要の耐震性能を確保している建築物（C）		診断率 （B / （A - C））	
				耐震診断実施（B）		耐震診断未着手等					
		棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （%）	延床面積 （%）
構造体	検査対象の建築物	2,859	10,110	552	2,451	1,133	2,180	1,174	5,477	32.8	52.9
	うち、特定建築物規模相当の建築物	905	8,300	298	2,057	184	1,347	423	4,896	61.8	60.4
	うち、災害拠点病院	522	4,202	119	948	126	394	277	2,859	48.6	70.6
建築非構造部材	検査対象の建築物	2,859	10,110	44	248	1,686	4,684	1,129	5,177	2.5	5.0
	うち、特定建築物規模相当の建築物	905	8,300	23	219	484	3,477	398	4,604	4.5	5.9
	うち、災害拠点病院	522	4,202	14	121	266	1,499	242	2,581	5.0	7.5
建築設備	検査対象の建築物	2,859	10,110	32	185	1,700	4,773	1,127	5,151	1.8	3.7
	うち、特定建築物規模相当の建築物	905	8,300	17	175	492	3,547	396	4,578	3.3	4.7
	うち、災害拠点病院	522	4,202	12	110	268	1,510	242	2,581	4.3	6.8

(注) 法人別については別表1-9及び別表1-11を参照。

図表1-16-2 構造体の診断率



構造体の診断率は、棟数で32.8%であるが、延床面積で52.9%と20.1ポイント高くなっている。このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数で61.8%となっていて、29.0ポイント診断率が高くなっている。また、災害拠点病院の診断率は、棟数で48.6%であるが、延床面積で70.6%と22.0ポイント高くなっている。

建築非構造部材の診断率は、棟数で2.5%であり、このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数で4.5%となっていて、いずれも診断率は構造体と比べて相当程度低くなっている。この傾向は、建築設備においても同様である。また、災害拠点病院の建築非構造部材及び建築設備の診断率は、それぞれ5.0%及び4.3

%と医療施設全体と同様に相当程度低くなっている。

(イ) 耐震診断の結果

診断改修基準、点検改修要領及び鉄筋コンクリート診断基準等による建築物の耐震診断の結果は、図表1-17のとおりである。

図表1-17 医療施設における耐震診断の結果

区分		耐震診断実施		耐震安全性の評価											
				耐震改修等が必要なもの (a+b+c+不明)										耐震改修等が必要でないもの	
				a		b		c		診断結果が不明		d			
棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)
構造体	検査対象の建築物	552	2,451	329	1,903	88	465	214	1,269	17	130	10	36	223	548
	うち、特定建築物規模相当の建築物	298	2,057	230	1,726	74	434	142	1,151	11	113	3	27	68	330
	うち、災害拠点病院	119	948	72	710	11	80	50	518	8	93	3	17	47	237
建築非構造部材	検査対象の建築物	44	248	33	192	10	37			2	9	21	145	11	56
	うち、特定建築物規模相当の建築物	23	219	18	181	2	33			2	9	14	138	5	37
	うち、災害拠点病院	14	121	13	117	—	—			—	—	13	117	1	4
建築設備	検査対象の建築物	32	185	24	157			10	37	2	9	12	110	8	28
	うち、特定建築物規模相当の建築物	17	175	14	151			2	33	2	9	10	107	3	23
	うち、災害拠点病院	12	110	12	110			—	—	—	—	12	110	—	—

構造体の耐震診断を実施していたのは552棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは329棟と約6割を占めている。これを特定建築物規模相当の建築物でみると、耐震診断を実施していたのは298棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは230棟と約8割を占めている。また、耐震改修等が必要なもののうち、耐震安全性の評価の低いa評価又はb評価とされたものが、約9割を占めている。さらに、災害拠点病院の建築物の構造体の耐震診断を実施していたのは119棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは72棟と約6割を占めている。

建築非構造部材及び建築設備で耐震診断を実施していた建築物は構造体と比べると非常に少ない。

(ウ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、図表1-18のとおりである。

図表1-18 医療施設における耐震診断未実施の理由

区分	耐震診断未実施の理由（複数回答）								
	移転、建替え又は廃止の予定があるため	倉庫等の用途として使用しており、常時職員がいないため	予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）	計画等で今後診断予定となっているため	施設の構造又は運営を中断することが難しい等の理由により改修できないため	年次点検、法定点検の際に設置状況等を確認しているため	昭和56年に改正された建築基準法に基づいて建設しているため	診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）	その他
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
構造体	579	49	51	2	23		146	281	24
建築非構造部材	518	35	76	36	38		143	775	89
建築設備	526	35	72	37	150	39	139	673	91

構造体の耐震診断を実施していない理由は、「移転、建替え又は廃止の予定があるため」が最も多く579件であり、耐震診断が未実施の約5割でこの理由が選択されていた。会計実地検査時においても、医療施設は施設内に病室や診察室があり、供用しながらの耐震改修工事が非常に困難であるため、耐震改修ではなく、移転又は建替えを計画することが多いという理由が挙げられており、同様の傾向にあることがうかがえる。次に多い理由は「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が281件であり、この理由が選択されている建築物の多くは、特定建築物規模相当の建築物に該当しないものである。耐震促進法においては、階数が3以上かつ延床面積1,000㎡以上である病院が特定建築物規模相当の建築物に該当することから、この要件に該当しない建築物は耐震診断等を実施する努力義務がないために耐震診断が実施されていない建築物も多く見受けられる。

建築非構造部材の耐震診断を実施していない理由は、「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が最も多く775件である。構造体と同じくこの理由が選択されている建築物の多くは、特定建築物規模相当の建築物には該当しないものである。次に多い理由は「移転、建替え又は廃止の予定があるため」が518件である。また、建築設備の耐震診断を実施していない理由は、建築非構造部材と同じく「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が最も多く673件であり、構造体と同じくこの理由が選択されている建築物の多くは、特定建築物規模相当の建築物には該当しないものである。次に多い理由は、建築非構造部材と同じく「移転、建替え又は廃止の予定があるため」が526件となっている。

医療施設の建築非構造部材及び建築設備の診断率が低い要因は、前記のとおり、厚生労働省において耐震化されていない災害拠点病院等の耐震化の目標は構造体についてのものであるなどとして目標を達成するために構造体の耐震診断を優先していること、医療施設に特有の事情として供用しながらの改修工事が困難なことから移転又は建替えを計画することが多いことなどが挙げられる。また、国立大学法人の医療施設についても、前記のとおり、構造体についての耐震化を目標としていることが要因の一つである。

エ 独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

検査の対象とした独立行政法人の建築物は4,793棟であり、このうち特定建築物規模相当の建築物は279棟である。

対象とした建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、図表1-19のとおりである。

図表1-19 独立行政法人の建築物における診断率

区分		対象建築物（A）		耐震診断の実施状況等				建設当初から所要の耐震性能を確保している建築物（C）		診断率 （B / （A－C））	
				耐震診断実施（B）		耐震診断未着手等					
		棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （％）	延床面積 （％）
構造体	検査対象の建築物	4,793	4,254	502	743	1,343	1,170	2,948	2,341	27.2	38.9
	うち、特定建築物規模相当の建築物	279	977	105	353	63	163	111	460	62.5	68.4
建築非構造部材	検査対象の建築物	4,793	4,254	139	308	1,911	1,716	2,743	2,229	6.8	15.2
	うち、特定建築物規模相当の建築物	279	977	63	230	105	286	111	460	37.5	44.6
建築設備	検査対象の建築物	4,793	4,254	75	150	1,975	1,873	2,743	2,229	3.7	7.5
	うち、特定建築物規模相当の建築物	279	977	30	87	138	428	111	460	17.9	17.0

(注) 法人別については別表1-13を参照。

構造体の診断率は、棟数で27.2%であるが、このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は棟数で62.5%である。また、検査対象の建築物における延床面積の診断率は38.9%となっており、棟数の診断率に比べて延床面積の診断率が高くなっていることからみて、大規模な建築物の耐震診断を優先している傾向が見受けられる。

建築非構造部材の診断率は、棟数で6.8%であり、このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は37.5%となっている。また、建築設備の診断率は、棟数で3.7%であり、このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は17.9%となっている。このように、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、構造体の診断率と比較して低くなっている。

なお、建設当初から所要の耐震性能を確保している建築物の割合について、構造体により比較すると、独立行政法人の対象建築物4,793棟に対して2,948棟の61.5%となっており、官庁施設における対象建築物19,288棟に対する9,946棟の51.6%より9.9ポイント高くなっている。

(イ) 耐震診断の結果

診断改修基準、点検改修要領及び鉄筋コンクリート診断基準等による独立行政法人の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の結果は、図表1-20のとおりである。

図表1-20 独立行政法人の建築物における耐震診断の結果

区分	耐震診断実施	耐震安全性の評価													
		耐震改修等が必要なもの (a+b+c+不明)												耐震改修等が必要でないもの	
		a		b		c		診断結果が不明		d					
		棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)
構造体	検査対象の建築物	502	743	238	524	95	172	111	254	15	35	17	60	264	219
	うち、特定建築物規模相当の建築物	105	353	86	288	33	99	49	176	2	7	2	4	19	64
建築非構造部材	検査対象の建築物	139	308	107	224	25	64			76	152	6	7	32	83
	うち、特定建築物規模相当の建築物	63	230	50	170	11	48			39	121	—	—	13	60
建築設備	検査対象の建築物	75	150	63	110			39	49	22	35	2	26	12	39
	うち、特定建築物規模相当の建築物	30	87	21	53			12	26	8	22	1	4	9	34

構造体の耐震診断を実施していたのは502棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは238棟と約5割となっている。これを特定建築物規模相当の建築物でみると、耐震診断を実施していたのは105棟であり、このうち耐震改修等が必要なものは86棟と約8割となっている。このように、全体的な傾向は官庁施設とほぼ同様となっている。また、耐震改修等が必要なもののうち、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされる a 評価が約4割を占めている。

(ウ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、図表1-21のとおりである。

図表1-21 独立行政法人の建築物における耐震診断未実施の理由

区分	耐震診断未実施の理由（複数回答）								
	移転、代替え又は廃止の予定があるため	倉庫等の用途として使用しており、常時職員がいないため	予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）	計画等で今後診断予定となっているため	施設の構造又は運営を中断することが難しい等の理由により改修できないため	年次点検、法定点検の際に設置状況等を確認しているため	昭和56年に改正された建築基準法に基づいて建設しているため	診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）	その他
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
構造体	26	490	182	10	15		107	382	42
建築非構造部材	30	617	248	4	18		334	720	40
建築設備	33	622	237	4	128	63	332	712	43

構造体の耐震診断を実施していない理由は、「倉庫等の用途として使用しており、常時職員がいないため」が490件と最も多く、次に多いのは「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が382件となっている。

建築非構造部材の耐震診断を実施していない理由は、「診断の必要性がないと判断したため（他の理由との重複を除く。）」が720件と最も多く、次に多い理由

は「倉庫等の用途として使用しており、常時職員がいないため」が617件である。
また、建築設備の耐震診断を実施していない理由は、建築非構造部材と同様の傾向が見受けられる。

独立行政法人の建築物は、全体的に診断率が低くなっているが、この要因は、検査の対象とした建築物に倉庫等の用途で使用されている建築物が多いこと及び耐震診断の必要がないと判断されているものが多いことによる。

オ 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震診断の実施状況

検査対象とした官庁施設、教育施設、医療施設等の別の構造体の診断率は、図表1-22のとおりである。

図表1-22 官庁施設、教育施設、医療施設等の構造体の診断率

区分	検査対象の建築物						左のうち、特定建築物規模相当の建築物					
	診断対象の建築物		耐震診断実施		診断率		診断対象の建築物		耐震診断実施		診断率	
	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
官庁施設	9,342	13,611	4,242	8,778	45.4	64.5	1,865	7,458	1,618	6,787	86.8	91.0
教育施設	5,087	9,858	4,021	9,285	79.0	94.2	2,200	7,670	2,162	7,584	98.3	98.9
医療施設	1,685	4,632	552	2,451	32.8	52.9	482	3,404	298	2,057	61.8	60.4
うち、災害拠点病院	245	1,343	119	948	48.6	70.6	140	1,219	90	876	64.3	71.9
独立行政法人の建築物	1,845	1,913	502	743	27.2	38.9	168	516	105	353	62.5	68.4
計	17,959	30,016	9,317	21,259	51.9	70.8	4,715	19,049	4,183	16,782	88.7	88.1

官庁施設の診断率は、棟数で45.4%と低いものの、延床面積で64.5%と19.1ポイント高くなっている。このうち特定建築物規模相当の建築物の診断率は、棟数で86.8%と高くなっている。

教育施設の診断率は、棟数で79.0%と官庁施設、医療施設等と比べると高い水準となっている。これは、前記のとおり、文部科学省の第3次国立大学法人等施設整備5か年計画に基づき、国立大学法人等が耐震診断を進めているためと考えられる。

医療施設の診断率は、棟数で32.8%となっているが、このうち特定建築物規模相当の建築物は、棟数で61.8%と29.0ポイント高くなっている。また、医療施設のうち災害拠点病院の構造体の診断率は、医療施設全体より高くなっている。

独立行政法人の建築物の診断率は27.2%となっているが、このうち特定建築物規模相当の建築物は、棟数で62.5%と35.3ポイント高くなっている。

強化地域等における構造体の診断率は、図表1-23のとおりである。

図表1-23 強化地域等における構造体の診断率

施設区分	対象建築物（A）		耐震診断の実施状況等				計画基準に基づいて建設された建築物（C）		構造体の診断率 （B / （A－C））							
			耐震診断実施（B）		耐震診断未着手等				強化地域				推進地域（Ⅰ）			
	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （棟）	延床面積 （千㎡）	棟数 （%）	延床面積 （%）	棟数 （%）	延床面積 （%）	棟数 （%）	延床面積 （%）	棟数 （%）	延床面積 （%）
官庁施設	19,288	32,834	4,242	8,778	5,100	4,833	9,946	19,222	45.4	64.5	52.2	72.1	51.8	67.3	37.5	55.6
教育施設	9,425	18,808	4,021	9,285	1,066	572	4,338	8,950	79.0	94.2	87.5	97.7	83.7	96.5	75.1	93.9
医療施設	2,859	10,110	552	2,451	1,133	2,180	1,174	5,477	32.8	52.9	48.1	66.9	41.7	57.4	35.4	66.8
うち、災害拠点病院	522	4,202	119	948	126	394	277	2,859	48.6	70.6	56.3	69.7	57.6	80.0	100	100
独立行政法人の建築物	4,793	4,254	502	743	1,343	1,170	2,948	2,341	27.2	38.9	33.6	49.2	38.8	52.9	31.1	38.3
計	36,365	66,008	9,317	21,259	8,642	8,756	18,406	35,991	51.9	70.8	61.9	80.3	61.0	76.5	46.8	69.1

注(1) 「計画基準に基づいて建設された建築物」は教育施設、医療施設、独立行政法人の建築物については、「建設当初から所要の耐震性能を確保している建築物」である。

注(2) 府省等別、法人別については別表1-4、別表1-6、別表1-8、別表1-10、別表1-12及び別表1-14を参照。

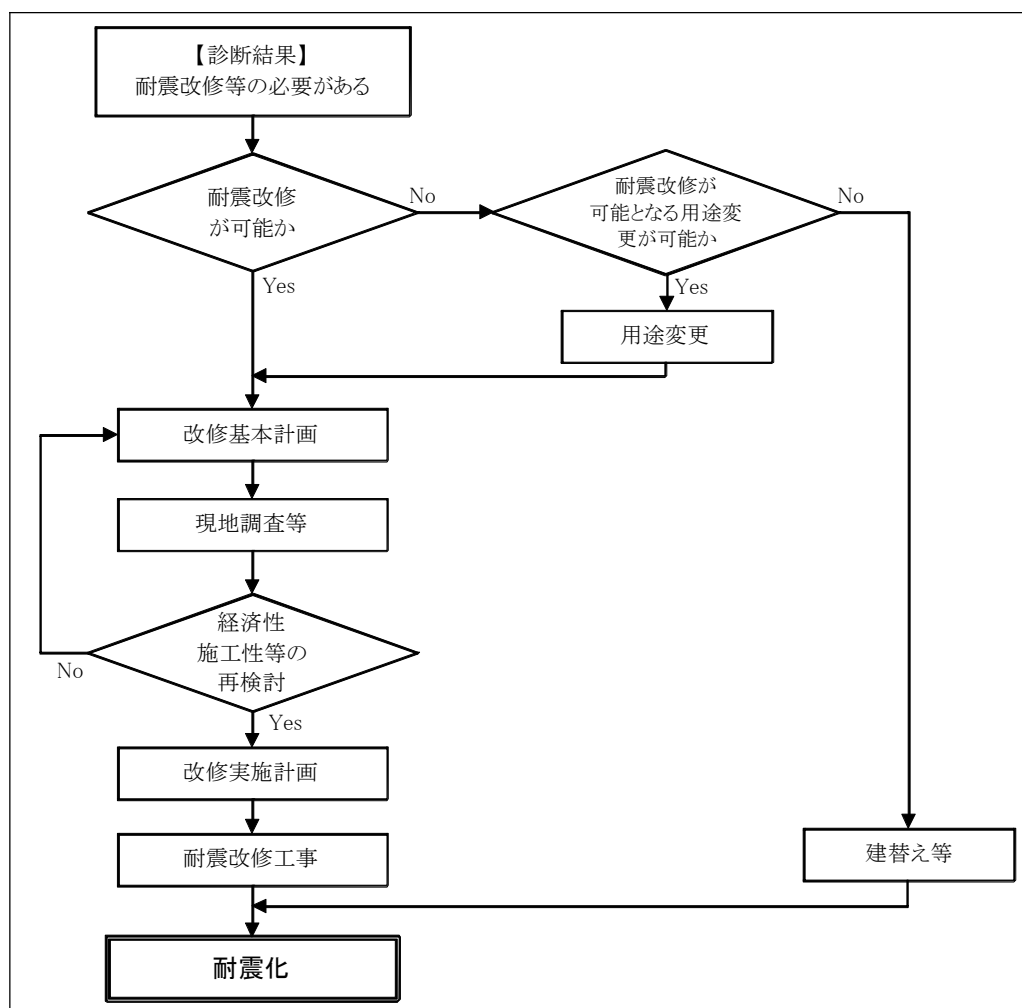
いずれの施設も、強化地域及び推進地域（Ⅰ）における診断率は全体の診断率に比べて高くなっているが、推進地域（Ⅱ）における診断率は、災害拠点病院を除いて強化地域及び推進地域（Ⅰ）に比べて約10ポイント低くなっている。この要因は、前記のとおり、両推進地域は指定が行われてから10年を経過していないが、強化地域は昭和54年に指定されてから30年以上が経過していることから長期間にわたり対策が執られていること、推進地域（Ⅰ）の指定区域は静岡県、愛知県等の強化地域に指定されている区域と一部重複していることなどが挙げられる。

2 耐震改修の状況

(1) 耐震改修の概要

府省等は、耐震診断の結果を踏まえ、建築物の耐震改修等が必要と判断した場合には、診断改修基準に基づき、施設の位置・配置等、構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断結果を総合的に勘案し、最も効果的な方法により耐震改修を実施することとされている。そして、図表2-1のとおり、施設の機能性確保、施工性、経済性等の面から所要の耐震性能を確保する耐震改修が可能か検討し、耐震改修が困難な場合には、施設の用途変更の可否も含めて判断し、用途変更も不可能な場合には、建替え等により施設の耐震化を図ることとされている。このように、府省等の建築物の耐震改修は、既存建築物の耐震改修工事を行うことだけではなく、建替え等を含めた効果的な改修方法を検討することとされている。

図表2-1 耐震改修等の流れ



また、独立行政法人等は、建替え等を含めた改修方法を検討し施設の耐震化を図る

ことにしている。

(2) 耐震改修の実施状況

官庁施設、教育施設、医療施設等の建築物の延床面積200㎡以上（木造は同500㎡以上）の建築物を対象として、耐震改修の実施状況をみると、次のとおりである。

ア 官庁施設の耐震改修の実施状況

(ア) 耐震改修工事の実施状況

a 構造体の耐震改修工事

構造体の耐震診断の結果、計画基準に基づく耐震性能を確保していないため耐震改修等が必要とされた官庁施設の建築物に対する耐震改修工事の実施状況は、図表2-2のとおりである。

図表2-2 官庁施設における耐震改修工事の実施状況（構造体）

区分	耐震安全性の分類	耐震診断により耐震改修等が必要とされた建築物（A）		耐震改修工事が実施されていた建築物（B）		耐震改修率（B）／（A）	
		棟数（棟）	延床面積（千㎡）	棟数（棟）	延床面積（千㎡）	棟数（%）	延床面積（%）
検査対象の建築物	I	444	1,803	182	886	41.0	49.1
	II	1,212	2,572	682	1,201	56.3	46.7
	III	1,049	2,149	370	894	35.3	41.6
	計	2,705	6,525	1,234	2,981	45.6	45.7
	うち、特定建築物規模相当の建築物	I	233	1,545	97	41.6	51.9
		II	609	2,118	311	51.1	44.3
		III	479	1,667	227	47.4	46.0
		計	1,321	5,332	635	48.1	47.0

構造体の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた官庁施設の建築物（図表1-11参照）2,705棟に対して、耐震改修工事が実施されていた官庁施設の建築物は1,234棟であり、その割合（以下「耐震改修率」という。）は、棟数で45.6%となっている。

耐震安全性の分類別に耐震改修率をみると、I類の特定建築物規模相当の建築物は、棟数では41.6%であるが、延床面積では51.9%と10.3ポイント上回っていることから、1棟当たりの延床面積が大きい、大規模な合同庁舎等の建築物の耐震改修工事を優先的に実施している傾向が見受けられる。一方、II類の建築物は、特定建築物規模相当の建築物より検査対象の建築物全体の方が棟数、延床面積共に耐震改修率が高く、検査対象の建築物全体の耐震改修率は、棟数

では56.3%であるが、延床面積では46.7%と9.6ポイント低くなっていることから、Ⅰ類とは逆に比較的小規模な単独庁舎等の建築物の耐震改修工事を多く実施している傾向が見受けられる。

また、耐震改修工事後も計画基準に基づく耐震性能を確保していない建築物が、16年度報告においては耐震改修工事が実施されていた棟数の約3割で見受けられたが、今回は耐震改修工事が実施されていた棟数の約3%、38棟で見受けられた。耐震改修工事後も計画基準に基づく耐震性能を確保していない主な原因は、計画基準に基づく耐震性能の確保を目標とした場合、施設の機能性が確保された耐震改修工事の実施が困難と判断されたり、耐震改修工事後に建築物の耐震安全性の分類が変更されたりなどしたことによるものである。

計画基準に基づく耐震性能の確保を目標とした場合、施設の機能性が確保された耐震改修工事の実施が困難と判断された事例は、次のとおりである。

<事例-改修1>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構 造 ・ 規 模			
				構造	地上	地下	延床面積
中部経済産業総合庁舎	愛知県名古屋市	Ⅰ 類	昭和35年	R C	4階	1階	9,312㎡
中部経済産業総合庁舎は、平成9年度に行った耐震診断の結果（Ⅰ類、構造体の評価a、評価値0.08）、耐震改修等が必要とされたが、以下の理由から、計画基準に基づきⅠ類の耐震性能（1.5）の確保を目標とした耐震改修工事は困難と判断したため、17年度に、建築基準法に基づく耐震性能（1.0）の確保を目標とする耐震改修工事が実施されていた。 計画基準に基づきⅠ類の耐震性能の確保を目標とした耐震改修工事の実施が困難と判断した理由は、耐震壁の数が多くなるなどして入居官署の業務に支障をきたすことになること、工事実施当時、国土交通省が策定した第4次官庁施設整備10箇年計画において、同庁舎が建替整備対象の施設に位置付けられていたことなどを踏まえ、建替整備までの期間における施設の機能性の確保を考慮するなどしたためである。 このように、同庁舎の耐震改修工事後の耐震性能（構造体の評価c、評価値1.00）は、Ⅰ類の施設として計画基準に基づく耐震性能が確保されていない。							

（注） 評価値は、建築基準法上必要とされる耐震性能を1.0としたものである（以下同じ。）。

耐震改修工事後に建築物の耐震安全性の分類が変更されたため、計画基準に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設となった事例は、次のとおりである。

<事例-改修2>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
湯島地方合同庁舎	東京都文京区	Ⅱ類	昭和46年	R C	5階	—	5,797㎡
湯島地方合同庁舎は、東京財務事務所等が入居しており、平成12年度に耐震改修工事が実施されていた。 この耐震改修工事は、工事実施当時、財務事務所等が入居する庁舎はⅢ類に分類されていたことから、Ⅲ類の官庁施設としての計画基準に基づく耐震性能（1.0）を確保する改修（Ⅲ類、構造体の評価d、評価値1.00）として行われたものである。 その後、19年4月の位置規模構造基準の改正に伴い、財務事務所が入居する庁舎はⅡ類に分類されたため、同庁舎は、Ⅱ類の官庁施設としての計画基準に基づく耐震性能（1.25）が確保されていない官庁施設（Ⅱ類、構造体の評価c、評価値1.00）となっている。							

b 建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事

建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の結果、計画基準に基づく耐震性能を確保していないため耐震改修等が必要とされた官庁施設の建築物に対する耐震改修工事の実施状況は、図表2-3のとおりである。

図表2-3 官庁施設における耐震改修工事の実施状況（建築非構造部材及び建築設備）

区分		耐震安全性の分類	耐震診断により耐震改修等が必要とされた建築物（A）		耐震改修工事が実施されていた建築物（B）		耐震改修率（B）／（A）	
			棟数（棟）	延床面積（千㎡）	棟数（棟）	延床面積（千㎡）	棟数（％）	延床面積（％）
建築非構造部材	検査対象の建築物	A	987	2,502	350	740	35.5	29.6
		B	775	1,333	139	315	17.9	23.6
		計	1,762	3,835	489	1,056	27.8	27.5
	うち、特定建築物規模相当の建築物	A	402	2,055	157	605	39.1	29.4
		B	301	992	69	252	22.9	25.5
		計	703	3,048	226	858	32.1	28.2
建築設備	検査対象の建築物	甲	1,026	2,706	305	765	29.7	28.3
		乙	1,069	1,936	190	424	17.8	21.9
		計	2,095	4,642	495	1,190	23.6	25.6
	うち、特定建築物規模相当の建築物	甲	416	2,238	131	637	31.5	28.5
		乙	433	1,483	109	357	25.2	24.1
		計	849	3,722	240	995	28.3	26.7

（注）耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた全ての箇所について耐震改修工事が実施されていた建築物を集計している。

建築非構造部材の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた官庁施設の建築物（図表1-11参照）1,762棟に対して、耐震改修工事が実施されていた官庁施

設の建築物は489棟であり、耐震改修率は棟数で27.8%となっている。

建築設備の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた官庁施設の建築物（図表1-11参照）2,095棟に対して、耐震改修工事が実施されていた官庁施設の建築物は495棟であり、耐震改修率は棟数で23.6%となっている。

このように、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率が、構造体の耐震改修率に比べて低くなっているのは、建築非構造部材及び建築設備は、模様替えや耐用年数経過による機器等の更新工事に合わせて順次耐震化を行う場合があるなど、構造体と異なり、耐震診断により耐震改修等が必要とされた箇所を全て一度に改修するとは限らないことが要因の一つと考えられる。特定建築物規模相当の建築物についてみると、建築非構造部材A類の耐震改修率は39.1%、また、建築設備甲類の耐震改修率は31.5%となっていて、検査対象の建築物全体の耐震改修率と比べて高くなっており、災害応急対策活動の拠点等となる特定建築物規模相当の建築物は、他の建築物より建築非構造部材及び建築設備に係る耐震改修工事が優先的に実施されている傾向が見受けられる。

(イ) 耐震改修工事を実施していない理由等

a 耐震改修工事を実施していない理由

官庁施設の建築物の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされたのに、耐震改修工事を実施していない理由は、図表2-4のとおりである。

図表2-4 官庁施設における耐震改修工事未実施の理由

区分	耐震安全性の分類	耐震改修工事未実施の理由(複数回答)						
		移転、建替え又は廃止の予定があるため (件)	倉庫等の用途として使用しており常時職員がいないため (件)	予算化されていないため(予算要求の見送りを含む。) (件)	24年度以降に改修工事を予定しているため (件)	施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したため (件)	改修の必要性がないと判断したため(他の理由との重複を除く。) (件)	その他 (件)
構造体	I	73	4	54	57	5	10	54
	II	155	11	149	98	7	36	48
	III	193	20	213	181	19	7	39
	計	421	35	416	336	31	53	141
建築非構造部材	A	106	13	170	97	10	56	122
	B	99	11	130	145	4	136	37
	計	205	24	300	242	14	192	159
建築設備	甲	118	11	207	103	11	68	101
	乙	105	12	184	232	4	178	89
	計	223	23	391	335	15	246	190

構造体の耐震改修工事を実施していない理由は、「移転、建替え又は廃止の予定があるため」が421件と最も多く、建築物の耐震化は建替え等を含めて総合的に判断して実施されることから、耐震改修工事を実施していないと考えられる。次に多い理由は、「予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）」で416件、その次に多い理由は、「24年度以降に改修工事を予定しているため」で336件となっている。

また、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事を実施していない理由は、「予算化されていないため（予算要求の見送りを含む。）」がそれぞれ300件及び391件と最も多く、次に多い理由は、「24年度以降に改修工事を予定しているため」の242件及び335件となっている。

b 使用調整による耐震化

建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設について、当該官庁施設に入居している官署を計画基準に基づく耐震性能が確保されている別の既存官庁施設に移転させることなどにより、耐震性能が確保されていない当該官庁施設を廃止することは、官庁施設の耐震化を図るだけではなく、既存官庁施設の有効活用を図る点からも効果的な方策であると認められる。

既存官庁施設の有効活用に関する方策としては、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」（昭和32年法律第115号。以下「庁舎法」という。）第4条に基づき、財務大臣が定める庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）による使用調整等がある。使用調整とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることで、その対象には、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設も含まれている。

そこで、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居する官署を計画基準に基づく耐震性能が確保されている別の官庁施設に移転させ、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設を廃止することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化が図られることとなる庁舎等使用調整計画について検査したところ、次のような事例が見受けられた。

<参考事例-改修1>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
一関税務署庁舎	岩手県一関市	Ⅲ類	昭和36年	R C	2階	—	609㎡
一関税務署庁舎（Ⅲ類、構造体の評価 b、評価値0.66）は、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない。 そして、同庁舎は、平成22年6月に決定された庁舎等使用調整計画において、一関税務署等を他の入居官署の統合・移転に伴い空きスペースが生じる一関法務総合庁舎（Ⅲ類、構造体の評価 d）に移転させた後、廃止することとされた（同計画の実施は、東日本大震災の影響で延期されている。）。 すなわち、同計画は、その実施により、計画基準に基づく耐震性能が確保された既存官庁施設（一関法務総合庁舎）を有効活用することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化を図ることとしている。							

このように、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設の中には、庁舎等使用調整計画の実施により廃止されるものが含まれており、財務省が行う使用調整は、官庁施設の耐震化の促進にも資するものとなっている。

c 合同庁舎の整備による耐震化

官庁施設の建替えは、合同庁舎又は単独庁舎を建て替える場合や複数の単独庁舎を取り壊して合同庁舎を建設する場合等があり、これら官庁施設の整備は、前記のとおり、官公法第10条に基づき、原則として国土交通省が行うこととなっている。

そして、国土交通省は、官庁施設の整備に関して、官庁施設の耐震化を図るために必要性があると判断された合同庁舎のうち、国の出先機関が入居予定の合同庁舎の整備について、政府において国の出先機関改革の検討が進められていることを踏まえ、21年10月の平成22年度予算概算要求の見直しにより、耐震性に問題がある現庁舎の割合が高く整備の緊急性が真に高い事業であって、入居官署の見直しにより無駄を生じさせないよう対応できる事業以外の合同庁舎の整備については実施を見送ることとした。その後、国土交通省は、東日本大震災の被災状況を踏まえ、上記の条件に加え、強化地域等に所在し指定地方行政機関等が集約される合同庁舎等であって、防災機能の強化のために整備が必要なものを優先的に整備することとした。その結果、国土交通本省の会計実地

検査を実施した24年6月時点において、国土交通省は、17か所の合同庁舎の整備を見送っている。

そこで、建替え等の予定があるため耐震改修工事を実施していないとしている官庁施設の入居官署の中には、上記の整備が見送られている合同庁舎に入居する予定となっている官署もあることから、整備が見送られている合同庁舎に入居予定となっている官署が現在入居している官庁施設の状況等について検査したところ、次のように耐震化が図られていない事例が見受けられた。

<事例-改修3>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
四国財務局庁舎	香川県高松市	I 類	昭和42年	R C	5階	1階	2,548㎡
四国管区警察局庁舎	香川県高松市	I 類	昭和40年	R C	4階	1階	4,766㎡
高松第2地方合同庁舎	香川県高松市	I 類	昭和48年	R C	6階	1階	6,540㎡

四国財務局庁舎（I 類、構造体の評価 b、評価値0.79）、四国管区警察局庁舎（I 類、構造体の評価 c、評価値1.25）及び高松第2地方合同庁舎（I 類、構造体の評価 c、評価値1.28）は、指定地方行政機関が入居する I 類の官庁施設であるが、I 類の官庁施設として計画基準に基づく耐震性能が確保されておらず、その中でも四国財務局庁舎は、建築基準法に基づく耐震性能も確保されていない。

四国財務局庁舎に入居している四国財務局等、四国管区警察局庁舎に入居している四国管区警察局、高松第2地方合同庁舎に入居している四国運輸局等は、高松市内に点在する老朽化や耐震性等の問題がある庁舎を集約合同化することなどを目的に整備する高松地方合同庁舎（Ⅱ期）の入居予定官署となっている。そして、各庁舎は、高松地方合同庁舎（Ⅱ期）に集約合同化することで耐震化が図られることから、耐震改修工事が実施されていなかった。

一方、高松地方合同庁舎（Ⅱ期）の整備は、平成21年度から実施される予定（事業期間21年度～25年度、総事業費89億8200万円）であったが、21年10月に国の出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとされて、その後の実施が見送られている。

このため、四国財務局庁舎等は、現在まで耐震化が図られていない。

そして、上記の整備が見送られている17か所のうち15か所は、庁舎法第5条に基づく特定国有財産整備計画によるものであることから、特定国有財産整備計画による合同庁舎の整備状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

特定国有財産整備計画は、国有財産の使用の効率化及び配置の適正化を図るため、財務大臣が国有財産の取得及び処分について定めるもので、次の①から

③までに掲げる事業を対象とした計画である。

- ① 耐火構造の高層な建物の取得に伴い不用となる庁舎や敷地等を処分して得られる収入をその取得費用に充てることで、庁舎等の集約立体化を図るもの（集約立体化事業）
- ② 市街地に設置することが必要でないなど他の用途に供することが適当な庁舎や敷地等を処分して得られる収入をこれに代わる施設の取得費用に充てることで、庁舎等の移転再配置を図るもの（移転再配置事業）
- ③ 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の取得に伴い不用となる庁舎や敷地等を処分して得られる収入をその取得費用に充てることで、庁舎等の地震防災機能強化を図るもの（地震防災機能強化事業）

上記のうち、③に該当する地震防災機能強化事業は、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から強力に公共建築物等の耐震化の促進に取り組むとされたことなどを背景として、18年4月の庁舎法改正により新たに特定国有財産整備計画の対象とされた事業である。

そこで、官庁施設の耐震化を図る手段の一つとなる地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画に基づく合同庁舎の整備のうち、24年6月現在で整備を見送っている合同庁舎についてみると、図表2-5のとおり、8件となっている。

図表2-5 整備が見送られている地震防災機能強化事業に係る合同庁舎

番号	整備対象庁舎名	入居予定官署	計画策定年度	当初の事業計画期間	整備を見送っている理由
1	武生地方合同庁舎	福井地方検察庁武生支部・区検察庁、福井地方法務局武生支局、武生税務署、武生労働基準監督署、武生公共職業安定所	平成20年度	平成20年度～22年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
2	広島地方合同庁舎5号館	<u>中国管区警察局、中国総合通信局、広島東税務署、広島労働局、中国地方整備局（八丁堀庁舎、建政部、港湾空港部）</u>	平成20年度	平成20年度～22年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
3	鹿児島港湾合同庁舎	福岡検疫所鹿児島支所、門司植物防疫所鹿児島支所、鹿児島運輸支局、鹿児島海上保安部	平成20年度	平成20年度～21年度	21年度に地中障害物が確認されたことから工事契約を解除し、また、建設予定地を変更して、24年度の概算要求を行ったものの、予算計上されなかったため。
4	長崎第2地方合同庁舎	長崎財務事務所、 <u>長崎労働局</u>	平成20年度	平成20年度～22年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
5	帯広第2地方合同庁舎	帯広財務事務所、帯広税務署、帯広開発建設部	平成21年度	平成21年度～26年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を一時見送っており、さらに24年度の概算要求を行ったものの、予算計上されなかったため。
6	福島第2地方合同庁舎	自衛隊福島地方協力本部、東北公安調査局福島駐在官室、福島財務事務所、福島地方气象台、 <u>福島労働局</u>	平成21年度	平成21年度～24年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
7	鹿児島第3地方合同庁舎	鹿児島地方検察庁、鹿児島保護観察所、鹿児島地方方法務局、鹿児島行政評価事務所、鹿児島財務事務所、九州地方整備局鹿児島営繕事務所	平成21年度	平成21年度～25年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
8	唐津港湾合同庁舎	伊万里税関支署唐津出張所、福岡検疫所唐津出張所、唐津労働基準監督署、佐賀運輸支局(唐津庁舎)、唐津海上保安部	平成21年度	平成21年度～23年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。

(注) 入居予定官署欄において、斜体字となっている官署は指定地方行政機関である。

24年6月現在、地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画で、合同庁舎の整備が見送られている上記8件のうち7件は、出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとされている事業であり、その中には、災害時に防災拠点となる指定地方行政機関が入居予定官署に含まれている合同庁舎の整備事業も見受けられる。

移転、建替え又は廃止の予定があるため耐震改修工事を実施していない官庁施設のうち、出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとされていて、地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画による合同庁

舎の整備が見送られるなどしているため、耐震化が図られていない事例は、次のとおりである。

<事例-改修4>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
中国総合通信局庁舎	広島県広島市	I 類	昭和40年	R C	2階	—	1,764㎡
中国総合通信局庁舎（I 類、構造体の評価b、評価値0.68）は、指定地方行政機関である中国総合通信局が入居する I 類の官庁施設であるが、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない。 同庁舎に入居する中国総合通信局は、地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画において、同計画により整備される広島地方合同庁舎5号館（以下「5号館」という。）の入居予定官署となっている。そして、同庁舎は、同局が5号館に移転した後に廃止される予定となっており、耐震改修工事が実施されていなかった。 一方、5号館の整備は、平成20年度に一度着手（工期20年度～22年度、総事業費73億9400万円）されたものの、21年10月に国の出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、それ以降の実施が見送られている。 このため、同庁舎は、現在まで耐震化が図られていない。							

このように、合同庁舎の整備が見送られているなどしているため、耐震化が図られていない官庁施設がある一方、次のように、建替え等の計画を取りやめ、既存官庁施設を耐震改修工事により耐震化し、災害時の機能確保を図る対応を執ることとした事例も見受けられた。

<参考事例-改修2>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
財務省庁舎	東京都千代田区	I 類	昭和18年	SRC	5階	1階	56,304㎡
中央合同庁舎第4号館	東京都千代田区	I 類	昭和46年	SRC	12階	2階	53,496㎡
財務省庁舎（I 類、構造体の評価b、評価値0.79）及び中央合同庁舎第4号館（I 類、構造体の評価b、評価値0.83）（以下「財務省庁舎等」という。）は、財務本省等の指定行政機関が入居する I 類の官庁施設であるが、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない。 財務省庁舎等は、平成21年に策定された庁舎等の移転再配置に係る特定国有財産整備計画において、建替整備を行うこととなっていたため、耐震改修工事を実施しない一方で、財務省庁舎等の建替えは、現下の厳しい経済財政事情等を踏まえ整備を検討する必要があるものとされていいて建替整備が見送られている。 しかし、財務省は、歳出削減の姿勢を明確にするため、当面の間、財務省庁舎等の建替えを見合わせることとし、24年4月、上記の特定国有財産整備計画から、本件建替計画を除外した。							

これを受け、財務省庁舎等は、耐震改修工事による耐震化を行うことにより災害時の機能確保を図る対応を執ることとされている。

以上のように、合同庁舎の整備が見送られるなどして耐震化が図られていない場合には、官庁施設の耐震化を図るため、状況に応じて耐震改修工事により既存の官庁施設の耐震化を図るなどの方法を検討する必要がある。

(ウ) 耐震化の状況

官庁施設の建築物の耐震化を図るためには、前述のとおり、耐震性能が確保されていない官庁施設の耐震改修工事を実施するほか、当該官庁施設に入居する官署を所要の耐震性能が確保されている別の官庁施設に移転させたり、耐震性能が確保されていない官庁施設を建て替えたり、廃止したりなどする方法がある。

官庁施設に関する耐震化率の目標は、18年1月の基本方針によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化率について、現状の75%を27年までに少なくとも9割（棟数ベース）にすることとされ、18年から27年までの10年間で15ポイント増加させるとされている。

これを踏まえ、官庁施設について、基本方針における耐震化率の目標に対する進捗状況等を把握するため、耐震化率（新耐震水準）を検査するとともに、計画基準に基づく耐震性能を基準とした耐震化率も検査した。検査の対象とした官庁施設の建築物は19,288棟であり、このうち、基本方針において耐震化率の目標の対象としている特定建築物規模相当の建築物は4,012棟である。

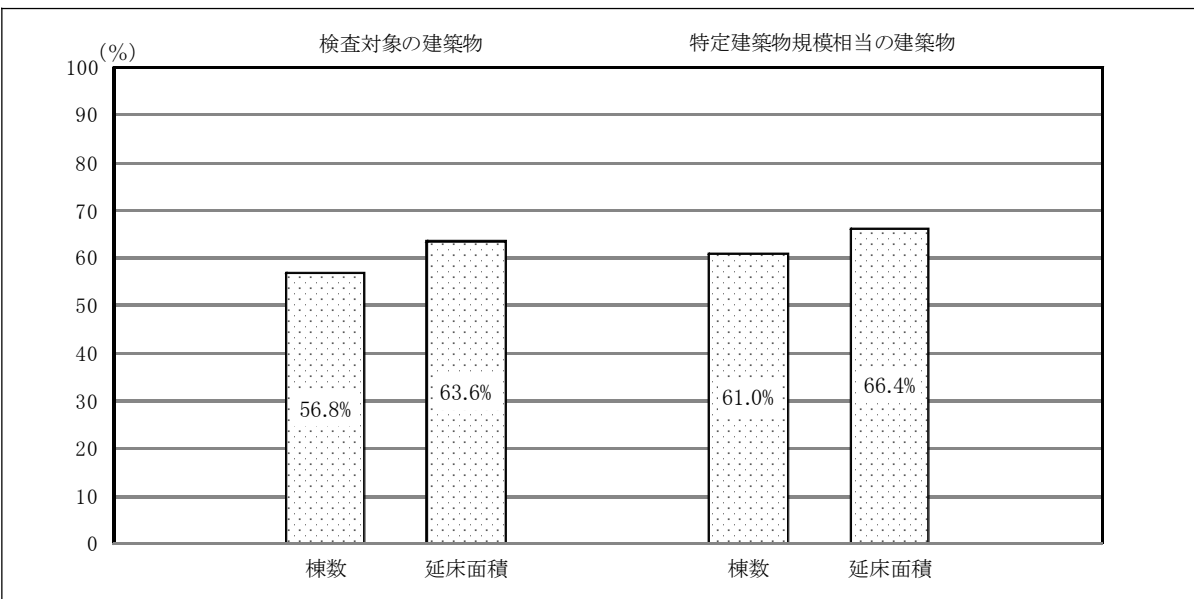
官庁施設の建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率（新耐震水準）は、図表2-6-1及び図表2-6-2のとおりである。

なお、建築基準法に基づく耐震性能を確保していない建築物とは、耐震診断の結果、新耐震設計手法に基づく耐震性能の水準を満たしていないことが確認されたものの同水準を満たす耐震改修工事が完了していない建築物及び新耐震設計手法の導入以前に建設され耐震診断が実施されていない建築物である。

図表2-6-1 官庁施設における耐震化率（新耐震水準）

区分	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)	
			新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
検査対象の建築物	19,288	32,834	10,307	19,574	109	79	548	1,231	10,964	20,885	56.8	63.6
(構成比)	(100%)	(100%)	(53.4%)	(59.6%)	(0.6%)	(0.2%)	(2.8%)	(3.8%)	(56.8%)	(63.6%)		
うち、特定建築物規模相当の建築物	4,012	18,727	2,183	11,399	12	19	254	1,022	2,449	12,441	61.0	66.4
(構成比)	(100%)	(100%)	(54.4%)	(60.9%)	(0.3%)	(0.1%)	(6.3%)	(5.5%)	(61.0%)	(66.4%)		

図表2-6-2 官庁施設における耐震化率（新耐震水準）



官庁施設における耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で61.0%となっており、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）の耐震化率とは29ポイントの開きがある。

次に、構造体、建築非構造部材及び建築設備の別に、建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物の割合（以下、それぞれ「構造体耐震化率（新耐震水準）」、「非構造部材耐震化率（新耐震水準）」、「設備耐震化率（新耐震水準）」という。）をみると、図表2-7のとおりである。

図表2-7 官庁施設における耐震安全性の分類別の耐震化率（新耐震水準）

区分		耐震安全性の分類	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)	
					新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
			棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
構造体	検査対象の建築物	I	3,519	8,155	2,042	4,962	134	451	151	802	2,327	6,216	66.1	76.2
		II	7,618	12,449	4,154	7,659	517	839	595	1,033	5,266	9,532	69.1	76.6
		III	8,151	12,229	4,423	7,768	826	854	369	890	5,618	9,513	68.9	77.8
		計	19,288	32,834	10,619	20,390	1,477	2,145	1,115	2,725	13,211	25,262	68.5	76.9
	うち、特定建築物規模相当の建築物	I	496	4,570	247	2,832	36	352	87	743	370	3,928	74.6	85.9
		II	1,762	7,076	983	4,499	194	615	264	798	1,441	5,913	81.8	83.6
		III	1,754	7,079	1,067	4,751	108	407	226	762	1,401	5,921	79.9	83.6
		計	4,012	18,727	2,297	12,083	338	1,375	577	2,303	3,212	15,763	80.1	84.2
建築非構造部材	検査対象の建築物	A	7,055	14,167	3,835	8,101	269	484	341	724	4,445	9,310	63.0	65.7
		B	12,232	18,666	6,564	11,712	417	636	138	314	7,119	12,663	58.2	67.8
		計	19,287	32,834	10,399	19,814	686	1,121	479	1,038	11,564	21,973	60.0	66.9
	うち、特定建築物規模相当の建築物	A	1,617	8,831	793	5,046	81	366	149	590	1,023	6,003	63.3	68.0
		B	2,395	9,895	1,426	6,556	127	437	68	251	1,621	7,246	67.7	73.2
		計	4,012	18,727	2,219	11,602	208	804	217	842	2,644	13,249	65.9	70.8
建築設備	検査対象の建築物	甲	6,272	12,418	3,386	6,945	122	125	295	749	3,803	7,820	60.6	63.0
		乙	13,014	20,415	6,948	12,653	250	249	189	423	7,387	13,326	56.8	65.3
		計	19,286	32,834	10,334	19,599	372	375	484	1,172	11,190	21,147	58.0	64.4
	うち、特定建築物規模相当の建築物	甲	1,305	7,512	598	4,142	28	71	124	625	750	4,838	57.5	64.4
		乙	2,707	11,214	1,591	7,268	52	121	108	356	1,751	7,746	64.7	69.1
		計	4,012	18,727	2,189	11,410	80	193	232	981	2,501	12,585	62.3	67.2

官庁施設における構造体耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で80.1%となっており、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）の耐震化率まであと約10ポイントとなっている。同様に、非構造部材耐震化率（新耐震水準）は棟数で65.9%、設備耐震化率（新耐震水準）は棟数で62.3%となっている。

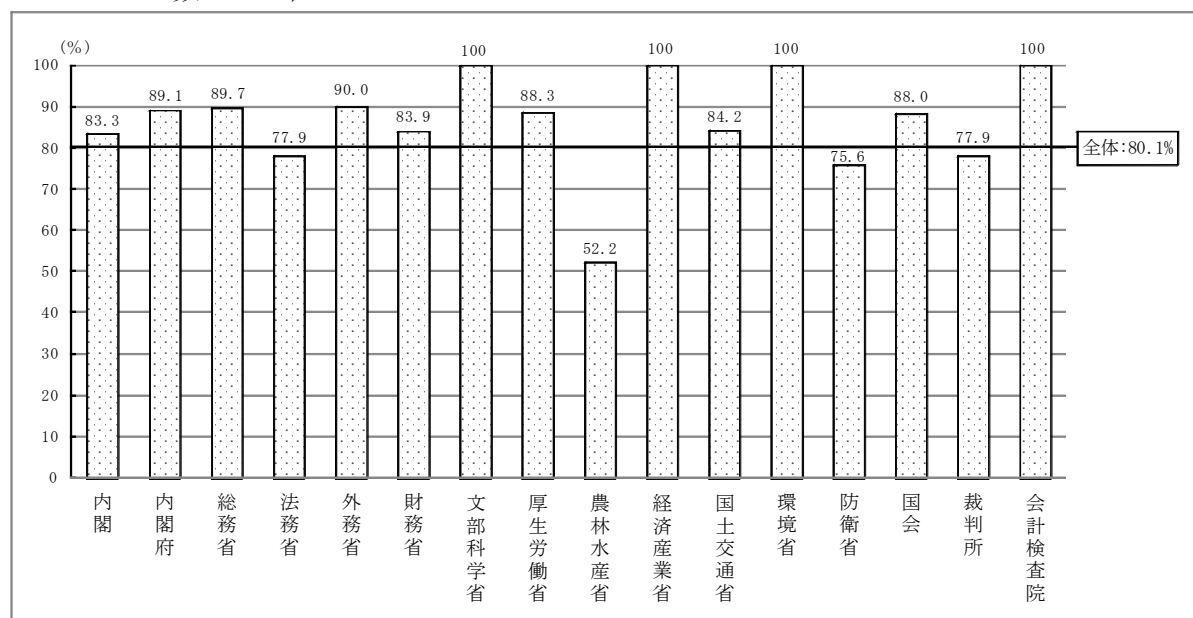
府省等別の構造体耐震化率（新耐震水準）は、図表2-8-1及び図表2-8-2のとおりである。

図表2-8-1 官庁施設における府省等別の構造体耐震化率（新耐震水準）

府省等	構造体耐震化率（新耐震水準）			
	検査対象の建築物		左のうち、特定建築規模相当の建築物	
	棟数（％）	延床面積（％）	棟数（％）	延床面積（％）
内閣	92.3	73.1	83.3	62.7
内閣府	88.1	92.3	89.1	93.7
総務省	78.8	82.4	89.7	84.5
法務省	63.8	75.9	77.9	84.0
外務省	78.6	93.4	90.0	97.8
財務省	82.7	85.5	83.9	86.6
文部科学省	92.1	99.4	100	100
厚生労働省	84.0	84.4	88.3	85.5
農林水産省	53.8	60.7	52.2	64.6
経済産業省	93.9	99.4	100	100
国土交通省	79.1	85.7	84.2	90.6
環境省	84.7	90.7	100	100
防衛省	60.2	69.7	75.6	79.5
国会	74.5	86.4	88.0	87.5
裁判所	68.2	74.9	77.9	79.0
会計検査院	87.5	55.4	100	100
計	68.5	76.9	80.1	84.2

（注） 網掛けは、16府省等全体の構造体耐震化率（新耐震水準）（80.1％）を下回っているものである。

図表2-8-2 特定建築物規模相当の建築物の府省等別の構造体耐震化率（新耐震水準）（棟数ベース）



特定建築物規模相当の建築物について府省等別の構造体耐震化率（新耐震水準）を棟数でみると、法務省等4府省等の構造体耐震化率（新耐震水準）は、官庁施設全体より低く、特に農林水産省の構造体耐震化率（新耐震水準）は52.2％と

他府省等よりも低くなっている。構造体耐震化率（新耐震水準）が他府省等より相対的に低い府省等は、所管施設数が多かったり、新耐震設計手法の導入以前に建設された建築物の割合が高かったりする府省等である。

また、官庁施設における構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした計画基準に基づく耐震性能を確保している建築物の割合（以下「耐震化率（官庁水準）」という。）は、図表2-9-1及び図表2-9-2のとおりである。

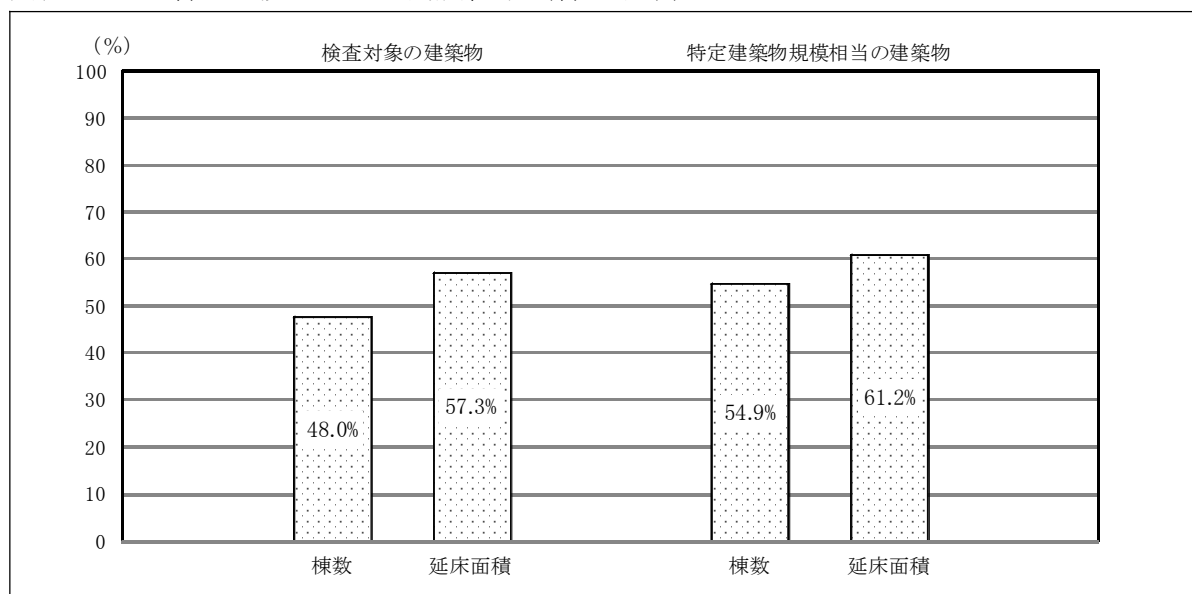
なお、計画基準に基づく耐震性能を確保していない建築物とは、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされたものの計画基準に基づく耐震性能の水準を満たす耐震改修工事が完了していない建築物及び計画基準以外により建設され耐震診断が実施されていない建築物である。

図表2-9-1 官庁施設における耐震化率（官庁水準）

区分	対象建築物 (A)		計画基準に基づく耐震性能を確保している建築物								耐震化率 (官庁水準) (B) / (A)	
			計画基準に基づいて建設された建築物		耐震診断により改修不要とされた建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
検査対象の建築物	19,288	32,834	8,564	17,420	164	160	527	1,217	9,255	18,798	48.0	57.3
(構成比)	(100%)	(100%)	(44.4%)	(53.1%)	(0.9%)	(0.5%)	(2.7%)	(3.7%)	(48.0%)	(57.3%)		
うち、特定建築物規模相当の建築物	4,012	18,727	1,923	10,368	27	80	251	1,014	2,201	11,463	54.9	61.2
(構成比)	(100%)	(100%)	(47.9%)	(55.4%)	(0.7%)	(0.4%)	(6.3%)	(5.4%)	(54.9%)	(61.2%)		

(注) 「計画基準に基づいて建設された建築物」には、計画基準制定以前の計画標準等で建設された建築物も含まれている。

図表2-9-2 官庁施設における耐震化率（官庁水準）



官庁施設における耐震化率（官庁水準）は、特定建築物規模相当の建築物でみ

ると、棟数で54.9%となっており、耐震化率（新耐震水準）の61.0%を6.1ポイント下回っているが、これは、建築基準法上必要とされる構造体の耐震性能に施設の種類により重要度係数（1.0、1.25又は1.5）を乗じて構造体の耐震性能の基準としていることなどのためである。

構造体、建築非構造部材及び建築設備の別に、計画基準に基づく耐震性能を確保している建築物の割合（以下、それぞれ「構造体耐震化率（官庁水準）」、「非構造部材耐震化率（官庁水準）」、「設備耐震化率（官庁水準）」という。）をみると、図表2-10のとおりである。

図表2-10 官庁施設における耐震安全性の分類別の耐震化率（官庁水準）

区分	耐震安全性の分類	対象建築物 (A)	計画基準に基づく耐震性能を確保している建築物										耐震化率 (官庁水準) (B) / (A)	
			計画基準に基づいて建設された建築物				耐震診断により改修不要とされた建築物				耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)	
			棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
構造体	検査対象の建築物	I	3,519	8,155	1,911	4,511	132	589	167	809	2,210	5,910	62.8	72.5
		II	7,618	12,449	3,675	7,034	516	717	660	1,164	4,851	8,915	63.7	71.6
		III	8,151	12,229	4,360	7,676	889	946	369	890	5,618	9,513	68.9	77.8
		計	19,288	32,834	9,946	19,222	1,537	2,253	1,196	2,863	12,679	24,340	65.7	74.1
	うち、特定建築物規模相当の建築物	I	496	4,570	221	2,439	25	523	84	727	330	3,690	66.5	80.7
		II	1,762	7,076	876	4,132	147	468	300	910	1,323	5,511	75.1	77.9
		III	1,754	7,079	1,050	4,696	125	463	226	762	1,401	5,921	79.9	83.6
		計	4,012	18,727	2,147	11,268	297	1,454	610	2,400	3,054	15,123	76.1	80.8
建築非構造部材	検査対象の建築物	A	7,055	14,167	3,437	7,658	343	602	341	724	4,121	8,985	58.4	63.4
		B	12,232	18,666	5,127	9,761	481	842	138	314	5,746	10,918	47.0	58.5
		計	19,287	32,834	8,564	17,420	824	1,445	479	1,038	9,867	19,904	51.2	60.6
	うち、特定建築物規模相当の建築物	A	1,617	8,831	719	4,782	103	455	149	590	971	5,828	60.0	66.0
		B	2,395	9,895	1,204	5,586	157	616	68	251	1,429	6,454	59.7	65.2
		計	4,012	18,727	1,923	10,368	260	1,072	217	842	2,400	12,283	59.8	65.6
建築設備	検査対象の建築物	甲	6,272	12,418	3,057	6,616	138	138	295	749	3,490	7,504	55.6	60.4
		乙	13,014	20,415	5,507	10,803	294	331	189	423	5,990	11,559	46.0	56.6
		計	19,286	32,834	8,564	17,420	432	470	484	1,172	9,480	19,064	49.2	58.1
	うち、特定建築物規模相当の建築物	甲	1,305	7,512	545	3,964	30	76	124	625	699	4,666	53.6	62.1
		乙	2,707	11,214	1,378	6,403	69	182	108	356	1,555	6,943	57.4	61.9
		計	4,012	18,727	1,923	10,368	99	259	232	981	2,254	11,609	56.2	62.0

注(1) 「計画基準に基づいて建設された建築物」には、計画基準制定以前の計画標準等で建設された建築物も含まれている。

注(2) 府省等別については別表2-1、別表2-2及び別表2-3を参照。

官庁施設における構造体耐震化率（官庁水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で76.1%となっている。同様に、非構造部材耐震化率（官庁水準）は棟数で59.8%、設備耐震化率（官庁水準）は棟数で56.2%となっている。

このように、官庁施設の建築物は、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率に比べ構造体の耐震化率が高くなっており、その理由は、建物の倒壊又は崩壊による人命・財産への被害を防ぐため、構造体の耐震化を優先的に図ってきたことが

挙げられる。

イ 教育施設の耐震改修の実施状況

(ア) 耐震改修工事の実施状況

構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた教育施設の建築物に対する耐震改修工事の実施状況は、図表2-11のとおりである。

図表2-11 教育施設における耐震改修工事の実施状況

区分		耐震診断により耐震改修等が必要とされた建築物 (A)		耐震改修工事が実施されていた建築物 (B)		耐震改修率 (B) / (A)	
		棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
構造体	検査対象の建築物	2,454	7,119	1,563	4,856	63.7	68.2
	うち、特定建築物規模相当の建築物	1,711	6,356	1,171	4,412	68.4	69.4
建築非構造部材	検査対象の建築物	749	2,113	596	1,684	79.6	79.7
	うち、特定建築物規模相当の建築物	477	1,839	400	1,481	83.9	80.5
建築設備	検査対象の建築物	670	1,861	596	1,656	89.0	89.0
	うち、特定建築物規模相当の建築物	476	1,629	431	1,451	90.5	89.1

(注) 建築非構造部材及び建築設備については、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた全ての箇所について耐震改修工事が実施されていた建築物を集計している。

構造体の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた教育施設の建築物（図表1-14参照）2,454棟に対して、耐震改修工事が実施されていた建築物は1,563棟であり、耐震改修率は棟数で63.7%となっている。同様に、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で79.6%及び89.0%となっており、前記の官庁施設の耐震改修率より構造体は18.1ポイント、建築非構造部材は51.8ポイント、建築設備は65.4ポイントそれぞれ高くなっている。

このように、教育施設の建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率が官庁施設より特に高いのは、教育施設の場合、長期休暇の期間を利用して構造体の耐震改修工事に合わせて、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事を同時に実施できることが要因と考えられる。

(イ) 耐震改修工事を実施していない理由

教育施設の建築物について、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされたのに、耐震改修工事を実施していない理由は、図表2-12のとおりである。

図表2-12 教育施設における耐震改修工事未実施の理由

区分	耐震改修工事未実施の理由(複数回答)						
	移転、建替え又は廃止の予定があるため (件)	倉庫等の用途として使用しており常時職員がないため (件)	予算化されていないため(予算要求の見送りを含む。) (件)	24年度以降に改修工事を予定しているため (件)	施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したため (件)	改修の必要性がないと判断したため(他の理由との重複を除く。) (件)	その他 (件)
構造体	117	15	114	494	3	23	106
建築非構造部材	0	0	29	5	0	1	2
建築設備	0	0	36	21	1	4	0

構造体の耐震改修工事を実施していない理由は、「24年度以降に改修工事を予定しているため」が494件と最も多く、次に多い理由は、「移転、建替え又は廃止の予定があるため」で117件、その次に多い理由は、「予算化されていないため(予算要求の見送りを含む。)」で114件となっている。このように、検査対象とした教育施設の大半を占める国立大学法人が、建替え等を含めた効果的な改修方法を検討していて、順次、耐震改修工事、建替え等を実施しようとしていることがうかがえる。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事を実施していない理由は、「予算化されていないため(予算要求の見送りを含む。)」が29件及び36件とそれぞれ最も多いが、構造体の耐震改修工事に合わせて建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事の実施を検討していることが要因の一つとなっている。

(ウ) 耐震化の状況

教育施設に関する耐震化率の目標は、前記の基本方針のほか、第3次国立大学法人等施設整備5か年計画(23年度～27年度)を文部科学省が定めており、これによると、国立大学法人等の建築物の構造体については、27年度までに耐震化を完了させるとされている。

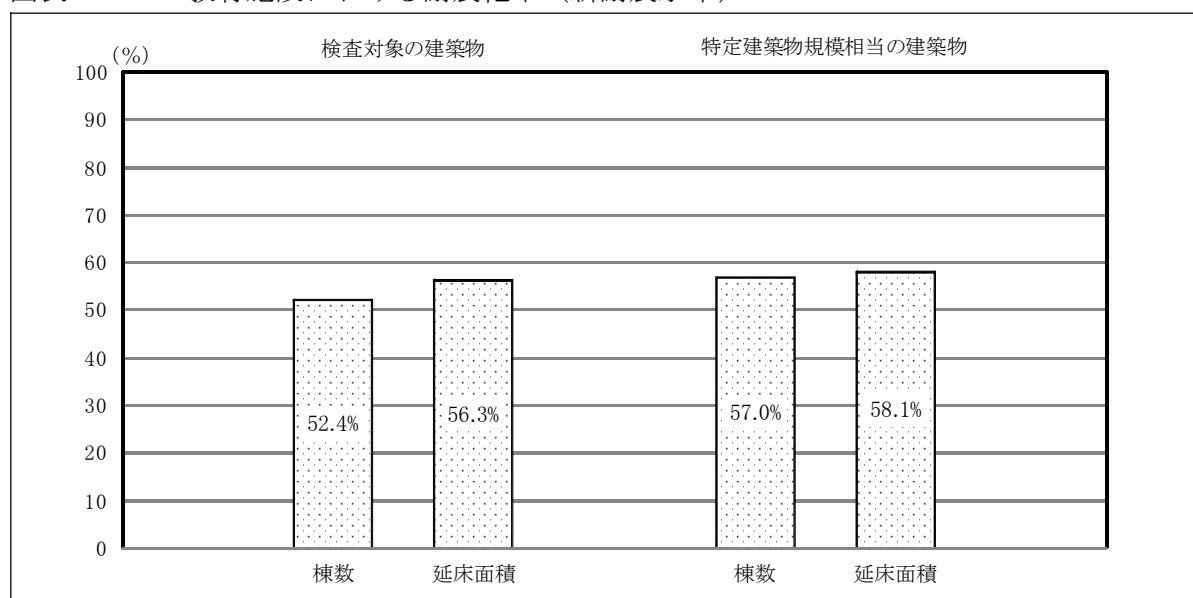
これを踏まえ、教育施設について、基本方針における耐震化率の目標に対する進捗状況等を把握するため、耐震化率(新耐震水準)を検査するとともに、教育施設のうち国立大学法人等の建築物について、建築構造設計指針に基づく耐震性能を基準とした耐震化率も検査した。検査の対象とした教育施設の建築物は9,425棟であり、このうち、基本方針において耐震化率の目標の対象としている特定建築物規模相当の建築物は4,179棟である。

教育施設の建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率（新耐震水準）は、図表2-13-1及び図表2-13-2のとおりである。

図表2-13-1 教育施設における耐震化率（新耐震水準）

区分	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)		
			新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)				
	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)	
検査対象の建築物	9,425	18,808	4,372	8,983	16	26	547	1,589	4,935	10,598	52.4	56.3	
	(構成比)	(100%)	(100%)	(46.4%)	(47.8%)	(0.2%)	(0.1%)	(5.8%)	(8.5%)	(52.4%)	(56.3%)		
うち、特定建築物規模相当の建築物	4,179	14,854	1,984	7,197	6	18	391	1,416	2,381	8,632	57.0	58.1	
	(構成比)	(100%)	(100%)	(47.5%)	(48.5%)	(0.1%)	(0.1%)	(9.4%)	(9.5%)	(57.0%)	(58.1%)		

図表2-13-2 教育施設における耐震化率（新耐震水準）



教育施設における耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で57.0%となっており、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）の耐震化率とは33ポイントの開きがある。

次に、構造体耐震化率（新耐震水準）は、図表2-14のとおりである。

図表2-14 教育施設における構造体耐震化率（新耐震水準）

区分	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								構造体耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)	
			新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
			棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)				
検査対象の建築物	9,425	18,808	4,372	8,983	1,834	2,766	1,479	4,647	7,685	16,397	81.5	87.2
うち、特定建築物規模相当の建築物	4,179	14,854	1,984	7,197	615	1,730	1,112	4,239	3,711	13,168	88.8	88.6

(注) 法人別については別表2-5及び別表2-7を参照。

教育施設における構造体耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で88.8%となっており、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）の耐震化率とほぼ同水準となっている。このように、構造体耐震化率（新耐震水準）は、上記の構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率（新耐震水準）の57.0%より31.8ポイント高くなっており建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事は、構造体の耐震改修工事に比べて進捗に遅れが見受けられる。

また、教育施設のうち国立大学法人等の建築物における構造体についての建築構造設計指針に基づく耐震性能を確保している建築物の割合（以下「構造体耐震化率（指針水準）」という。）は、図表2-15のとおりである。

なお、建築構造設計指針に基づく耐震性能を確保していない建築物とは、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされたものの建築構造設計指針に基づく耐震性能の水準を満たす耐震改修工事が完了していない建築物及び建築構造設計指針以外により建設され、耐震診断が実施されていない建築物である。

図表2-15 国立大学法人等の建築物における構造体耐震化率（指針水準）

区分	対象建築物 (A)		建築構造設計指針に基づく耐震性能を確保している建築物								構造体耐震化率 (指針水準) (B) / (A)	
			建築構造設計指針により建設された建築物		耐震診断により改修不要とされた建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
検査対象の建築物	9,359	18,678	4,314	8,893	1,560	2,145	1,520	4,677	7,394	15,715	79.0	84.1
うち、特定建築物規模相当の建築物	4,154	14,765	1,968	7,144	445	1,208	1,133	4,241	3,546	12,594	85.4	85.3

注(1) 教育施設のうち、国立大学法人等が所有する建築物を対象としている。

注(2) 「建築構造設計指針により建設された建築物」には、計画基準により建設されるなどして建設当初から所要の耐震性能が確保されている建築物が含まれている。

国立大学法人等における構造体耐震化率（指針水準）は、棟数で79.0%、特定

建築物規模相当の建築物では、棟数で85.4%となっており、27年度までに耐震化を完了させるとする国立大学法人等の耐震化目標まであと約15ポイントとなっている。

ウ 医療施設の耐震改修の実施状況

(ア) 耐震改修工事の実施状況

構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた医療施設の建築物に対する耐震改修工事の実施状況は、図表2-16のとおりである。

図表2-16 医療施設における耐震改修工事の実施状況

区分		耐震診断により耐震改修等が必要とされた建築物 (A)		耐震改修工事が実施されていた建築物 (B)		耐震改修率 (B) / (A)	
		棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
構造体	検査対象の建築物	329	1,903	169	958	51.4	50.4
	うち、特定建築物規模相当の建築物	230	1,726	122	881	53.0	51.0
	うち、災害拠点病院	72	710	38	368	52.8	51.8
建築非構造部材	検査対象の建築物	33	192	21	144	63.6	74.9
	うち、特定建築物規模相当の建築物	18	181	13	137	72.2	75.6
	うち、災害拠点病院	13	117	13	117	100	100
建築設備	検査対象の建築物	24	157	16	132	66.7	83.9
	うち、特定建築物規模相当の建築物	14	151	11	128	78.6	84.8
	うち、災害拠点病院	12	110	12	110	100	100

(注) 建築非構造部材及び建築設備については、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた全ての箇所について耐震改修工事が実施されていた建築物を集計している。

構造体の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた医療施設の建築物（図表1-17参照）329棟に対して、耐震改修工事が実施された建築物は169棟であり、耐震改修率は棟数で51.4%となっている。同様に、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は棟数で63.6%及び66.7%となっている。

また、医療施設のうち災害拠点病院の耐震改修率は、構造体については棟数で52.8%となっており、医療施設全体と大きな差異はないが、建築非構造部材及び建築設備については共に100%となっており、医療施設全体より建築非構造部材で36.4ポイント、建築設備で33.3ポイント、それぞれ高くなっている。

(イ) 耐震改修工事を実施していない理由

医療施設の建築物のうち、構造体の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされたのに、耐震改修工事を実施していない理由は、図表2-17のとおりである。

図表2-17 医療施設における耐震改修工事未実施の理由

区分	耐震改修工事未実施の理由(複数回答)						
	移転、建替え又は廃止の予定があるため (件)	倉庫等の用途として使用しており常時職員がいないため (件)	予算化されていないため(予算要求の見送りを含む。) (件)	24年度以降に改修工事を予定しているため (件)	施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したため (件)	改修の必要性がないと判断したため(他の理由との重複を除く。) (件)	その他 (件)
構造体	72	3	0	30	36	11	21

構造体の耐震改修工事を実施していない理由は、「移転、建替え又は廃止の予定があるため」が72件と最も多く、次に多い理由は、「施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したため」で36件となっている。

このように、医療施設において、耐震改修工事を実施していない理由について、構造上・執務環境上等の要因から改修が困難なためとするものの割合が官庁施設及び教育施設に比べて高いのは、騒音等の問題から入院患者を受け入れたままの状態での耐震改修工事が困難であることなど、医療施設特有の事情によるものである。

(ウ) 耐震化の状況

医療施設に関する耐震化率の目標は、前記の基本方針のほか、災害拠点病院等の構造体について、26年度末までに耐震化率を81.2%とする目標を厚生労働省が定めている。

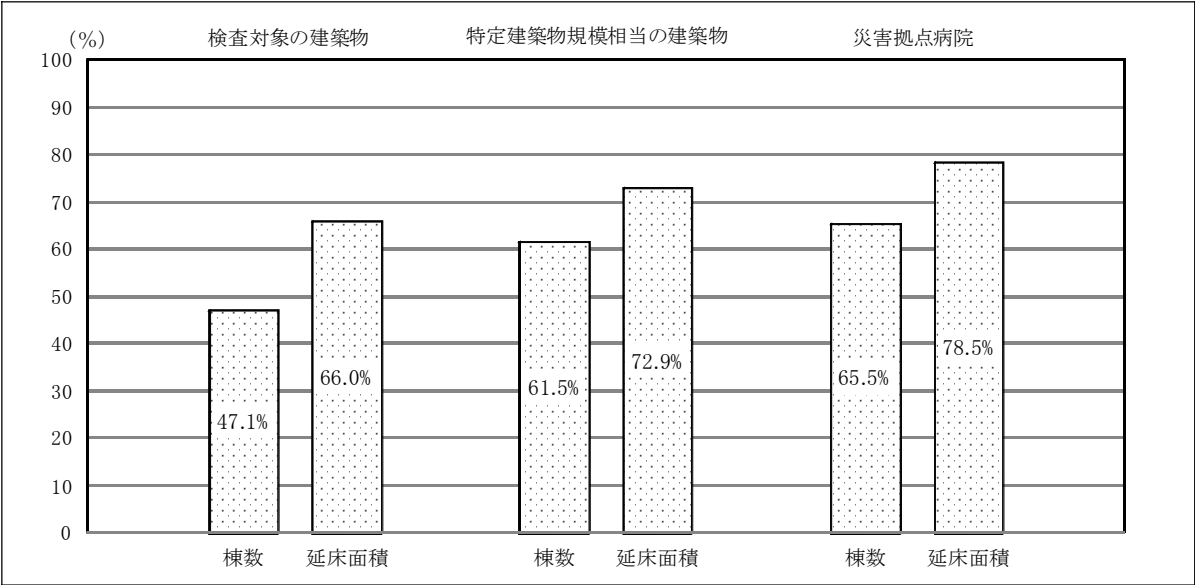
これを踏まえ、医療施設について、基本方針等における耐震化率の目標に対する進捗状況等を把握するため、医療施設全体及び災害拠点病院の耐震化率（新耐震水準）を検査した。検査の対象とした医療施設の建築物は2,859棟であり、このうち、基本方針において耐震化率の目標の対象としている特定建築物規模相当の建築物は905棟、災害拠点病院の建築物は522棟である。

医療施設の建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率（新耐震水準）は、図表2-18-1及び図表2-18-2のとおりである。

図表2-18-1 医療施設における耐震化率（新耐震水準）

区分	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)	
			新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
検査対象の建築物	2,859	10,110	1,331	6,535	-	-	17	134	1,348	6,669	47.1	66.0
(構成比)	(100%)	(100%)	(46.6%)	(64.6%)	-	-	(0.6%)	(1.3%)	(47.1%)	(66.0%)		
うち、特定建築物規模相当の建築物	905	8,300	546	5,924	-	-	11	128	557	6,053	61.5	72.9
(構成比)	(100%)	(100%)	(60.3%)	(71.4%)	-	-	(1.2%)	(1.5%)	(61.5%)	(72.9%)		
うち、災害拠点病院	522	4,202	330	3,188	-	-	12	110	342	3,298	65.5	78.5
(構成比)	(100%)	(100%)	(63.2%)	(75.9%)	-	-	(2.3%)	(2.6%)	(65.5%)	(78.5%)		

図表2-18-2 医療施設における耐震化率（新耐震水準）



医療施設における耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で61.5%となっており、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）の耐震化率とは約28ポイントの開きがある。同様に、災害拠点病院では、棟数で65.5%となっており、医療施設全体に比べ高くなっている。

次に、医療施設における構造体耐震化率（新耐震水準）は、図表2-19のとおりである。

図表2-19 医療施設における構造体耐震化率（新耐震水準）

区分	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								構造体耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)	
			新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
検査対象の建築物	2,859	10,110	1,331	6,535	235	658	166	920	1,732	8,115	60.6	80.3
うち、特定建築物規模相当の建築物	905	8,300	546	5,924	74	423	119	843	739	7,192	81.7	86.6
うち、災害拠点病院	522	4,202	330	3,188	54	314	35	331	419	3,834	80.3	91.2

(注) 法人別については別表2-9及び別表2-11を参照。

医療施設における構造体耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で81.7%となっており、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）とする耐震化率まであと約8ポイントとなっている。同様に、災害拠点病院では、棟数で80.3%となっており、26年度末までに災害拠点病院等の構造体の耐震化率を81.2%とする目標とほぼ同水準まで耐震化が進捗している。

エ 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況

(ア) 耐震改修工事の実施状況

構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた独立行政法人の建築物に対する耐震改修工事の実施状況は、図表2-20のとおりである。

図表2-20 独立行政法人の建築物における耐震改修工事の実施状況

区分		耐震診断により耐震 改修等が必要とされ た建築物 (A)		耐震改修工事が実施 されていた建築物 (B)		耐震改修率 (B) / (A)	
		棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)
構造体	検査対象の建築物	238	524	142	272	59.7	52.0
	うち、特定建築物規模相当の建築物	86	288	48	133	55.8	46.4
建築非構造部材	検査対象の建築物	107	224	15	42	14.0	19.1
	うち、特定建築物規模相当の建築物	50	170	10	32	20.0	19.1
建築設備	検査対象の建築物	63	110	4	31	6.3	28.3
	うち、特定建築物規模相当の建築物	21	53	2	6	9.5	11.8

(注) 建築非構造部材及び建築設備については、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた全ての箇所について耐震改修工事が実施されていた建築物を集計している。

構造体の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた独立行政法人の建築物
(図表1-20参照) 238棟に対して、耐震改修工事が実施されていた建築物は142棟

であり、耐震改修率は棟数で59.7%となっている。一方、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で14.0%及び6.3%と低くなっており、模様替えや耐用年数経過による機器等の更新工事に合わせて順次耐震化を行う場合があることを考慮しても、独立行政法人における建築非構造部材及び建築設備の耐震改修は、進捗の遅れが見受けられる。

(イ) 耐震改修工事を実施していない理由

独立行政法人の建築物の耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされたのに、耐震改修工事を実施していない理由は、図表2-21のとおりである。

図表2-21 独立行政法人の建築物における耐震改修工事未実施の理由

区分	耐震改修工事未実施の理由(複数回答)						その他
	移転、建替え又は廃止の予定があるため	倉庫等の用途として使用しており常時職員がないため	予算化されていないため(予算要求の見送りを含む。)	24年度以降に改修工事を予定しているため	施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したため	改修の必要性がないと判断したため(他の理由との重複を除く。)	
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
構造体	7	3	44	9	2	22	17
建築非構造部材	2	1	16	4	0	46	3
建築設備	0	1	9	1	0	33	3

構造体の耐震改修工事を実施していない理由は、「予算化されていないため(予算要求の見送りを含む。)」が44件と最も多く、次に多い理由は、「改修の必要性がないと判断したため(他の理由との重複を除く。)」で22件となっている。

そして、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事を実施していない理由は、「改修の必要性がないと判断したため(他の理由との重複を除く。)」が46件及び33件と大半を占めている。このように、独立行政法人は、構造体の耐震改修工事については予算上の制約から実施できていないとしているものが多く見受けられるのに対し、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事については改修工事を実施する必要性についての認識そのものが十分でないものが多く見受けられる。

(ウ) 耐震化の状況

独立行政法人の建築物に関する耐震化率の目標は、官庁施設と同様、基本方針において、多数の者が利用する建築物等について27年までに少なくとも9割(棟数ベース)とされている。

これを踏まえ、独立行政法人の建築物について、基本方針における耐震化率の目標に対する進捗状況等を把握するため、耐震化率（新耐震水準）を検査した。

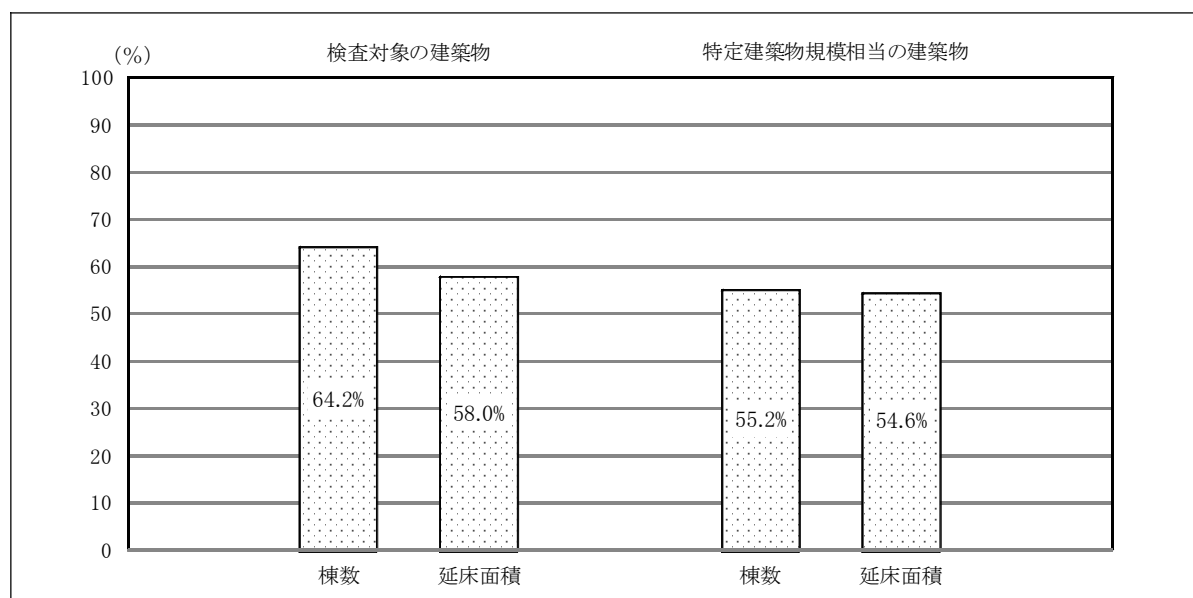
検査の対象とした独立行政法人の建築物は4,793棟であり、このうち、基本方針において耐震化率の目標の対象としている特定建築物規模相当の建築物は279棟である。

独立行政法人の建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率（新耐震水準）は、図表2-22-1及び図表2-22-2のとおりである。

図表2-22-1 独立行政法人の建築物における耐震化率（新耐震水準）

区分	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)	
			新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積 (%)	
検査対象の建築物	4,793	4,254	3,068	2,458	4	3	3	5	3,075	2,468	64.2	58.0
(構成比)	(100%)	(100%)	(64.0%)	(57.8%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(64.2%)	(58.0%)		
うち、特定建築物規模相当の建築物	279	977	149	527	4	3	1	2	154	533	55.2	54.6
(構成比)	(100%)	(100%)	(53.4%)	(54.0%)	(1.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.2%)	(55.2%)	(54.6%)		

図表2-22-2 独立行政法人の建築物における耐震化率（新耐震水準）



独立行政法人の建築物における耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で55.2%となっており、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）の耐震化率とは約35ポイントの開きがある。

次に、構造体耐震化率（新耐震水準）は、図表2-23のとおりである。

図表2-23 独立行政法人の建築物における構造体耐震化率（新耐震水準）

区分	対象建築物 (A)		建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物								構造体耐震化率 (新耐震水準) (B) / (A)	
			新耐震設計手法の導入後に建設された建築物		耐震診断により建築基準法に基づく耐震性能を確保していることが確認された建築物		耐震改修工事により耐震化された建築物		計 (B)			
			棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)		
検査対象の建築物	4,793	4,254	3,068	2,458	266	244	123	227	3,457	2,931	72.1	68.9
うち、特定建築物規模相当の建築物	279	977	149	527	19	67	41	113	209	708	74.9	72.5

(注) 法人別については別表2-13を参照。

独立行政法人の建築物における構造体耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物では、棟数で74.9%となっており、構造体に限ってみても、基本方針において目標としている27年までに9割（棟数ベース）の耐震化率とは約15ポイントの開きがある。

オ 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震化の状況

検査対象とした官庁施設、教育施設、医療施設等の建築物は、前記のとおり、建築非構造部材及び建築設備より構造体の耐震化が図られている。これらの建築物のうち、特定建築物規模相当の建築物の構造体耐震化率（新耐震水準）は、図表2-24のとおりである。

図表2-24 特定建築物規模相当の建築物の構造体耐震化率（新耐震水準）

区分	特定建築物規模相 当の建築物 (A)		左のうち、建築基 準法に基づく耐震 性能を確保してい る建築物 (B)		構造体耐震化率（新耐震水準） (B) / (A)							
					強化地域				推進地域 (I)		推進地域 (II)	
					棟数 (%)	延床面積 (%)	棟数 (%)	延床面積 (%)	棟数 (%)	延床面積 (%)	棟数 (%)	延床面積 (%)
官庁施設	4,012	18,727	3,212	15,763	80.1	84.2	86.4	88.8	81.2	84.4	82.8	83.9
教育施設	4,179	14,854	3,711	13,168	88.8	88.6	89.1	89.1	89.8	90.7	93.1	91.3
医療施設	905	8,300	739	7,192	81.7	86.6	81.6	87.5	83.9	83.4	82.2	87.0
独立行政法人の建築物	279	977	209	708	74.9	72.5	73.3	70.7	87.3	87.7	100	100
計	9,375	42,859	7,871	36,831	84.0	85.9	86.9	88.4	85.9	86.8	87.1	87.2

(注) 府省等別及び法人別については別表2-4、別表2-6、別表2-8、別表2-10、別表2-12及び別表2-14を参照。

構造体耐震化率（新耐震水準）は、棟数で官庁施設は80.1%、教育施設は88.8%、医療施設は81.7%、独立行政法人の建築物は74.9%となっており、教育施設は、官庁施設、医療施設及び独立行政法人の建築物に比べて耐震化率が高くなっている。

また、これを強化地域等の別にみると、全般的に強化地域等の構造体耐震化率（新耐震水準）が全体の構造体耐震化率（新耐震水準）よりやや高い傾向が見受け

られるものの、地域による大きな差異は見受けられない。

会計検査院は、官庁施設の耐震化対策について、前記のとおり、16年度報告において、特に強化地域及び推進地域でより重要度が高いⅠ類施設等の耐震化対策を実施するなど耐震化対策を確実に推進することが肝要である旨を掲記しており、その後の18年1月に、国土交通大臣は、基本方針を策定するなどしている。

耐震化の進捗状況について、基本方針策定前の状況（16年度報告における耐震化率）と基本方針策定後の状況（23年12月末時点の耐震化率）とを比較すると、図表2-25のとおりとなる。

図表2-25 官庁施設における耐震化率の基本方針策定前後の比較

区分	耐震 安全 性の 分類	検査対象棟数		耐震化率(官庁水準)			構造体耐震化率(官庁水準)			
		16年度報 告 (棟)	23年末 (棟)	16年度報 告(A) (%)	23年末(B) (%)	(B)-(A) (%ポイント)	16年度報 告(C) (%)	23年末(D) (%)	(D)-(C) (%ポイント)	
全体	I	161	602	24	51	27	47	71	24	
	II	805	2,035	34	48	14	64	74	10	
	計	966	2,637	32	49	17	61	73	12	
	うち、強化地域	I	13	25	0	56	56	8	64	56
		II	43	151	42	56	14	77	78	1
		計	56	176	32	56	24	61	76	15
	うち、推進地域（I）	I	42	149	26	45	19	40	66	26
		II	263	511	45	53	8	66	76	10
		計	305	660	42	51	9	63	74	11

16年度報告は、16年度末までに官庁営繕費等によって整備された延床面積200㎡以上のⅠ類及びⅡ類の防災拠点官庁施設966棟を対象にしていたことから、23年末時点では、延床面積200㎡以上の官庁施設のうち、刑務所その他の収容施設、自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物並びに倉庫等を除いたⅠ類及びⅡ類の官庁施設2,637棟を対象として、耐震化率（官庁水準）及び構造体耐震化率（官庁水準）の数値を比較した。

その結果、23年末の耐震化率（官庁水準）は、16年度報告より全体で17ポイント上昇しており、特に強化地域のⅠ類の官庁施設は56ポイントと大幅に上昇している。また、Ⅰ類とⅡ類の官庁施設を比べると、Ⅰ類の官庁施設がⅡ類の官庁施設より耐震化率（官庁水準）の上昇幅が大きく、全体でみると、Ⅱ類が14ポイントの上昇であるのに対してⅠ類は27ポイントの上昇となっており、Ⅱ類の官庁施設よりⅠ類の官庁施設の耐震化が優先して実施されてきたことがうかがえる。

(3) 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況

首都直下地震対策大綱（以下「大綱」という。）によると、建築物の耐震化は、その後の火災被害や避難者の発生等にも影響する重要な対策であり、重点的に取り組むとされている。また、大綱によると、首都中枢機能は、特に災害発生後3日間程度の応急対策活動期においても、途絶することなく、継続性が確保されることが求められるとされ、国会、中央省庁等の首都中枢機関は、災害発生時の機能継続性を確保するための計画として、業務継続計画を策定することとされている。このように、大綱において、建築物の耐震化や業務継続計画の策定・実行は、地震からの被害軽減を図るための対策の一つと位置付けられており、建築物の耐震化についてはハード面からの、業務継続計画の策定・実行についてはソフト面からの地震減災対策と位置付けられている。

そこで、ソフト面からの地震減災対策である業務継続計画の策定状況等を調査し、業務継続の点から、耐震化対策の状況を検査した。

ア 業務継続計画の概要

大綱において中央省庁等の業務継続計画の策定が施策として位置付けられたことなどを踏まえ、内閣府は、19年6月に、中央省庁が行う業務継続計画の策定作業を支援するため、中央省庁業務継続計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成した。

ガイドラインによると、業務継続計画とは、大規模災害等の発生により、ヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務、業務継続の優先度が高い業務等の非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のために必要な資源の確保や配分等の必要な措置を定め、災害発生直後の業務立ち上げ時間の短縮や業務レベルの向上に資することにより、適切な業務執行を行うことを目的とした計画とされている。そして、各府省等は、当初、20年度第1四半期を目途に、首都直下地震を対象として本府省の業務継続計画を作成することとされていたが、地震は全国どこでも起こり得るものであることなどから、その後、21年10月の中央省庁業務継続連絡調整会議申し合わせにより、首都圏にある地方支分部局等の業務継続計画は遅くとも一年内を目途に、その他の地方支分部局等の業務継続計画は22年度内を目途に、被害が最も甚大となる地震を対象として作成することとされた。

イ 府省等の状況

16府省等の本府省等及び地方支分部局のうち、指定行政機関等を中心に抽出した本府省等31機関及び地方支分部局154機関の計185機関の23年12月末における業務継続計画の策定状況は、図表2-26のとおりである。

図表2-26 各府省等における業務継続計画の策定状況 (平成23年12月末現在)

府省等名	検査対象機関 (A)						業務継続計画策定済機関 (B)						策定率 (B/A)					
	本府省等			地方支分部局			本府省等			地方支分部局			本府省等			地方支分部局		
	指定 行政 機関	左記 以外	計	指定 地方 行政 機関	左記 以外	計	指定 行政 機関	左記 以外	計	指定 地方 行政 機関	左記 以外	計	指定 行政 機関	左記 以外	計	指定 地方 行政 機関	左記 以外	計
	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(機関)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
内閣	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	100	100	-	-	-
内閣府	4	-	4	8	-	8	4	-	4	7	-	7	100	-	100	88	-	88
総務省	2	-	2	11	-	11	2	-	2	11	-	11	100	-	100	100	-	100
法務省	1	-	1	-	8	8	1	-	1	-	7	7	100	-	100	-	88	88
外務省	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	100	-	100	-	-	-
財務省	1	1	2	9	12	21	1	1	2	9	11	20	100	100	100	100	92	95
文部科学省	2	-	2	1	-	1	2	-	2	-	-	0	100	-	100	0	-	0
厚生労働省	1	-	1	16	-	16	1	-	1	16	-	16	100	-	100	100	-	100
農林水産省	1	-	1	15	-	15	1	-	1	2	-	2	100	-	100	13	-	13
経済産業省	4	1	5	14	-	14	4	1	5	14	-	14	100	100	100	100	-	100
国土交通省	4	-	4	37	-	37	4	-	4	34	-	34	100	-	100	92	-	92
環境省	1	-	1	7	-	7	1	-	1	1	-	1	100	-	100	14	-	14
防衛省	1	-	1	8	-	8	1	-	1	2	-	2	100	-	100	25	-	25
国会	-	3	3	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-
裁判所	-	1	1	-	8	8	-	1	1	-	3	3	-	100	100	-	38	38
会計検査院	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	100	100	-	-	-
計	23	8	31	126	28	154	23	5	28	96	21	117	100	63	90	76	75	76

注(1) 機関別については別表2-15を参照。

注(2) 業務継続計画策定済機関には、業務継続計画を他の機関と共用している機関を含む。

本府省等においては、ほぼ全ての機関で業務継続計画を策定済みであり、指定行政機関の業務継続計画策定率は100%である。地方支分部局においては、府省等によっては業務継続計画を策定していない機関も多く見受けられており、指定地方行政機関の業務継続計画策定率は76%となっている。

業務継続計画が未策定の指定地方行政機関について、その理由を検査したところ、①前記の申し合わせにより、首都中枢機能の継続性確保を図る観点から、首都圏の地方支分部局等において先行的に業務継続計画の策定を進めるとされているためや②当該計画の策定中に東日本大震災が発生し、その対応や被災状況を踏まえて計画内容を見直す必要が生じて、策定に時間を要しているためなどとしている機関が見受けられた。

一方、業務継続計画を策定済みとしている地方支分部局の中には、業務継続は本

省の業務継続計画に基づいて行うとして、所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づく業務継続計画を個別に策定しておらず、実効性のある業務継続体制の確保を図る上で、地震減災対策として必ずしも十分ではない機関も見受けられた。その事例は、次のとおりである。

<事例-業務継続1>

厚生労働省の地方支分部局は、当該部局の業務継続について、厚生労働本省が平成20年8月に策定した「厚生労働省業務継続計画（首都直下型）」に基づいて行っているとして、個別に業務継続計画を策定していなかった。

しかし、業務継続計画は、機関ごとに被害が最も甚大となる地震を対象として策定するものとされているが、各地方支分部局が所在する地区で想定される地震の規模も入居する建物の耐震性能等の状況も区々となっている。

このように、厚生労働省の地方支分部局は、それぞれの所在地域や入居する建物の実情に応じた被害想定等に基づく業務継続計画を個別に策定していないため、当該機関における実効性のある業務継続体制の確保を図る上で、地震減災対策として必ずしも十分ではない。

ガイドラインによると、業務継続のために必要な資源の確保に関して、「業務継続計画作成時点において、首都直下地震が発災した際に自省庁建物が果たして機能を維持できている程度の耐震性を備えているのかを適切に評価しておくことが必要である。例えば、耐震性の評価値が0.5を下回っている官庁施設については、震度6強～7程度の大規模地震による倒壊、又は崩壊する危険性が高い施設であるとされており、その後も所要の耐震補強が完了していない場合は、庁舎が使用できない状況も想定し、非常時優先業務を実施するためのバックアップ施設を業務継続計画に定めておくことも必要であると考えられる」とされている。そして、官庁施設の中には、前記のとおり、耐震化されていない官庁施設が多数見受けられる。

そこで、前記185機関のうち、構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていないため、震度6強から7程度の大規模地震による倒壊又は崩壊の危険性が高い又は危険性があるとされる官庁施設に入居している機関であって、業務継続計画を策定済みの16機関について、業務継続計画において入居庁舎が被災した場合に非常時優先業務を実施するための代替施設を定めているか検査した。その状況は、図表2-27のとおりである。

図表2-27 業務継続計画における代替施設の状況

(平成23年12月末現在)

入居官署の種類	構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している業務継続計画策定済みの機関 (機関)	業務継続計画における代替施設の状況	
		業務継続計画において建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物を代替施設として定めている機関 (機関)	業務継続計画において代替施設を定めていない機関 (機関)
指定行政機関	1	0	1
指定地方行政機関	5	3	2
上記以外の機関	10	2	8
計	16	5	11

(注) 機関別については別表2-15を参照。

上記16機関のうち、業務継続計画において建築基準法に基づく耐震性能が確保されている建築物を庁舎が被災した場合の代替施設として定めている機関は、約3分の1の5機関となっている。

また、業務継続計画における被害想定によっては、代替施設の必要度も変わってくることから、上記16機関のうち、業務継続計画において代替施設を定めていない11機関について、業務継続計画における被害想定等を確認すると、入居庁舎は倒壊等の危険があると想定しているのに代替施設を定めていなかったり、入居庁舎は構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていないのに震度6強の大規模地震でも大きな被害はないとして代替施設を定めていなかったりして、業務継続の点から、庁舎の現状を踏まえた検討が必要な機関が見受けられた。

業務継続計画において、入居庁舎は倒壊等の危険があると想定しているのに具体的な代替施設を定めていないため、業務継続の点から庁舎の現状を踏まえた検討が必要な事例は次のとおりである。

<事例-業務継続2>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
福岡法務総合庁舎	福岡県福岡市	Ⅲ類	昭和48年	R C	5階	—	7,258㎡
福岡法務総合庁舎（Ⅲ類、構造体の評価 a、評価値0.46）は、建築基準法に基づく耐震性能を確保しておらず、震度6強から7程度の大規模地震による倒壊又は崩壊の危険性が高い建物とされており、同庁舎に入居する福岡法務局が平成23年2月に策定した業務継続計画においても、倒壊又は倒壊する危険性が高いと想定されている。 しかし、同計画では、倒壊等により庁舎が使用できない場合における代替施設の確保について、必要性を検討しているが、具体的な代替施設を定めていなかった。 このため、業務継続の点からみると、福岡法務局は、庁舎の現状を踏まえて業務継続計画に代替施設を定めておくなどの地震減災対策の検討が必要となっている。							

業務継続計画において、入居庁舎は建築基準法に基づく耐震性能が確保されていないのに震度6強の大規模地震でも大きな被害はないとしていて、業務継続の点から庁舎の現状を踏まえた検討が必要な事例は次のとおりである。

<事例-業務継続3>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
最高裁判所庁舎（裁判官棟）	東京都千代田区	Ⅲ類	昭和49年	SRC	4階	1階	9,877㎡
最高裁判所庁舎（裁判部棟）	東京都千代田区	Ⅲ類	昭和49年	R C	4階	1階	8,724㎡
最高裁判所庁舎（事務北棟）	東京都千代田区	Ⅲ類	昭和49年	R C	3階	2階	16,922㎡
最高裁判所庁舎（事務西棟）	東京都千代田区	Ⅲ類	昭和49年	R C	3階	2階	事務北棟を含む
最高裁判所庁舎裁判官棟（Ⅲ類、構造体の評価 a、評価値0.27）、同裁判部棟（Ⅲ類、構造体の評価 a、評価値0.47）、同事務北棟（Ⅲ類、構造体の評価 a、評価値0.48）及び同事務西棟（Ⅲ類、構造体の評価 a、評価値0.40）は、いずれも建築基準法に基づく耐震性能を確保しておらず、震度6強から7程度の大規模地震による倒壊又は崩壊の危険性が高い建物とされている。 しかし、これら庁舎に入居している最高裁判所が平成22年7月に策定した業務継続計画では、東京湾北部地震（マグニチュード7.3、最大震度6強）を想定災害としているのに、災害発生時に庁舎は倒壊又は崩壊しないものとしており、庁舎の現状とはかい離したものとなっていた。 このため、業務継続の点からみると、最高裁判所は、現状を踏まえて庁舎の倒壊を被害想定にするなどの地震減災対策の検討が必要となっている。なお、最高裁判所は、東日本大震災後、業務継続計画の見直し作業を行っており、現在の耐震状況を踏まえた計画の策定を検討しているとしている。							

大綱によると、中央省庁等は、業務継続性を確保するため、衛星通信等の多様な通信手段を確保する必要があるとされている。

災害時における主要な通信手段としては、内閣府が整備している指定行政機関等を結ぶ中央防災無線網、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条に基づき電気通信事業者が提供する災害時優先電話等がある。

前記185機関のうち、災害時に災害応急対策を実施する指定行政機関23機関及び指定地方行政機関126機関、計149機関における災害時の通信体制は、図表2-28のとおりである。

図表2-28 災害時の通信体制

(平成23年12月末現在)

府省等名	検査対象機関 (A)		災害時優先電話の設置状況				中央防災無線及び災害時優先電話以外の災害時通信手段の確保状況			
			災害時優先電話を設置している機関 (B)		設置率 (B) / (A)		中央防災無線及び災害時優先電話以外の災害時通信手段を確保している機関 (C)		確保率 (C) / (A)	
	指定行政機関 (機関)	指定地方行政機関 (機関)	指定行政機関 (機関)	指定地方行政機関 (機関)	指定行政機関 (%)	指定地方行政機関 (%)	指定行政機関 (機関)	指定地方行政機関 (機関)	指定行政機関 (%)	指定地方行政機関 (%)
内閣府	4	8	4	8	100	100	3	8	75	100
総務省	2	11	2	11	100	100	2	11	100	100
法務省	1	-	1	-	100	-	1	-	100	-
外務省	1	-	1	-	100	-	1	-	100	-
財務省	1	9	1	9	100	100	1	9	100	100
文部科学省	2	1	2	1	100	100	2	1	100	100
厚生労働省	1	16	1	10	100	63	1	0	100	0
農林水産省	1	15	1	15	100	100	1	15	100	100
経済産業省	4	14	4	14	100	100	4	14	100	100
国土交通省	4	37	4	37	100	100	4	37	100	100
環境省	1	7	1	7	100	100	1	3	100	43
防衛省	1	8	1	8	100	100	1	8	100	100
計	23	126	23	120	100	95	22	106	96	84

(注) 機関別については別表2-15参照。

149機関における災害時優先電話の設置状況についてみると、指定行政機関の設置率は100%であるが、指定地方行政機関の設置率は95%であり、厚生労働省の一部において、災害時優先電話を設置していない機関が見受けられた。

中央防災無線及び災害時優先電話以外の災害時通信手段の確保状況についてみると、指定行政機関の96%、指定地方行政機関の84%は、衛星電話、衛星携帯電話等何らかの通信手段を確保しているが、内閣府（消費者庁本庁）並びに厚生労働省の全地方支分部局及び環境省の一部の地方支分部局は、これらの通信手段を確保していない。

このように、指定行政機関等における災害時の通信体制をみると、特に厚生労働省の一部の機関は、業務継続性の確保の点で通信体制が十分ではなく、災害応急対策活動等に影響が出る可能性が高いと思料される。

ウ 電力設備の状況

(注12)

大綱によると、中央省庁等は、業務継続性確保のため、電力供給系統の多重化を図るほか、最低3日間の非常用電源等を確保することとされている。

そして、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「計画基準解説」という。）によると、官庁施設の商用電力の途絶対策について、建築設備の耐震安全性が甲類の官庁施設、すなわち、指定行政機関等が

使用する官庁施設は、原則、自家発電設備を設置するとともに商用電源の受電系統
(注12)
の二重化を図ることが望ましいとされている。また、自家発電設備の発電容量は、
災害応急対策活動等に必要な負荷を賄うことが可能なものとし、その燃料備蓄量は、
商用電源の復旧に要する時間又は燃料の補給に要する時間のうち、短い方とし、そ
の想定が困難な場合は72時間程度とすることとされている。

また、国土交通省は、22年4月、官庁施設の機能確保に関する指針として、「業務
継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」を公表している。

同指針によると、業務継続計画を策定する中央省庁及び地方支分部局等が非常時
優先業務を行う施設は、災害時に商用電源が途絶した場合に備えて、非常用電源を
確保する必要があるとされ、非常用発電設備の発電容量及び連続運転可能時間等は、
必要な業務継続の水準に応じて決定することとされている。

そこで、計画基準において、病院等の救護施設の建築設備の耐震安全性が甲類と
なっていることなどを踏まえ、前記の指定行政機関等を中心に抽出した185機関のう
ち指定行政機関又は指定地方行政機関が入居している官庁施設及び医療施設におけ
る商用電源の受電系統や業務継続用の自家発電設備の状況について検査した。検査
に当たっては、同一敷地内に複数の建築物がある場合に商用電源の受電設備を同一
敷地内にある複数の建築物で共用している場合が多いことから、同一の受変電設備
を共用している建築物はまとめて1か所と整理した上で、官庁施設68か所及び医療施
設287か所を対象とした。

(注12) 電力供給系統の多重化、商用電源の受電系統の二重化 変電所からの
送電ルートを複数用意したり、異なる2つの変電所から受電できるよ
う2つの送電ルートを用意したりなどすること

商用電源の受電系統の二重化の状況及び業務継続用の自家発電設備の設置状況は、
図表2-29のとおりである。

図表2-29 商用電源の受電系統の二重化の状況及び業務継続用の自家発電設備の設置状況
(平成23年12月末現在)

区分	検査対象施設 (A) (箇所)	受電系統が二重化されている施設		業務継続用の自家発電設備が設置されている施設	
		箇所数 (B) (箇所)	検査対象箇所数 に対する割合 (B) / (A) (%)	箇所数 (C) (箇所)	検査対象箇所数 に対する割合 (C) / (A) (%)
官庁施設	68	24	35	58	85
医療施設	287	123	43	280	98
うち、災害拠点病院	91	63	69	91	100

商用電源の受電系統が二重化されている施設の割合は、官庁施設で35%、医療施設で43%となっているが、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院に指定されている医療施設に限定してみると69%となっており、災害拠点病院は、官庁施設及び医療施設全体より受電系統が二重化されている割合が高くなっている。

業務継続用の自家発電設備が設置されている施設の割合は、官庁施設で85%、医療施設で98%、災害拠点病院では100%となっており、ほとんどの官庁施設及び医療施設には業務継続用の自家発電設備が設置されている。しかし、業務継続用の自家発電設備がない官庁施設が10か所、医療施設が7か所あり、これらの施設は災害応急対策活動等に影響が出る可能性が高く、業務継続の点からも電源対策が必要となっている。

業務継続用の自家発電設備がないため、災害応急対策活動等に影響が出る可能性が高く、業務継続の点から電源対策が必要な事例は次のとおりである。

<事例-業務継続4>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
名古屋農林総合庁舎	愛知県名古屋市	I 類	昭和38年	R C	4階	1階	6,636㎡
名古屋農林総合庁舎（I 類、構造体の評価 c、評価値1.02）は、指定地方行政機関の東海農政局が入居しているが、業務継続用の自家発電設備は設置されていない。 このため、同庁舎は、災害発生時に商用電源が途絶すると、指定地方行政機関として行う災害応急対策活動等に影響が出る可能性が高く、業務継続の点から外部電源車による給電や可搬型の非常用発電装置の導入等も含めた電源対策が必要となっている。							

また、業務継続用の自家発電設備がある官庁施設58か所及び医療施設280か所についての各施設における業務継続用の自家発電設備の連続運転可能時間は、図表2-30のとおりである。

図表2-30 業務継続用自家発電設備の連続運転可能時間

(平成23年12月末現在)

区分	業務継続用の自家 発電設備が設置さ れている施設 (箇所)	自家発電設備の連続運転可能時間			
		24時間以下 (箇所)	24時間超 48時間以下 (箇所)	48時間超 72時間以下 (箇所)	72時間超 (箇所)
官庁施設	58	6	8	10	34
(構成比)	(100%)	(10%)	(14%)	(17%)	(59%)
医療施設	280	79	28	40	133
(構成比)	(100%)	(28%)	(10%)	(14%)	(48%)
うち、災害拠点病院	91	15	6	23	47
(構成比)	(100%)	(16%)	(7%)	(25%)	(52%)

業務継続用の自家発電設備を複数台設置している施設は、自家発電設備の中で一番長い連続運転可能時間を対象として、各施設における自家発電設備の連続運転可能時間をみると、72時間超となっている施設が最も多く、官庁施設の59%、医療施設の48%を占める一方で、24時間以下となっている施設も見受けられる。

業務継続計画を策定することとなっている指定行政機関等が入居する官庁施設68か所について、各施設に入居している機関の業務継続計画で想定している商用電源の復旧までに要する時間（以下「電源復旧想定時間」という。）は、図表2-31のとおりである。

図表2-31 業務継続計画における電源復旧想定時間

(平成23年12月末現在)

	検査対象 施設	業務継続計画に電源復旧想定時間がある施設					電源復旧想 定時間がない施設
		(内訳) 電源復旧想定時間					
		24時間以内	24時間超 48時間以内	48時間超 72時間以内	72時間超		
箇所数（箇所）	68	50	3	31	10	6	18
構成比（％）	100	74	4	46	15	9	26

官庁施設の約4分の3の50か所は業務継続計画に電源復旧想定時間があり、このうち半数以上の31か所は電源復旧想定時間が24時間超48時間以内となっている。また、業務継続計画が策定されていないなど電源復旧想定時間がない官庁施設は18か所で全体の約4分の1となっている。

そして、前記の自家発電設備の連続運転可能時間が、電源復旧想定時間以上となっているなど業務継続の点で必要な時間を満たしているかについてみると、業務継続の点からみた自家発電設備の連続運転可能時間の過不足状況は、図表2-32のとおりである。

図表2-32 業務継続の点からみた自家発電設備の連続運転可能時間の過不足状況
(平成23年12月末現在)

区分	検査対象施設 (A) (箇所)	業務継続の点で必要な連続運転可能 時間を満たしている施設		業務継続の点で必要な連続運転可能 時間を満たしていない施設	
		箇所数 (B) (箇所)	検査対象箇所数に 対する割合 (B) / (A) (%)	箇所数 (C) (箇所)	検査対象箇所数に 対する割合 (C) / (A) (%)
官庁施設	58	44	76	14	24
医療施設	280	148	53	132	47
うち、災害拠点病院	91	54	59	37	41

(注) 電源復旧想定時間がない施設については、72時間以上を業務継続の点で必要な連続運転可能時間とした。

電源復旧想定時間がない施設は、計画基準解説において、自家発電設備の燃料備蓄量は、商用電源の復旧に要する時間又は燃料の補給に要する時間の想定が困難な場合は72時間程度とされていることなどから、72時間を電源復旧想定時間と仮定した。そして、この条件により自家発電設備の連続運転可能時間をみると、図表2-32のとおり、電源復旧想定時間以上となっていて業務継続の点で必要な連続運転可能時間を満たしていると考えられる施設の割合は、官庁施設で76%、医療施設で53%、災害拠点病院で59%となっている。

このように、業務継続用の自家発電設備が設置されていても、その連続運転可能時間が、電源復旧想定時間に満たない施設は、官庁施設の2割強、医療施設の5割弱、災害拠点病院の約4割を占めており、業務継続の点で必要な連続運転可能時間を満たしておらず、燃料備蓄量を増やすなどの地震減災対策が必要な官庁施設や医療施設が多数見受けられた。

自家発電設備の連続運転可能時間が短いため、災害時における医療活動等に影響が出る可能性が高く、自家発電設備の燃料備蓄量を増やすなどの地震減災対策が必要な医療施設の事例は次のとおりである。

<事例-業務継続5>

国立病院機構名古屋医療センター（所在地：愛知県名古屋市）は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院に指定されており、業務継続用の自家発電設備が設置されているが、その連続運転可能時間は14時間程度となっている。

一方、愛知県が平成21年11月に公表した「愛知県庁業務継続計画〔想定東海・東南海地震連動編〕」における被害想定によると、同センターを含む県庁周辺地域の商用電源は3日間程度停止するとされている。

このため、同センターの電源設備については、災害拠点病院として、自家発電設備の燃料備蓄量を増やすなどの地震減災対策が必要となっている。

3 東日本大震災に伴う被災等の状況

(1) 内閣府による被害額の推計

内閣府は、23年6月に、東日本大震災における、国有、民間施設等を含む全ての建築物、ライフライン施設、社会基盤整備等のストックの被害額を約16兆9千億円と推計しており、その項目別の内訳は図表3-1のとおりである。この推計は、内閣府が東日本大震災の被災を受けた各県及び関係府省等からストック（国有財産を含む。）の毀損額相当分に関する情報提供を受けて、取りまとめたものである。

図表3-1 東日本大震災における被害額（平成23年6月24日現在）

項 目	被害額	
	東日本大震災	(参考) 阪神・淡路大震災 (国土庁)(注)
建築物等 (住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)	約10兆4千億円	約 6兆3千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)	約 1兆3千億円	約 6千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)	約 2兆2千億円	約 2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設、林野、水産関係施設等)	約 1兆9千億円	約 5千億円
その他 (文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等)	約 1兆1千億円	
総 計	約16兆9千億円	約 9兆6千億円

(注) 阪神・淡路大震災の被害額推計を当時の国土庁が発表したものである。

この被害額は、各県及び関係府省等からの報告をまとめたものであり、ストック価格（国有財産台帳価格を含む。）、業者による見積額、復旧工事費及び被害状況からの被害推計額が計上されるなどしている。

(2) 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況及び所在都道府県別の被災状況

東日本大震災において、多数の建築物が被災したが、会計検査院は、それらの被災状況について、会計実地検査を実施するとともに各府省等及び各独立行政法人等（図表0-3参照）から調書の提出を受けて、その内容を分析等した。

一方、会計検査院は、日本国憲法第90条に定められた国の収入支出の決算のほか、国有財産、国の債権、債務等の会計を毎年検査しており、その一環として会計検査院法第27条において、会計検査院の検査を受ける会計経理に関し、現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したときは、本属長官又は監督官庁その他これに準ずる責任のある者から、直ちに、その旨の報告（以下「第27条報告」という。）を受けている。また、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第19条において、各省各庁の長は、天災等の事故により、500万円を超えて国有財産を滅失又は損傷したときは、直ちにその原因、損害見積価額等を財務大臣に通知（以下「滅失損傷通知」という。）しなければならないと定められている。このため、東日本大震災において被災した官庁施設等については、第27条報告及び滅失損傷通知が行われており、これらについても分析した。

なお、本項における被災状況には、東北地方太平洋沖地震（23年3月11日）に加え、同時期に発生した長野県北部の地震（同年3月12日）及び静岡県東部の地震（同年3月15日）並びにその余震による被災が含まれている。

ア 官庁施設の建築物における被災状況等

（イ）官庁施設の建築物における被災状況

東日本大震災において、被災した官庁施設の建築物は、図表3-2のとおり、15府省等で1,362棟となっていて、府省等の別では、防衛省439棟、法務省240棟、国土交通省206棟の順となっている。これを主な被害要因である地震、津波、液状化の別に分類すると、地震によるものが1,209棟、津波によるものが131棟、液状化によるものが22棟となっている。

そして、被災後に被災建築物応急危険度判定を受けるなどして、危険（当該建築物内に立ち入ることは危険）又は要注意（当該建築物内に立ち入ることは十分注意）に相当する建築物は、7府省等の116棟となっていて、府省等別では、防衛省63棟、国土交通省31棟、法務省7棟の順となっている。

図表3-2 官庁施設の被害の要因別の被災状況

上段：棟数 (単位：棟)

下段：延床面積 (単位：㎡)

府省等	地震		津波		液状化		計	
		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意
内閣	1	—	—	—	—	—	1	—
	16,179	—	—	—	—	—	16,179	—
内閣府	70	3	1	—	—	—	71	3
	186,989	2,243	254	—	—	—	187,243	2,243
総務省	2	—	—	—	—	—	2	—
	48,403	—	—	—	—	—	48,403	—
法務省	237	7	3	—	—	—	240	7
	577,899	17,489	3,822	—	—	—	581,721	17,489
外務省	2	—	—	—	—	—	2	—
	59,536	—	—	—	—	—	59,536	—
財務省	111	4	8	3	—	—	119	7
	616,797	8,548	10,070	1,036	—	—	626,867	9,585
文部科学省	4	1	—	—	—	—	4	1
	171,565	347	—	—	—	—	171,565	347
厚生労働省	127	—	—	—	—	—	127	—
	291,507	—	—	—	—	—	291,507	—
農林水産省	60	3	2	1	—	—	62	4
	100,592	2,415	2,410	249	—	—	103,002	2,665
経済産業省	1	—	5	—	—	—	6	—
	47,071	—	3,904	—	—	—	50,976	—
国土交通省	141	13	52	16	13	2	206	31
	541,989	61,430	49,187	21,124	9,522	2,067	600,698	84,622
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	370	27	60	32	9	4	439	63
	1,387,117	59,819	91,570	66,926	5,139	2,695	1,483,827	129,441
国会	19	—	—	—	—	—	19	—
	237,591	—	—	—	—	—	237,591	—
裁判所	63	—	—	—	—	—	63	—
	463,404	—	—	—	—	—	463,404	—
会計検査院	1	—	—	—	—	—	1	—
	6,628	—	—	—	—	—	6,628	—
計	1,209	58	131	52	22	6	1,362	116
	4,753,272	152,294	161,219	89,338	14,661	4,763	4,929,153	246,395

また、東日本大震災において、被災した借受官庁施設は、図表3-3のとおり、7府省等の15棟となっていて、府省等の別では厚生労働省の7棟が最も多くなっている。

図表3-3 借受官庁施設の府省等別の被災状況

府省等	被災状況	棟数 (棟)	借受面積 (㎡)
内閣		—	—
内閣府		2	1,403
総務省		2	2,306
法務省		1	1,604
外務省		—	—
財務省		1	597
文部科学省		—	—
厚生労働省		7	12,612
農林水産省		—	—
経済産業省		—	—
国土交通省		1	1,667
環境省		—	—
防衛省		1	240
計		15	20,432

(イ) 官庁施設の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況

官庁施設の建築物のうち、地震又は液状化を要因とする被害を受けた建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況は、次のとおりである。

a 構造体の被災状況

被災があった都道府県に所在する官庁施設の建築物11,089棟のうち、地震又は液状化を要因とする被害を受けた建築物は、1,231棟である。そして、このうち建築物が全半壊（構造体が著しく損傷して建築物の全部又は一部が倒壊したもの）したものではなく、構造体が損傷（建築物全体の耐力が低下し、人命の安全確保が図られない状況となっているもの）したものは31棟となっている。なお、この損傷した31棟は、いずれも23年3月11日14時46分に発生した地震では、震度5強以上を記録した地区に所在していたものである。

構造体が損傷した官庁施設の建築物の被災状況は、図表3-4-1及び図表3-4-2のとおりである。

図表3-4-1 構造体の被災状況（官庁施設の建築物）

耐震安全性の評価 損傷の程度	損傷		被災都道府県所在建築物
	棟数(棟)	割合(棟数/(ア))	棟数(ア)(棟) 注(1)
d	6	0.8%	7,330
c	—	—	118
b	2	4.1%	487
a	1	4.4%	225
診断未実施	22	7.5%	2,929
計	31	2.8%	11,089

注(1) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する官庁施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

注(2) 耐震安全性の評価は、図表1-5（24ページ）参照。図表3-4-2も同じ。

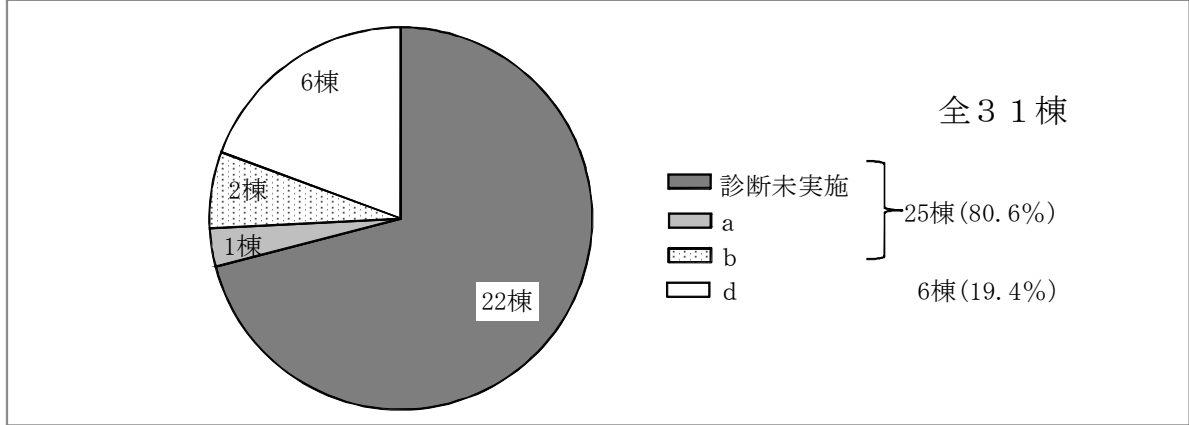
注(3) 当初設計が計画標準又は計画基準に基づいた設計となっている建築物は、耐震安全性の評価を「d」としている。図表3-4-2、図表3-5-1、図表3-5-2、図表3-6-1及び図表3-6-2も同じ。図表3-13、図表3-14、図表3-15、図表3-19、図表3-20、図表3-21、図表3-24、図表3-25及び図表3-26において独立行政法人等が計画標準又は計画基準を使用している場合も同じ。

注(4) 耐震性能が確保されていないため、耐震改修を実施したものは耐震改修後の評価により、耐震診断を実施したが、耐震改修未実施のものは耐震診断後の評価により、それぞれ分類している。図表3-4-2、図表3-5-1、図表3-5-2、図表3-6-1及び図表3-6-2も同じ。

注(5) 表中の網掛けは、計欄の割合（平均値の割合）と比較して、高い割合を示す。図表3-5-1、図表3-6-1、図表3-13、図表3-14、図表3-15、図表3-19、図表3-20、図表3-21、図表3-24、図表3-25及び図表3-26も同じ。

注(6) 割合の単位の%は、1000分の1を1とする単位である。図表3-5-1、図表3-5-2、図表3-6-1、図表3-6-2、図表3-13、図表3-19、図表3-24、図表3-25及び図表3-26も同じ。

図表3-4-2 損傷した建築物の耐震安全性の評価



図表3-4-1及び図表3-4-2のとおり、損傷した建築物全31棟の耐震安全性の評価は、a 評価が1棟、b 評価が2棟及び耐震診断未実施が22棟となっていて、新耐震設計手法によらない耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が計25棟と多数を占めていた。

構造体が損傷した建築物の事例を示すと次のとおりである。

<事例-被災1>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
仙台駐屯地内の庁舎	宮城県仙台市	Ⅱ類	昭和43年	R C	3階	－	4,902㎡
仙台駐屯地内の後方支援隊本部庁舎（Ⅱ類、構造体の評価 a、評価値0.16）は、地震（震度6強）及びその後の余震により、庁舎の南側に面している柱数本にせん断破壊が生じたほか、窓の建具が変形したり、壁面に亀裂が生じたりしていた。このため、同庁舎を使用することが困難となり建て替えることになった。なお、同駐屯地内の他の施設も被災があったことなどから、本件に係る滅失損傷通知は、取りまとめに時間を要しており、平成24年7月24日現在、提出されていない。 なお、本駐屯地内では、重要度の高い施設から順次耐震改修工事が進められており、同庁舎は今後、建替えが計画されていた。							

<事例-被災2>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
須賀川税務署	福島県須賀川市	Ⅲ類	昭和46年	R C	3階	－	722㎡
須賀川税務署は、地震（震度6強）及びその後の余震により、庁舎（Ⅲ類、構造体の評価 b、評価値0.61）の西側の耐震壁や柱に亀裂が生じたり、北西部の柱の脚部が損傷して主筋が露出したりしたため、同庁舎の増築部分を除く部分について庁舎を取り壊すこととなった。同							

庁舎については、滅失損傷通知が提出されており、取り壊された庁舎に係る損害見積額は、36,410,517円となっている。

b 建築非構造部材の被災状況

被災した官庁施設の建築物1,231棟について、建築非構造部材である天井材、外壁及び建具の別の被災状況は、図表3-5-1のとおりとなっていて、建築非構造部材が損傷（建築非構造部材の被害が大きく、補修が困難な状態であり、機能を回復するためには全てを取り替える必要があるもの）したのは、天井材で9棟、外壁で23棟、建具で8棟となっている。また、一部損傷（建築非構造部材に被害があり、機能を回復するためには専門技術者による補修が必要なもの）したのは、天井材で153棟、外壁で171棟、建具で151棟となっている。

図表3-5-1 建築非構造部材の被災状況（官庁施設の建築物）

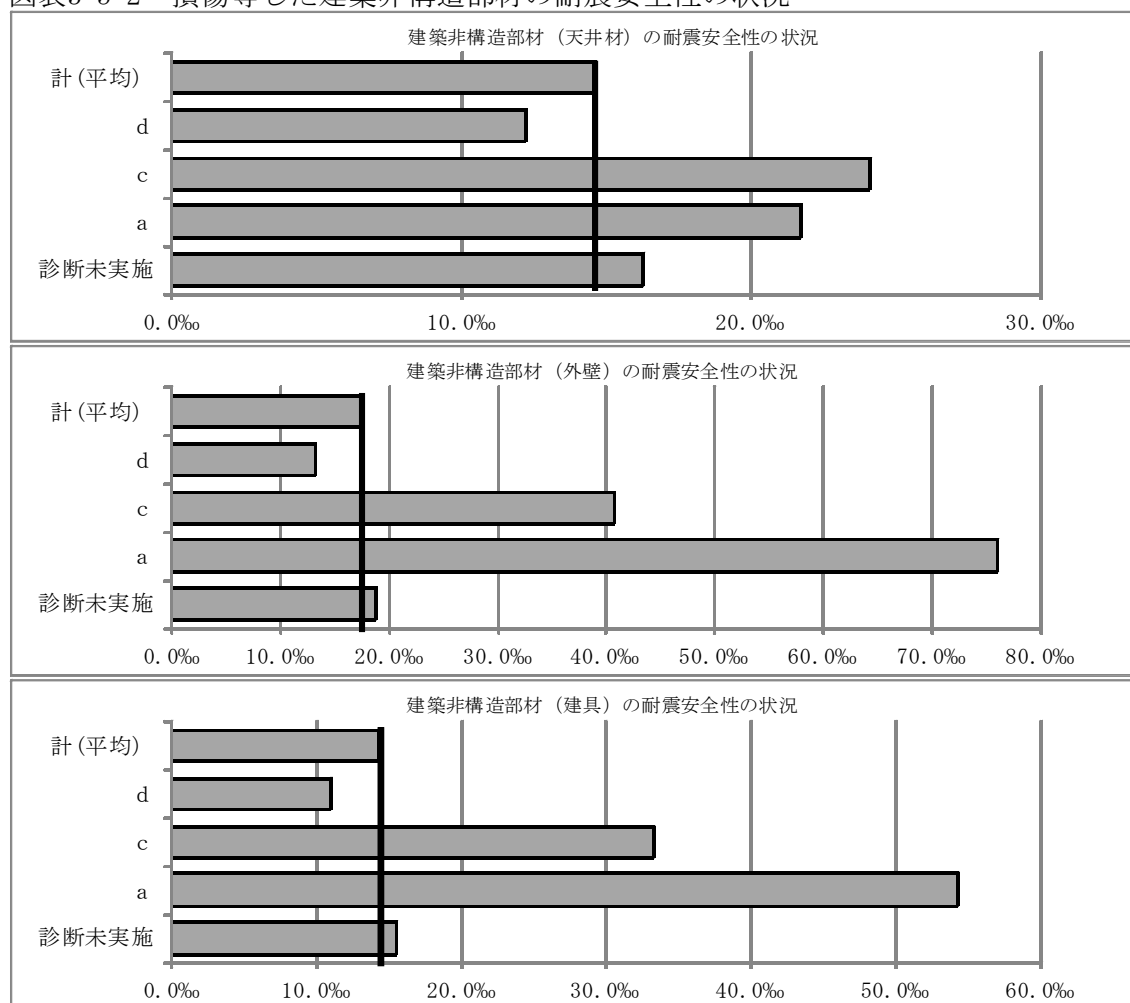
（単位：棟、％）

耐震安全性の評価 損傷の程度	天井材			外壁			建具			被災都道府県所在建築物 (ア)注(1)
	損傷 (棟数/%)	一部損傷 (棟数/%)	計 (棟数/%)	損傷 (棟数/%)	一部損傷 (棟数/%)	計 (棟数/%)	損傷 (棟数/%)	一部損傷 (棟数/%)	計 (棟数/%)	
d	4 0.7%	66 11.5%	70 12.2%	1 0.2%	75 13.1%	76 13.3%	5 0.9%	58 10.1%	63 11.0%	5,730
c	—	13 24.1%	13 24.1%	1 1.9%	21 38.9%	22 40.7%	1 1.9%	17 31.5%	18 33.3%	540
a	—	2 21.7%	2 21.7%	—	7 76.1%	7 76.1%	—	5 54.3%	5 54.3%	92
診断未実施	5 1.1%	72 15.2%	77 16.3%	21 4.4%	68 14.4%	89 18.8%	2 0.4%	71 15.0%	73 15.4%	4,726
計	9 0.8%	153 13.8%	162 14.6%	23 2.1%	171 15.4%	194 17.5%	8 0.7%	151 13.6%	159 14.3%	11,088

注(1) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する官庁施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

注(2) 耐震安全性の評価は、図表1-6（24ページ）参照。図表3-5-2も同じ。

図表3-5-2 損傷等した建築非構造部材の耐震安全性の状況



建築非構造部材が損傷等した官庁施設の建築物の被災状況は、図表3-5-1及び図表3-5-2のとおりであり、建築非構造部材において、耐震安全性の評価が低い建築物（a 評価及び c 評価）又は耐震診断未実施の建築物は、いずれも損傷等の割合が高くなっている。

c 建築設備の被災状況

被災した官庁施設の建築物1,231棟において、建築設備である電力供給設備、照明設備、給排水・衛生設備及び空気調和設備の別の被災状況は、図表3-6-1のとおりとなっていて、建築設備が損傷（建築設備の被害が大きく、補修が困難な状態であり、機能を回復するためには全てを取り替える必要があるもの）したのは、空気調和設備で11棟、給排水・衛生設備で10棟、電力供給設備で8棟等となっている。また、一部損傷（建築設備に被害があり、機能を回復するためには専門技術者による補修が必要なもの）したのは、給排水・衛生設備で1

14棟、空気調和設備で81棟、照明設備で68棟等となっている。

図表3-6-1 建築設備の被災状況（官庁施設の建築物）

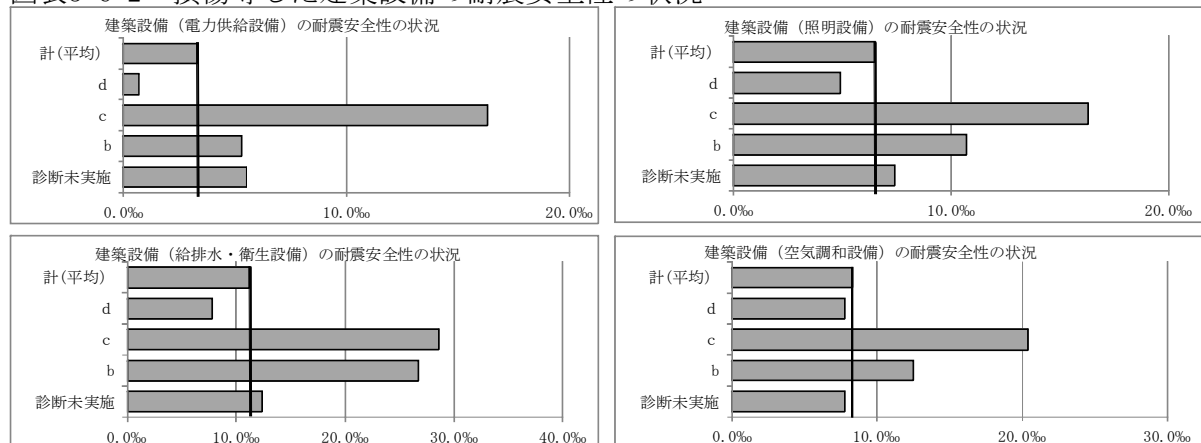
（単位：棟、‰）

耐震安全性の評価 損傷の程度	電力供給設備			照明設備			被災都道府県 所在建築物 (ア)注(1)
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	2	2	4	2	25	27	5,529
	0.4‰	0.4‰	0.7‰	0.4‰	4.5‰	4.9‰	
c	3	1	4	—	4	4	245
	12.2‰	4.1‰	16.3‰	—	16.3‰	16.3‰	
b	—	3	3	—	6	6	562
	—	5.3‰	5.3‰	—	10.7‰	10.7‰	
診断未実施	3	23	26	2	33	35	4,751
	0.6‰	4.8‰	5.5‰	0.4‰	6.9‰	7.4‰	
計	8	29	37	4	68	72	11,087
	0.7‰	2.6‰	3.3‰	0.4‰	6.1‰	6.5‰	
耐震安全性の評価 損傷の程度	給排水・衛生設備			空気調和設備			
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	5	38	43	8	35	43	
	0.9‰	6.9‰	7.8‰	1.4‰	6.3‰	7.8‰	
c	1	6	7	1	4	5	
	4.1‰	24.5‰	28.6‰	4.1‰	16.3‰	20.4‰	
b	—	15	15	—	7	7	
	—	26.7‰	26.7‰	—	12.5‰	12.5‰	
診断未実施	4	55	59	2	35	37	
	0.8‰	11.6‰	12.4‰	0.4‰	7.4‰	7.8‰	
計	10	114	124	11	81	92	
	0.9‰	10.3‰	11.2‰	1.0‰	7.3‰	8.3‰	

注(1) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する官庁施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

注(2) 耐震安全性の評価は、図表1-7（24ページ）参照。図表3-6-2も同じ。

図表3-6-2 損傷等した建築設備の耐震安全性の状況



建築設備のうち、電力供給設備、照明設備、給排水・衛生設備及び空気調和設備の別に損傷又は一部損傷したものの状況を耐震安全性の評価により比較すると、図表3-6-1及び図表3-6-2のとおりとなっていて、建築設備において、耐震安全性の評価が低い建築物（b評価及びc評価）又は耐震診断未実施の建築物は、損傷等の割合が高くなっている。

(ウ) 被災した官庁施設の建築物の復旧状況

被災した官庁施設の建築物の復旧状況は、図表3-7のとおりである。復旧工事実施済みのものは663棟、実施中のものは189棟、未着手のものは251棟となっている。

これらのうち、復旧工事実施済みの工事契約の件数及び契約金額は、928件、計56.2億円となっている。

図表3-7 被災した官庁施設の建築物の復旧状況

府省等 復旧工事の状況等	実施済 (棟)	実施済みの工事契約の 件数及び契約金額		実施中 (棟)	未着手 (棟)
		件数 (件)	金額 (千円)		
内閣	1	2	9,610	—	—
内閣府	14	17	629,178	20	32
総務省	—	—	—	2	—
法務省	157	235	719,156	18	20
外務省	—	—	—	2	—
財務省	95	149	140,621	14	1
文部科学省	3	2	42,420	—	—
厚生労働省	70	69	206,427	11	12
農林水産省	35	50	117,876	2	13
経済産業省	3	2	378,421	3	—
国土交通省	53	119	1,443,289	59	65
環境省	—	—	—	—	—
防衛省	170	178	1,439,283	49	104
国会	9	1	4,226	9	1
裁判所	52	103	493,197	—	3
会計検査院	1	1	690	—	—
計	663	928	5,624,402	189	251

(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況

官庁施設の建築物に関して、24年8月31日現在、会計検査院に報告されている第27条報告のうち、東日本大震災に伴う被災が財産亡失（建築物の場合は、全損が対象となり、部分的に損傷したものは含まれない。）の要因と認められる報告は、図表3-8のとおり、5省の22官署92棟、15千㎡であり、損害額は8.4億円となっている。

なお、第27条報告には、今回の検査の対象としていない延床面積200㎡未満（木造は同500㎡未満）の建築物が含まれている。

図表3-8 第27条報告の状況（府省等別）

（単位：棟、㎡、千円）

府省等	口座名	所在	区分	種目	棟数	数量 (延床面積)	損害額 (被害額)	要因
財務省	八戸港湾合同庁舎	青森県八戸市	建物	雑屋建	1	29	912	津波
	大船渡税務署	岩手県大船渡市	建物	雑屋建	4	44	391	津波
	横浜税関石巻出張所	宮城県石巻市	建物	雑屋建	1	27	379	津波
農林水産省	農林水産研修所つづき館水戸ほ場庁舎	茨城県水戸市	建物	事務所建等	3	2,415	30,527	地震
	三陸北部森林管理署	岩手県宮古市・下閉伊郡山田町	建物	事務所建等	16	1,860	21,623	津波
	三陸中部森林管理署	岩手県陸前高田市・上閉伊郡大槌町	建物	事務所建等	3	266	2,968	津波
	宮城北部森林管理署	宮城県石巻市・本吉郡南三陸町	建物	事務所建等	3	168	1,291	津波
	茨城森林管理署	茨城県北茨城市	建物	事務所建等	2	183	1,886	地震
経済産業省	久慈国家石油備蓄基地	岩手県久慈市	建物	事務所建等	17	4,886	582,516	津波
国土交通省	気仙沼国道離持出張所	宮城県気仙沼市	建物	事務所建等	4	521	30,958	津波
	塩釜港湾・空港整備事務所西浜地区	宮城県石巻市	建物	雑屋建	1	59	5,312	津波
	宮城運輸支局	宮城県仙台市	建物	事務所建	1	1,751	750	地震
	石巻海事事務所	宮城県石巻市	建物	雑屋建	1	15	792	津波
	福島運輸支局小名浜庁舎	福島県いわき市	建物	雑屋建	1	19	829	津波
	石巻港湾合同庁舎	宮城県石巻市	建物	事務所建等	5	1,349	58,375	津波
	小名浜港湾事務所	福島県いわき市	建物	事務所建等	2	731	12,000	津波
	水戸地方気象台	茨城県水戸市	建物	雑屋建	1	141	6,041	地震
	釜石海上保安部船艇用品庫	岩手県釜石市	建物	倉庫建	1	67	4,648	津波
	鹿島海上保安署船艇基地	茨城県神栖市	建物	倉庫建	1	48	543	津波
	佐原出張所	千葉県佐原市	建物	事務所建等	10	668	29,805	地震
	陸中海岸国立公園宮古姉ヶ崎集団施設地区	岩手県宮古市	建物	雑屋建	12	620	47,574	津波
環境省	陸中海岸国立公園気仙沼大島集団施設地区	宮城県気仙沼市	建物	雑屋建	2	114	9,735	津波
計	5省22官署				92	15,991	849,865	

注(1) 本表は、会計検査院に提出された第27条報告のうち区分が建物となっているものを集計したものである。

棟数が報告に記載されていなかったもの及び要因については、調書等により記載している。

注(2) 網掛け部分は、滅失損傷通知が行われ、後掲図表3-10に掲載しているものである。

また、これらを主たる要因別に整理すると、図表3-9のとおり、棟数、延床面積、損害額ともに津波の割合が81.5%（75棟）、67.7%（10,832㎡）、91.9%（7.8億円）と高くなっていて、津波による被害が甚大であったことがうかがえる。

図表3-9 第27条報告における被害の要因別の状況

(単位：棟、㎡、千円、%)

要因	府省等及び官署数	棟数(割合)	延床面積(割合)	損害額(割合)
地震	2省 5官署	17(18.5)	5,159(32.3)	69,009(8.1)
津波	5省17官署	75(81.5)	10,832(67.7)	780,855(91.9)
計	5省22官署	92(100)	15,991(100)	849,865(100)

(オ) 国有財産法施行令に基づく通知の状況

官庁施設の建築物に関して、財務省に対する会計実地検査を実施した時点（24年7月24日）までに、財務省に提出のあった滅失損傷通知のうち、建築物に係るものを府省等の別に整理すると、図表3-10のとおりであり、8府省等の43官署全体で115棟、283千㎡であり、損害額は23.4億円となっている。また、調書によると、今後、提出予定のものは、482棟、1,534千㎡となっている。なお、滅失損傷通知には、今回の検査の対象としていない延床面積200㎡未満（木造は同500㎡未満）の建築物が含まれている。

滅失損傷通知は、第27条報告が前記のとおり建築物等の亡失を報告の対象としているのに対して、建築物の滅失に加え損傷を通知の対象としている。

図表3-10 建築物に係る滅失損傷通知の状況

(単位：棟、㎡、千円)

府省等	口座名	所在	区分	種目	棟数	数量 (延床面積)	損害見積価額 (被害額)注(2)	要因
内閣 (人事院)	中央合同庁舎第5号館別館	東京都千代田区	建物	事務所建	1	16,179	9,610	地震
内閣府 (警察庁)	東北管区警察学校	宮城県多賀城市	建物	事務所建等	11	16,895	61,349	地震
	岩手県警察学校	岩手県盛岡市	建物	事務所建等	2	3,045	28,896	地震
	宮城県警察学校	宮城県名取市	建物	事務所建	1	7,673	29,594	地震
	福島県警察学校	福島県福島市	建物	事務所建等	3	3,438	21,780	地震
	新科学警察研究所	千葉県柏市	建物	事務所建	1	24,163	5,040	地震
法務省	仙台第3法務総合庁舎	宮城県仙台市	建物	事務所建	1	13,376	10,197	地震
財務省	盛岡合同庁舎	岩手県盛岡市	建物	事務所建等	3	5,538	16,113	地震
	八戸港湾合同庁舎	青森県八戸市	建物	事務所建	5	2,611	227,667	津波
	青森第2地方合同庁舎	青森県青森市	建物	事務所建	1	9,895	9,996	地震
	大船渡税務署	岩手県大船渡市	建物	事務所建等	5	630	34,901	津波
	仙台中税務署	宮城県仙台市	建物	事務所建	1	4,343	8,237	地震
	仙台国税局分室	宮城県仙台市	建物	事務所建	1	1,872	25,714	地震
	石巻税務署	宮城県石巻市	建物	事務所建	1	1,896	23,520	地震
	塩釜税務署	宮城県塩竈市	建物	事務所建	1	1,059	6,300	地震
	福島税務署	福島県福島市	建物	事務所建	1	2,622	21,346	地震
	須賀川税務署	福島県須賀川市	建物	事務所建	1	722	36,410	地震
	相馬税務署	福島県相馬市	建物	事務所建	1	1,303	11,497	地震
	税務大学校東京研修所	千葉県船橋市	建物	事務所建等	3	17,775	6,844	地震
	横浜税関仙台空港税関支署	宮城県名取市	建物	事務所建等	3	5,180	223,869	津波
農林水産省	農林水産研修所つくば館水戸ほ場庁舎	茨城県水戸市	建物	事務所建等	3	2,416	32,785	地震
	三陸北部森林管理署	岩手県宮古市	建物	事務所建	1	682	6,730	津波
国土交通省	気仙沼国道維持出張所	宮城県気仙沼市	建物	事務所建等	4	521	30,958	津波
	釜ヶ崎湾・空港整備事務所西浜地区	宮城県石巻市	建物	雑屋建	1	59	5,312	津波
	宮城運輸支局	宮城県仙台市	建物	事務所建等	2	2,753	28,065	地震
	石巻海事事務所	宮城県石巻市	建物	雑屋建	1	15	792	津波
	福島運輸支局小名浜庁舎	福島県いわき市	建物	雑屋建	1	19	829	津波
	石巻港湾合同庁舎	宮城県石巻市	建物	事務所建等	5	1,349	58,375	津波
	小名浜港湾事務所	福島県いわき市	建物	事務所建等	2	731	12,000	津波
	茨城海上保安部	茨城県ひたちなか市	建物	事務所建	1	1,668	6,560	津波
	国土技術政策総合研究所旭	茨城県つくば市	建物	事務所建	10	50,834	587,773	地震
	国土技術政策総合研究所立原	茨城県つくば市	建物	事務所建	2	18,516	102,060	地震
	釜ヶ崎湾合同庁舎	岩手県釜石市	建物	事務所建等	6	2,525	90,680	津波
	国土地理院	茨城県つくば市	建物	倉庫建	1	3,046	72,221	地震
	水戸地方気象台	茨城県水戸市	建物	雑屋建	1	141	6,041	地震
環境省	陸中海岸国立公園宮古岬ヶ崎集団施設地区	岩手県宮古市	建物	事務所建等	12	620	47,574	津波
	陸中海岸国立公園気仙沼大島集団施設地区	宮城県気仙沼市	建物	雑屋建	3	345	39,198	津波
裁判所	仙台高等裁判所仙台地方裁判所仙台簡易裁判所庁舎	宮城県仙台市	建物	事務所建	1	17,878	107,746	地震
	仙台地方裁判所古川支部古川簡易裁判所庁舎	宮城県大崎市	建物	事務所建	1	2,547	20,254	地震
	福島地方裁判所郡山支部庁舎	福島県郡山市	建物	事務所建	2	4,038	69,520	地震
	仙台家庭簡易裁判所庁舎	宮城県仙台市	建物	事務所建	1	6,652	16,196	地震
	水戸地方裁判所庁舎	茨城県水戸市	建物	事務所建	6	11,667	172,714	地震
	さいたま地方家庭簡易裁判所	埼玉県さいたま市	建物	事務所建	1	14,493	9,240	地震
計	8府省等43官署				115	283,750	2,342,515	

注(1) 本表は、財務省に提出された滅失損傷通知のうち区分が建物に係るものを集計したものである。棟数及び要因については、調書等により会計検査院で集計したものである。

注(2) 損害見積価額の中には、工作物等の損害見積価額が含まれているものがある。

注(3) 表中の網掛け部分は、第27条報告が行われ、図表3-8に掲載しているものである。

また、これを主な要因別に整理すると、図表3-11のとおり、津波により滅失損傷したものは、延床面積では、全体の6.0%（16,961㎡）と少ないものの、損害見積価額では33.5%（7.8億円）と面積の割合に比して損害見積価額の割合が高くなっている、今回の震災において津波による損害が甚大であったことがうかがえる。

図表3-11 滅失損傷通知における被害の要因別の状況

(単位：棟、㎡、千円、%)

要因	府省等及び官署数	棟数(割合)	延床面積(割合)	損害見積価額(割合)
地震	7府省等29官署	65(56.5)	266,789(94.0)	1,557,065(66.5)
津波	4省14官署	50(43.5)	16,961(6.0)	785,450(33.5)
計	8府省等43官署	115(100)	283,750(100)	2,342,515(100)

イ 教育施設の建築物における被災状況等

(ア) 教育施設の建築物における被災状況

東日本大震災において、被災した教育施設の建築物は、図表3-12のとおり1独立行政法人及び27国立大学法人等で1,057棟となっていて、東北大学304棟、東京大学127棟、筑波大学126棟の順となっている。これらを主な被害要因である地震と津波に分類すると、地震によるものは1,051棟、津波によるものは6棟となっている。

そして、被災後に被災建築物応急危険度判定を受けるなどして、危険又は要注意に相当する建築物は、7国立大学法人等の96棟となっている。

図表3-12 教育施設の建築物における被害の要因別の被災状況

上段：棟数 (単位：棟)

下段：延床面積 (単位：㎡)

要因 独立行政法人及び 国立大学法人等	地震		津波		計	
		うち危険又は要注意		うち危険又は要注意		うち危険又は要注意
職業能力開発総合大学校	3	—	—	—	3	—
	12,770	—	—	—	12,770	—
北海道大学	8	—	—	—	8	—
	64,197	—	—	—	64,197	—
岩手大学	13	—	—	—	13	—
	52,604	—	—	—	52,604	—
東北大学	302	56	2	—	304	56
	710,347	179,894	2,157	—	712,504	179,894
宮城教育大学	27	5	—	—	27	5
	38,447	14,311	—	—	38,447	14,311
山形大学	94	2	—	—	94	2
	119,493	5,955	—	—	119,493	5,955
福島大学	20	13	—	—	20	13
	52,315	41,145	—	—	52,315	41,145
茨城大学	93	11	—	—	93	11
	156,953	34,360	—	—	156,953	34,360
筑波大学	126	3	—	—	126	3
	474,484	9,798	—	—	474,484	9,798
筑波技術大学	10	—	—	—	10	—
	20,474	—	—	—	20,474	—
宇都宮大学	6	—	—	—	6	—
	8,249	—	—	—	8,249	—
群馬大学	12	—	—	—	12	—
	51,585	—	—	—	51,585	—
埼玉大学	1	—	—	—	1	—
	2,028	—	—	—	2,028	—
千葉大学	27	—	—	—	27	—
	133,501	—	—	—	133,501	—
東京大学	123	—	4	—	127	—
	787,298	—	2,796	—	790,094	—
東京医科歯科大学	5	—	—	—	5	—
	50,911	—	—	—	50,911	—
東京芸術大学	14	—	—	—	14	—
	62,233	—	—	—	62,233	—
東京工業大学	19	—	—	—	19	—
	132,877	—	—	—	132,877	—
東京海洋大学	14	—	—	—	14	—
	40,463	—	—	—	40,463	—
お茶の水女子大学	6	—	—	—	6	—
	23,039	—	—	—	23,039	—
電気通信大学	3	—	—	—	3	—
	25,216	—	—	—	25,216	—
一橋大学	2	—	—	—	2	—
	5,160	—	—	—	5,160	—
横浜国立大学	33	—	—	—	33	—
	105,039	—	—	—	105,039	—
新潟大学	7	—	—	—	7	—
	26,867	—	—	—	26,867	—
政策研究大学院大学	1	—	—	—	1	—
	31,969	—	—	—	31,969	—
人間文化研究機構	2	—	—	—	2	—
	24,115	—	—	—	24,115	—
自然科学研究機構	4	—	—	—	4	—
	8,279	—	—	—	8,279	—
高エネルギー加速器研究機構	76	6	—	—	76	6
	160,647	20,879	—	—	160,647	20,879
計	1,051	96	6	—	1,057	96
(1独立行政法人及び27国立大学法人等)	3,381,560	306,342	4,953	—	3,386,513	306,342

(イ) 教育施設の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況

教育施設の建築物のうち、地震を要因とする被害を受けた建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況は、次のとおりである。

a 構造体の被災状況

被災があった都道府県に所在する教育施設の建築物3,757棟のうち、地震を要因とする被害を受けた建築物は、1,051棟である。そして、このうち建築物が全半壊したもの及び構造体が損傷したものは、それぞれ10棟となっている。なお、この全半壊又は損傷した計20棟は、いずれも23年3月11日14時46分に発生した地震では、震度5強以上を記録した地区に所在していたものである。

全半壊又は構造体が損傷した教育施設の建築物の被災状況は、図表3-13のとおりである。

図表3-13 構造体の被災状況（教育施設の建築物）

耐震安全性の評価 損傷の程度	全半壊		損傷		被災都道府県所在建築物
	棟数(棟)	割合 (棟数/(7))	棟数(棟)	割合 (棟数/(7))	棟数(7)(棟) 注(1)
d	7	2.4%	6	2.0%	2,978
c	—	—	—	—	89
b	3	12.9%	3	12.9%	233
a	—	—	—	—	37
診断未実施	—	—	1	2.4%	420
計	10	2.7%	10	2.7%	3,757

- 注(1) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する教育施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。
- 注(2) 耐震安全性の評価は、図表1-11（30ページ参照）の耐震安全性の評価方法に同じ。図表3-14、図表3-15、図表3-19、図表3-20、図表3-21、図表3-24、図表3-25及び図表3-26も同じ。
- 注(3) 教育施設の建築物において、当初設計が新耐震設計手法に基づいているもの又は当初設計時点で耐震安全性の目標を満たしているものは「d」としている。図表3-14及び図表3-15も同じ。
- 注(4) 耐震性能が確保されていないため、耐震改修を実施したもののについては耐震改修後の評価により、耐震診断を実施したが、耐震改修未実施のものは耐震診断後の評価により、それぞれ分類している。図表3-14及び図表3-15も同じ。

図表3-13のとおり、建築物が全半壊した10棟は、いずれも東北大学の建築物である。この点については、当該建築物が立地する地盤の特性により、地盤の固有周期と一致して建築物が共振したため、強く揺れた可能性があるなどとする調査結果が報告されている。また、全半壊又は損傷となった建築物は、耐震安全性の評価が低いb評価の建築物の割合が高くなっている。

全半壊した建築物の事例を示すと次のとおりである。

<事例-被災3>

建 物 名	所 在 地	建築年次	構造・規模			
			構造	地上	地下	延床面積
東北大学マテリアル・開発系 実験研究棟	宮城県仙台市	昭和42年	R C	6階	1階	7,025㎡

東北大学電子・応物系北講義棟	宮城県仙台市	昭和41年	R C	2階	—	764㎡
マテリアル・開発系実験研究棟（構造体の評価 b、1階から3階までは耐震改修済、耐震改修後の評価 d、以下「研究棟」という。）は、地震（震度6弱）及びその後の余震により、構造体である梁及び耐震壁に大きな損傷が生じて、建築物全体の耐力が低下していた。また、電子・応物系北講義棟（構造体の評価 b、耐震改修未実施）は、構造体である柱がせん断破壊し、梁にも損傷が生じていた。両棟とも、建築物全体の耐力が低下していたため、判定士による応急危険度判定で「危険」の判定を受けたため、立ち入り禁止となり、平成24年7月の会計実地検査時点では、建替えのための解体作業中であった。 なお、研究棟は、耐震改修実施済みの建築物であったにもかかわらず、全半壊した建築物であり、この原因については、この地区の地盤に特性があり、地盤の固有周期と一致して建築物が共振したため、強く揺れた可能性があるなどとする調査結果が報告されている。						

b 建築非構造部材の被災状況

被災した教育施設の建築物1,051棟のうち、建築物が全半壊した10棟を除く1,041棟において、建築非構造部材である天井材、外壁及び建具の被災状況は、図表3-14のとおりとなっていて、建築非構造部材が損傷したものはなく、一部損傷したものは、天井材で152棟、外壁で400棟、建具で160棟となっている。

図表3-14 建築非構造部材の被災状況（教育施設の建築物）

（単位：棟、％）

耐震安全性の評価 (構造体)	天井材			外壁			建具			被災都道府県所在建築物 (7)(注)
	損傷 (棟数/7)	一部損傷 (棟数/7)	計 (棟数/7)	損傷 (棟数/7)	一部損傷 (棟数/7)	計 (棟数/7)	損傷 (棟数/7)	一部損傷 (棟数/7)	計 (棟数/7)	
d	—	115	115	—	319	319	—	117	117	2,978
	—	3.9%	3.9%	—	10.7%	10.7%	—	3.9%	3.9%	
c	—	3	3	—	8	8	—	6	6	89
	—	3.4%	3.4%	—	9.0%	9.0%	—	6.7%	6.7%	
b	—	30	30	—	55	55	—	24	24	233
	—	12.9%	12.9%	—	23.6%	23.6%	—	10.3%	10.3%	
a	—	—	—	—	1	1	—	1	1	37
	—	—	—	—	2.7%	2.7%	—	2.7%	2.7%	
診断未実施	—	4	4	—	17	17	—	12	12	420
	—	1.0%	1.0%	—	4.0%	4.0%	—	2.9%	2.9%	
計	—	152	152	—	400	400	—	160	160	3,757
	—	4.0%	4.0%	—	10.6%	10.6%	—	4.3%	4.3%	

（注）被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する教育施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

前記「1 耐震診断の状況(3)イ教育施設の耐震診断の実施状況(7)」のとおり、教育施設の建築物における建築非構造部材の診断率は、相当程度低くなっている。

このため、建築非構造部材のうち、天井材、外壁及び建具の損傷又は一部損傷したものを構造体における耐震安全性の評価により比較すると、上記図表3-14のとおりである。一部損傷したものは、構造体における耐震安全性の評価が低いb評価又はc評価のものが多くものの、構造体における耐震安全性の評価が高いものも多い状況となっている。この要因としては、これらに、構造体については耐震安全性を満足していたが建築非構造部材の改修を行っていなかったものが含まれていたことなどによることが考えられる。

c 建築設備の被災状況

被災した教育施設の建築物1,051棟のうち、構造体が全半壊となった10棟を除く1,041棟において、建築設備である電力供給設備、照明設備、給排水・衛生設備及び空気調和設備の別の被災状況は、図表3-15のとおりとなっていて、建築設備が損傷したものは、空気調和設備で11棟、給排水・衛生設備で7棟、照明設備で2棟となっている。また、一部損傷したものは、空気調和設備で235棟、照明設備で118棟、給排水・衛生設備で110棟等となっている。

図表3-15 建築設備の被災状況（教育施設の建築物）

（単位：棟、％）

損傷の程度 耐震安全性の評価 (構造体)	電力供給設備			照明設備			被災都道府県 所在建築物 (ア) (注)
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	—	37	37	2	92	94	2,978
	—	1.2%	1.2%	0.1%	3.1%	3.2%	
c	—	2	2	—	3	3	89
	—	2.2%	2.2%	—	3.4%	3.4%	
b	—	2	2	—	19	19	233
	—	0.9%	0.9%	—	8.2%	8.2%	
a	—	—	—	—	—	—	37
	—	—	—	—	—	—	
診断未実施	—	3	3	—	4	4	420
	—	0.7%	0.7%	—	1.0%	1.0%	
計	—	44	44	2	118	120	3,757
	—	1.2%	1.2%	0.1%	3.1%	3.2%	
損傷の程度 耐震安全性の評価 (構造体)	給排水・衛生設備			空気調和設備			
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	4	85	89	11	187	198	
	0.1%	2.9%	3.0%	0.4%	6.3%	6.6%	
c	—	3	3	—	7	7	
	—	3.4%	3.4%	—	7.9%	7.9%	
b	2	15	17	—	31	31	
	0.9%	6.4%	7.3%	—	13.3%	13.3%	
a	—	—	—	—	1	1	
	—	—	—	—	2.7%	2.7%	
診断未実施	1	7	8	—	9	9	
	0.2%	1.7%	1.9%	—	2.1%	2.1%	
計	7	110	117	11	235	246	
	0.2%	2.9%	3.1%	0.3%	6.3%	6.5%	

(注) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する教育施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

前記 b 建築非構造部材の被災状況と同様に建築設備の診断率が低いことから、建築設備のうち、電力供給設備等の損傷又は一部損傷したものを構造体における耐震安全性の評価により比較すると、上記図表3-15のとおりである。損傷又は一部損傷したものは、構造体における耐震安全性の評価の低い b 評価のものが多く、構造体における耐震安全性の評価が高いものも多い状況となっている。この要因としては、前記 b の建築非構造部材と同様に、これらに、構造体については耐震安全性を満足していたが建築設備の改修を行っていなかった

たものが含まれていたことなどによることが考えられる。

(ウ) 被災した教育施設の建築物の復旧状況

被災した教育施設の建築物の復旧状況は、図表3-16のとおりである。復旧工事実施済みのものは197棟、実施中のものは593棟、未着手のものは250棟となっている。これらのうち、復旧工事実施済みの工事契約の件数及び契約金額は、140件、計3.0億円となっている。

図表3-16 被災した教育施設の建築物の復旧状況

復旧工事の状況等 独立行政法人及び 国立大学法人等	実施済 (棟)	実施済みの工事契約の 件数及び契約金額		実施中 (棟)	未着手 (棟)
		件数 (件)	金額 (千円)		
職業能力開発総合大学校	3	3	307	—	—
北海道大学	8	6	2,016	—	—
岩手大学	1	2	1,711	—	11
東北大学	—	—	—	304	—
宮城教育大学	—	—	—	27	—
山形大学	—	—	—	9	77
福島大学	—	—	—	18	2
茨城大学	—	—	—	89	4
筑波大学	—	—	—	125	1
筑波技術大学	10	5	13,895	—	—
宇都宮大学	—	—	—	—	6
群馬大学	12	6	4,547	—	—
埼玉大学	1	1	132	—	—
千葉大学	1	1	2,520	4	15
東京大学	125	88	163,858	—	1
東京医科歯科大学	5	6	73,416	—	—
東京芸術大学	2	3	282	7	5
東京工業大学	2	1	3,830	1	16
東京海洋大学	4	2	856	—	10
お茶の水女子大学	6	2	9,061	—	—
電気通信大学	3	4	3,742	—	—
一橋大学	2	2	3,780	—	—
横浜国立大学	—	—	—	—	33
新潟大学	6	1	444	1	—
政策研究大学院大学	—	—	—	—	1
人間文化研究機構	2	3	10,035	—	—
自然科学研究機構	4	4	7,753	—	—
高エネルギー加速器研究機構	—	—	—	8	68
計	197	140	302,192	593	250

(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況

教育施設の建築物に関して、24年8月31日現在、会計検査院に報告されている第27条報告のうち、東日本大震災に伴う被災が財産亡失の要因と認められる報告は、

図表3-17のとおり、津波を被災要因とする東京大学の8棟、延床面積586㎡であり、これに係る損害額は825.1万円となっている。

なお、第27条報告には、今回の検査の対象としていない延床面積200㎡未満（木造は同500㎡未満）の建築物が含まれている。

図表3-17 第27条報告の状況（教育施設の建築物）

（単位：棟、㎡、千円）

国立大学法人等	口座名	所在	種目	棟数	数量 (延床面積)	損害額 (被害額)	要因
東京大学	大気海洋研究所（国際沿岸海洋研究センター）	岩手県上閉伊郡大槌町	倉庫建等	7	566	5,852	津波
	地震研究所（釜石観測点）	岩手県釜石市	事務所建	1	20	2,398	津波
計	1国立大学法人			8	586	8,251	

（注） 本表は、会計検査院に提出された第27条報告のうち区分が建物に係るものを集計したものである。棟数が報告で記載されていなかったもの及び要因については、調書等により記載している。

ウ 医療施設の建築物における被災状況等

（ア）医療施設の建築物における被災状況

東日本大震災において、被災した医療施設の建築物は、図表3-18のとおり6独立行政法人及び8国立大学法人で301棟となっていて、国立病院機構185棟、年金・健康保険福祉施設整理機構38棟、労働者健康福祉機構23棟の順となっている。これらを主な被害要因である地震と津波に分類すると、地震によるものは296棟、津波によるものは5棟となっている。

そして、被災後に被災建築物応急危険度判定を受けるなどして、危険又は要注意に相当する建築物は、2独立行政法人及び1国立大学法人の計5棟となっている。

図表3-18 医療施設の建築物における被害の要因別の被災状況

上段：棟数 (単位：棟)

下段：延床面積 (単位：㎡)

要因 独立行政法人及び 国立大学法人	地震		津波		計	
		うち危険又は要注意		うち危険又は要注意		うち危険又は要注意
労働者健康福祉機構	23	—	—	—	23	—
	324,033	—	—	—	324,033	—
国立病院機構	180	3	5	—	185	3
	570,791	3,487	5,645	—	576,437	3,487
年金・健康保険福祉施設整理機構	38	1	—	—	38	1
	189,399	4,877	—	—	189,399	4,877
国立がん研究センター	2	—	—	—	2	—
	112,925	—	—	—	112,925	—
国立国際医療研究センター	1	—	—	—	1	—
	11,603	—	—	—	11,603	—
国立成育医療研究センター	3	—	—	—	3	—
	82,210	—	—	—	82,210	—
東北大学	15	1	—	—	15	1
	131,749	15,640	—	—	131,749	15,640
秋田大学	1	—	—	—	1	—
	39,175	—	—	—	39,175	—
山形大学	11	—	—	—	11	—
	47,530	—	—	—	47,530	—
筑波大学	6	—	—	—	6	—
	63,199	—	—	—	63,199	—
群馬大学	1	—	—	—	1	—
	42,369	—	—	—	42,369	—
千葉大学	4	—	—	—	4	—
	38,459	—	—	—	38,459	—
東京大学	9	—	—	—	9	—
	190,724	—	—	—	190,724	—
東京医科歯科大学	2	—	—	—	2	—
	101,371	—	—	—	101,371	—
計	296	5	5	—	301	5
(6独立行政法人及び8国立大学法人)	1,945,538	24,004	5,645	—	1,951,184	24,004

(イ) 医療施設の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況

医療施設の建築物のうち、地震を要因とする被害を受けた建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況は、次のとおりである。

a 構造体の被災状況

被災があった都道府県に所在する医療施設の建築物1,055棟のうち、地震を要因とする被害を受けた建築物は、296棟である。そして、このうち建築物が全半壊したものはなく、構造体が損傷したものは10棟となっている。なお、この損傷した10棟は、いずれも23年3月11日14時46分に発生した地震では、震度5強以上を記録した地区に所在していたものである。

構造体が損傷した医療施設の建築物の被災状況は、図表3-19のとおりである。

図表3-19 構造体の被災状況（医療施設の建築物）

耐震安全性の評価 損傷の程度	損傷		被災都道府県所在建築物
	棟数（棟）	割合（棟数/（ア））	棟数（棟）（ア）注（1）
d	4	7.0%	575
c	—	—	5
b	1	26.3%	38
a	—	—	16
診断未実施	5	11.9%	421
計	10	9.5%	1,055

注（1） 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する医療施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

注（2） 医療施設の建築物において、当初設計が新耐震設計手法に基づいているもの又は当初設計時点で耐震安全性の目標を満たしているものは「d」としている。図表3-20及び図表3-21も同じ。

注（3） 耐震性能が確保されていないため、耐震改修を実施したものについては耐震改修後の評価により、耐震診断を実施したが、耐震改修未実施のものは耐震診断後の評価により、それぞれ分類している。図表3-20及び図表3-21も同じ。

図表3-19のとおり、構造体が損傷した建築物10棟は、構造体において耐震安全性の評価が低いb評価の建築物及び耐震診断未実施の建築物の割合が高くなっている。

b 建築非構造部材の被災状況

被災した医療施設の建築物296棟において、建築非構造部材である天井材、外壁及び建具の被災状況は、図表3-20のとおりとなっていて、建築非構造部材が損傷したものは天井材、外壁及び建具でそれぞれ3棟となっている。また、一部損傷したものは天井材で67棟、外壁で64棟、建具で58棟となっている。

図表3-20 建築非構造部材の被災状況（医療施設の建築物）

（単位：棟、％）

耐震安全性の評価 （構造体） 損傷の程度	天井材			外壁			建具			被災都道府県所在建築物 （ア）注（1）
	損傷 （棟数/（ア））	一部損傷 （棟数/（ア））	計 （棟数/（ア））	損傷 （棟数/（ア））	一部損傷 （棟数/（ア））	計 （棟数/（ア））	損傷 （棟数/（ア））	一部損傷 （棟数/（ア））	計 （棟数/（ア））	
d	2 0.3%	37 6.4%	39 6.8%	2 0.3%	38 6.6%	40 7.0%	2 0.3%	31 5.4%	33 5.7%	575
c	—	—	—	—	1 20.0%	1 20.0%	—	—	—	5
b	—	6 15.8%	6 15.8%	—	6 15.8%	6 15.8%	—	5 13.2%	5 13.2%	38
a	—	—	—	—	2 12.5%	2 12.5%	—	—	—	16
診断未実施	1 0.2%	24 5.7%	25 5.9%	1 0.2%	17 4.0%	18 4.3%	1 0.2%	22 5.2%	23 5.5%	421
計	3 0.3%	67 6.4%	70 6.6%	3 0.3%	64 6.1%	67 6.4%	3 0.3%	58 5.5%	61 5.8%	1,055

（注） 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する医療施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

前記「1 耐震診断の状況(3)ウ医療施設の耐震診断の実施状況(ア)」のとおり、医療施設の建築物の建築非構造部材における診断率は、相当程度低くなっている。

このため、建築非構造部材のうち、天井材、外壁及び建具の別に損傷又は一部損傷したものを構造体における耐震安全性の評価により比較すると、上記図表3-20のとおりである。損傷又は一部損傷したものは、構造体における耐震安全性の評価が低いb評価のものが多いいものの、構造体における耐震安全性の評価が高いものも多い状況となっている。この要因としては、これらに、構造体については耐震安全性を満足していたが建築非構造部材の改修を行っていなかったものが含まれていたことなどによることが考えられる。

c 建築設備の被災状況

被災した医療施設の建築物296棟において、建築設備である電力供給設備、照明設備、給排水・衛生設備及び空気調和設備の別の被災状況は、図表3-21のとおりとなっていて、建築設備が損傷したものは、給排水・衛生設備で9棟、空気調和設備で3棟、電力供給設備で2棟となっている。また、一部損傷したものは、給排水・衛生設備で50棟、空気調和設備で46棟、照明設備で32棟等となっている。

図表3-21 建築設備の被災状況（医療施設の建築物）

（単位：棟、％）

耐震安全性の評価 (構造体)	電力供給設備			照明設備			被災都道府県 所在建築物 (ア) (注)
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	1	10	11	—	22	22	575
	0.2%	1.7%	1.9%	—	3.8%	3.8%	
c	—	—	—	—	—	—	5
	—	—	—	—	—	—	
b	1	—	1	—	3	3	38
	2.6%	—	2.6%	—	7.9%	7.9%	
a	—	—	—	—	—	—	16
	—	—	—	—	—	—	
診断未実施	—	3	3	—	7	7	421
	—	0.7%	0.7%	—	1.7%	1.7%	
計	2	13	15	—	32	32	1,055
	0.2%	1.2%	1.4%	—	3.0%	3.0%	
耐震安全性の評価 (構造体)	給排水・衛生設備			空気調和設備			
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	5	24	29	3	32	35	
	0.9%	4.2%	5.0%	0.5%	5.6%	6.1%	
c	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	
b	1	4	5	—	3	3	
	2.6%	10.5%	13.2%	—	7.9%	7.9%	
a	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	
診断未実施	3	22	25	—	11	11	
	0.7%	5.2%	5.9%	—	2.6%	2.6%	
計	9	50	59	3	46	49	
	0.9%	4.7%	5.6%	0.3%	4.4%	4.6%	

(注) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する医療施設の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

前記 b 建築非構造部材の被災状況と同様に建築設備の診断率が低いことから、建築設備のうち、電力供給設備等の損傷又は一部損傷したものを構造体における耐震安全性の評価により比較すると、上記図表3-21のとおりである。損傷又は一部損傷したものは、構造体における耐震安全性の評価が低い b 評価のものが多く、構造体における耐震安全性の評価が高いものも多い状況となっている。この要因としては、前記 b の建築非構造部材と同様に、これらに、構

造体については耐震安全性を満足していたが建築設備の改修を行っていなかったものが含まれていたことなどによることが考えられる。

(ウ) 被災した医療施設の建築物の復旧状況

被災した医療施設の建築物の復旧状況は、図表3-22のとおりである。復旧工事を実施済みのものは160棟、実施中のものは98棟、未着手のものは11棟となっている。これらのうち、復旧工事实施済みの工事契約の件数及び契約金額は、370件、計14.9億円となっている。

図表3-22 被災した医療施設の建築物の復旧状況

復旧工事の状況等 独立行政法人及び 国立大学法人	実施済 (棟)	実施済みの工事契約の 件数及び契約金額		実施中 (棟)	未着手 (棟)
		件数 (件)	金額 (千円)		
労働者健康福祉機構	20	60	663,496	1	2
国立病院機構	108	272	139,222	56	2
年金・健康保険福祉施設整理機構	16	13	575,854	8	4
国立がん研究センター	2	2	1,076	—	—
国立成育医療研究センター	2	5	101,736	—	—
東北大学	—	—	—	15	—
山形大学	—	—	—	9	2
筑波大学	—	—	—	6	—
群馬大学	1	—	—	—	—
千葉大学	—	—	—	3	1
東京大学	9	8	9,333	—	—
東京医科歯科大学	2	10	4,795	—	—
計	160	370	1,495,515	98	11

(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況

医療施設の建築物に関して、24年8月31日現在、会計検査院に報告されている第27条報告のうち、東日本大震災に伴う被災が財産亡失の要因と認められる報告は、医療施設については、独立行政法人及び国立大学法人ともに報告されているものはなかった。

エ 独立行政法人の建築物における被災状況等

(ア) 独立行政法人の建築物における被災状況

東日本大震災において、被災した独立行政法人の建築物は、図表3-23のとおり、12独立行政法人で459棟となっていて、日本原子力研究開発機構298棟、日本高速道路保有・債務返済機構70棟、農業・食品産業技術総合研究機構38棟の順となっている。これを主な被害要因である地震、津波の別に分類すると、地震によるも

のは457棟、津波によるものは2棟となっている。

そして、被災後に被災建築物応急危険度判定を受けるなどして、危険又は要注意に相当する建築物は、4独立行政法人の70棟となっている。

図表3-23 独立行政法人の建築物における被害の要因別の被災状況

上段：棟数 (単位：棟)

下段：延床面積 (単位：㎡)

独立行政法人	要因	地震		津波		計	
			うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意
防災科学技術研究所		4	—	—	—	4	—
		11,290	—	—	—	11,290	—
放射線医学総合研究所		2	—	—	—	2	—
		4,232	—	—	—	4,232	—
農業・食品産業技術総合研究機構		38	—	—	—	38	—
		65,429	—	—	—	65,429	—
森林総合研究所		14	—	—	—	14	—
		37,005	—	—	—	37,005	—
水産総合研究センター		12	—	—	—	12	—
		16,192	—	—	—	16,192	—
土木研究所		1	—	—	—	1	—
		2,019	—	—	—	2,019	—
建築研究所		7	1	—	—	7	1
		19,590	7,324	—	—	19,590	7,324
海上技術安全研究所		7	—	—	—	7	—
		22,422	—	—	—	22,422	—
港湾空港技術研究所		—	—	1	—	1	—
		—	—	316	—	316	—
水資源機構		5	3	—	—	5	3
		4,718	2,837	—	—	4,718	2,837
日本高速道路保有・債務返済機構		69	1	1	—	70	1
		42,870	383	288	—	43,158	383
日本原子力研究開発機構		298	65	—	—	298	65
		758,870	161,029	—	—	758,870	161,029
計		457	70	2	—	459	70
(12独立行政法人)		984,640	171,573	604	—	985,244	171,573

(イ) 独立行政法人の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況

独立行政法人の建築物のうち、地震を要因とする被害を受けた建築物における構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災状況は、次のとおりである。

a 構造体の被災状況

被災があった都道府県に所在する独立行政法人の建築物2,013棟のうち、地震を要因とする被害を受けた建築物は、457棟である。そして、このうち建築物が全半壊したものは2棟となっていて、構造体が損傷したものは23棟となっている。なお、この全半壊又は損傷した計25棟は、23年3月11日14時46分に発生した地震では、震度5強以上を記録した地区に所在していたものである。

全半壊又は構造体が損傷した独立行政法人の建築物の被災状況は、図表3-24のとおりである。

図表3-24 構造体の被災状況（独立行政法人の建築物）

耐震安全性の評価 損傷の程度	全半壊		損傷		被災都道府県所在建築物
	棟数(棟)	割合 (棟数/(7))	棟数(棟)	割合 (棟数/(7))	棟数(棟) (7) 注(1)
d	—	—	2	1.7%	1,162
c	—	—	—	—	6
b	—	—	5	135.1%	37
a	—	—	1	29.4%	34
診断未実施	2	2.6%	15	19.4%	774
計	2	1.0%	23	11.4%	2,013

注(1) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する独立行政法人の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

注(2) 独立行政法人の建築物において、当初設計が新耐震設計手法に基づいているもの又は当初設計時点で耐震安全性の目標を満足しているものは「d」としている。図表3-25及び図表3-26も同じ。

注(3) 耐震性能が確保されていないため、耐震改修を実施したものについては耐震改修後の評価により、耐震診断を実施したが、耐震改修未実施のものは耐震診断後の評価により、それぞれ分類している。図表3-25及び図表3-26も同じ。

図表3-24のとおり、全半壊又は損傷した建築物全25棟の耐震安全性の評価は、a評価が1棟、b評価が5棟、耐震診断未実施が17棟となっていて、新耐震設計手法によらない耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が計23棟と多数を占めていた。

構造体が損傷した建築物の事例を示すと次のとおりである。

<事例-被災4>

建 物 名	所 在 地	建築年次	構造・規模			
			構造	地上	地下	延床面積
日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所工作工場	茨城県那珂郡東海村	昭和32年	R C	1階	—	1,828㎡
原子力科学研究所工作工場（耐震診断未実施）は、原子力科学研究所内の実験器具の製作、加工等を行うための工場であるが、地震（震度6弱）により構造部材である柱が破壊され、その後の余震により倒壊のおそれがあることから、一部を残して取り壊し、新たな工場を建設する予定である。						

b 建築非構造部材の被災状況

被災した独立行政法人の建築物457棟のうち、建築物が全半壊した2棟を除く455棟において、建築非構造部材である天井材、外壁及び建具の別の被災状況は、図表3-25のとおりとなっていて、建築非構造部材が損傷したものは、天井材で2棟、外壁で3棟、建具で6棟となっている。また、一部損傷したものは、天井材

で60棟、外壁で81棟、建具で68棟となっている。

図表3-25 建築非構造部材の被災状況（独立行政法人の建築物）

（単位：棟、％）

耐震安全性の評価 (構造体)	天井材			外壁			建具			被災都道府県所在建築物 (ア) (注)
	損傷 (棟数/ (ア))	一部損傷 (棟数/ (ア))	計 (棟数/ (ア))	損傷 (棟数/ (ア))	一部損傷 (棟数/ (ア))	計 (棟数/ (ア))	損傷 (棟数/ (ア))	一部損傷 (棟数/ (ア))	計 (棟数/ (ア))	
d	—	26	26	2	24	26	1	29	30	1, 162
	—	22. 4%	22. 4%	1. 7%	20. 7%	22. 4%	0. 9%	25. 0%	25. 8%	
c	—	1	1	—	—	—	—	—	—	6
	—	166. 7%	166. 7%	—	—	—	—	—	—	
b	—	7	7	—	8	8	—	7	7	37
	—	189. 2%	189. 2%	—	216. 2%	216. 2%	—	189. 2%	189. 2%	
a	—	1	1	—	1	1	—	1	1	34
	—	29. 4%	29. 4%	—	29. 4%	29. 4%	—	29. 4%	29. 4%	
診断未実施	2	25	27	1	48	49	5	31	36	774
	2. 6%	32. 3%	34. 9%	1. 3%	62. 0%	63. 3%	6. 5%	40. 1%	46. 5%	
計	2	60	62	3	81	84	6	68	74	2, 013
	1. 0%	29. 8%	30. 8%	1. 5%	40. 2%	41. 7%	3. 0%	33. 8%	36. 8%	

(注) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する独立行政法人の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

前記「1 耐震診断の状況(3)エ独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況(ア)」のとおり、独立行政法人の建築物における建築非構造部材の診断率は低くなっている。

このため、建築非構造部材のうち、天井材、外壁及び建具の別に損傷又は一部損傷したものの状況を構造体における耐震安全性の評価により比較すると、上記図表3-25のとおりとなっていて、損傷又は一部損傷したものは、構造体における耐震診断未実施のものが多いのもの、構造体における耐震安全性の評価が高いものにも比較的多い状況となっている。この要因としては、これらに、構造体については耐震安全性を満足していたが建築非構造部材の改修を行っていないものが含まれていたことなどによることが考えられる。

建築非構造部材が損傷した建築物の事例を示すと次のとおりである。

<事例-被災5>

建 物 名	所 在 地	建築年次	構造・規模			
			構造	地上	地下	延床面積
日本原子力研究開発機構東海研究開発センターJRR-1建家	茨城県那珂郡東海村	昭和32年	R C	1階	1階	1, 892㎡
JRR-1建家（耐震診断未実施）は、我が国において最初に同機構が建設した原子炉であ						

ったが、その後、昭和43年に運転を終結し、62年以降は見学施設及び講義室として利用されている。

地震（震度6弱）により、構造体に影響はなかったものの、講義室の天井材が全て落下したため、会計実地検査時点（平成24年6月）においても使用されていない状態であった。同機構によれば、当時外来見学者41名が、同講義室で施設の説明を受けていたが、地震直後に施設の案内者が机の下に避難誘導したため、負傷者等はなかった。

c 建築設備の被災状況

被災した独立行政法人の建築物457棟のうち、建築物が全半壊した2棟を除く455棟において、建築設備である電力供給設備、照明設備、給排水・衛生設備及び空気調和設備の別の被災状況は、図表3-26のとおりとなっていて、建築設備が損傷したものは、照明設備で2棟、電力供給設備で1棟となっている。また、一部損傷したものは、給排水・衛生設備で52棟、空気調和設備で48棟、照明設備で34棟等となっている。

図表3-26 建築設備の被災状況（独立行政法人の建築物）

（単位：棟、‰）

損傷の 程度 耐震安全 性の評価 (構造体)	電力供給設備			照明設備			被災都道府県 所在建築物 (ア) (注)
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	—	6	6	—	14	14	1,162
	—	5.2‰	5.2‰	—	12.0‰	12.0‰	
c	—	—	—	—	—	—	6
	—	—	—	—	—	—	
b	—	—	—	—	2	2	37
	—	—	—	—	54.1‰	54.1‰	
a	—	1	1	—	1	1	34
	—	29.4‰	29.4‰	—	29.4‰	29.4‰	
診断未実施	1	4	5	2	17	19	774
	1.3‰	5.2‰	6.5‰	2.6‰	22.0‰	24.5‰	
計	1	11	12	2	34	36	2,013
	0.5‰	5.5‰	6.0‰	1.0‰	16.9‰	17.9‰	
損傷の 程度 耐震安全 性の評価 (構造体)	給排水・衛生設備			空気調和設備			
	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	損傷 (棟数/(ア))	一部損傷 (棟数/(ア))	計 (棟数/(ア))	
d	—	25	25	—	20	20	
	—	21.5‰	21.5‰	—	17.2‰	17.2‰	
c	—	1	1	—	1	1	
	—	166.7‰	166.7‰	—	166.7‰	166.7‰	
b	—	3	3	—	6	6	
	—	81.1‰	81.1‰	—	162.2‰	162.2‰	
a	—	1	1	—	2	2	
	—	29.4‰	29.4‰	—	58.8‰	58.8‰	
診断未実施	—	22	22	—	19	19	
	—	28.4‰	28.4‰	—	24.5‰	24.5‰	
計	—	52	52	—	48	48	
	—	25.8‰	25.8‰	—	23.8‰	23.8‰	

(注) 被災都道府県所在建築物の欄は、被災があった都道府県に所在する独立行政法人の建築物を耐震安全性の評価の別に集計したものである。

前記 b 建築非構造部材における被災状況と同様に、建築設備の診断率が低いことから、建築設備のうち、電力供給設備等の別に損傷又は一部損傷したものの状況を構造体における耐震安全性の評価により比較すると、上記図表3-26のとおりである。損傷又は一部損傷したものは、構造体における耐震安全性の評価が低いもの及び耐震診断未実施のものが多いものの、構造体における耐震安全性の評価が高いものも比較的多い状況となっている。この要因としては、前記建築非構造部材と同様に、これらに、構造体については耐震安全性を満足し

ていたが建築設備の改修を行っていなかったものが含まれていたことなどによりことが考えられる。

(ウ) 被災した独立行政法人の建築物の復旧状況

被災した独立行政法人の建築物の復旧状況は、図表3-27のとおりである。復旧工事実施済みのものは197棟、実施中のものは119棟、未着手のものは84棟となっている。

これらのうち、復旧工事実施済みの工事契約の件数及び契約金額は、323件、計10.1億円となっている。

図表3-27 被災した独立行政法人の建築物の復旧状況

復旧工事の状況等 独立行政法人	実施済 (棟)	実施済みの工事契約の 件数及び契約金額		実施中 (棟)	未着手 (棟)
		件数 (件)	金額 (千円)		
防災科学技術研究所	—	—	—	3	1
放射線医学総合研究所	1	—	—	—	1
農業・食品産業技術総合研究機構	35	32	25,138	2	—
森林総合研究所	10	12	7,021	4	—
水産総合研究センター	12	26	39,478	—	—
土木研究所	1	1	351,435	—	—
建築研究所	4	4	8,367	3	—
海上技術安全研究所	3	3	839	—	—
港湾空港技術研究所	1	1	12,705	—	—
水資源機構	—	—	—	—	4
日本高速道路保有・債務返済機構	59	66	216,489	1	—
日本原子力研究開発機構	71	178	355,963	106	78
計	197	323	1,017,437	119	84

(エ) 会計検査院法に基づく報告の状況

独立行政法人の建築物に関して、24年8月31日現在、会計検査院に報告されている第27条報告のうち、東日本大震災に伴う被災が財産亡失の要因と認められる報告は、図表3-28のとおり、津波を被災要因とする水産総合研究センターの20棟、7,196㎡であり、損害額は5.7億円となっている。なお、第27条報告には、今回の検査の対象としていない延床面積200㎡未満（木造は同500㎡未満）の建築物が含まれている。

図表3-28 第27条報告の状況（独立行政法人の建築物）

(単位：棟、㎡、千円)

独立行政法人	口座名	所在	区分	種目	棟数	数量 (延床面積)	損害額 (被害額)	要因
水産総合研究 センター	宮古栽培漁業センター	岩手県宮古市	建物	事務所建等	20	7,196	577,786	津波

(注) 本表は、会計検査院に提出された第27条報告のうち区分が建物となっているものを集計したものである。棟数が報告に記載されていなかったもの及び要因については、調書等により記載している。

オ 都道府県別の被災状況

被災した官庁施設、教育施設、医療施設等の建築物の合計は、19都道県で3,179棟となっている。これらを都道府県別、地震、津波、液状化の被災要因別に分類すると、図表3-29-1及び図表3-29-2のとおり、地震を主な要因とするものは、3,013棟となっていて、茨城県1,009棟、宮城県638棟、東京都356棟の順となっている。また、津波を主な要因とするものは、144棟となっていて、宮城県105棟、岩手県17棟、福島県12棟の順となっている。

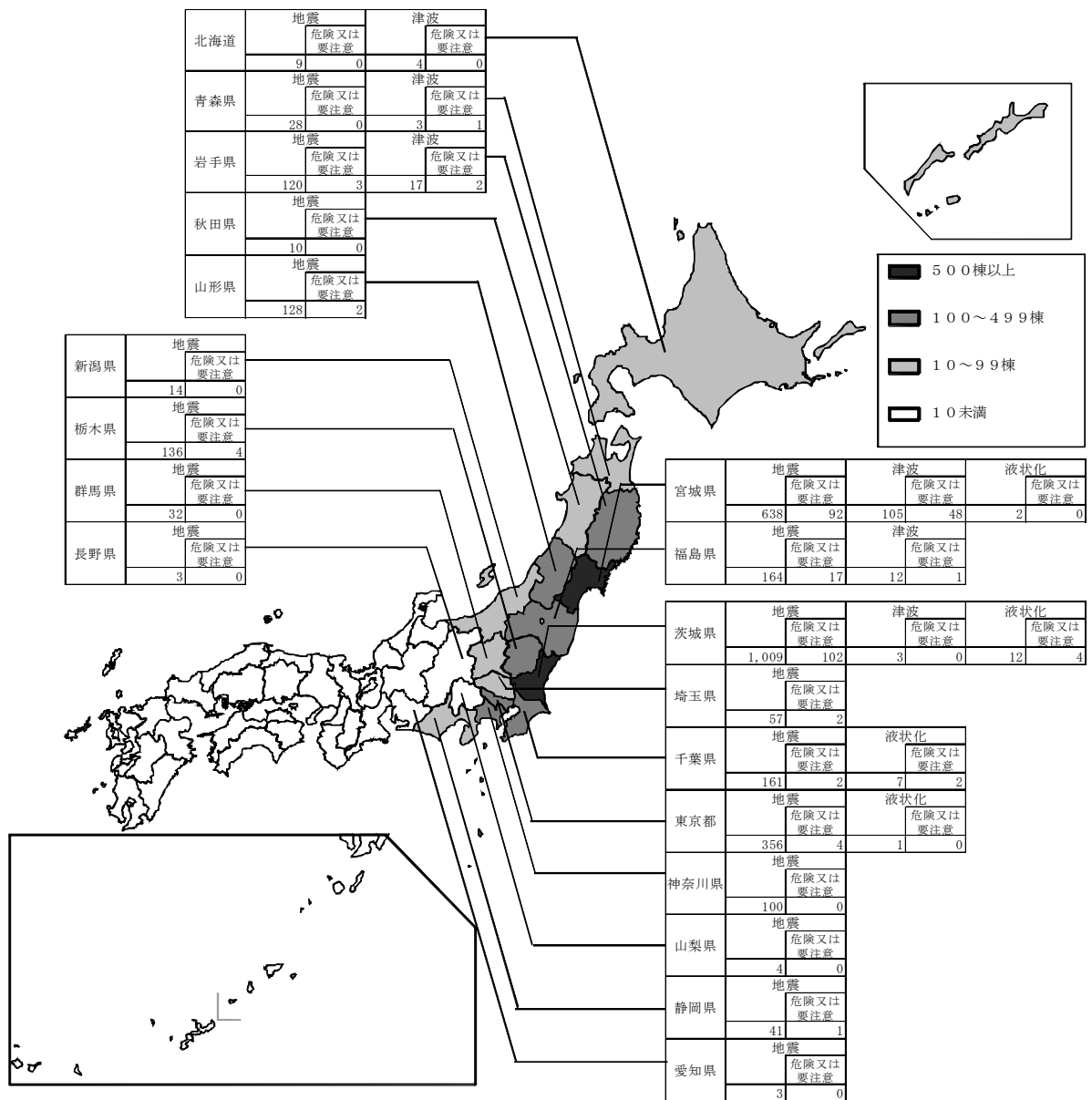
図表3-29-1 都道府県別の被災状況

上段：棟数 (単位：棟)

下段：延床面積 (単位：㎡)

都道府県	地震		津波		液状化		計	
		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意
北海道	9	—	4	—	—	—	13	—
	73,706	—	2,554	—	—	—	76,261	—
青森県	28	—	3	1	—	—	31	1
	86,951	—	2,570	216	—	—	89,522	216
岩手県	120	3	17	2	—	—	137	5
	187,607	7,082	15,143	835	—	—	202,750	7,917
宮城県	638	92	105	48	2	—	745	140
	1,676,153	270,995	140,843	88,051	570	—	1,817,567	359,046
秋田県	10	—	—	—	—	—	10	—
	73,168	—	—	—	—	—	73,168	—
山形県	128	2	—	—	—	—	128	2
	201,792	5,955	—	—	—	—	201,792	5,955
福島県	164	17	12	1	—	—	176	18
	312,146	46,080	10,132	234	—	—	322,279	46,314
茨城県	1,009	102	3	—	12	4	1,024	106
	2,635,998	266,904	1,179	—	7,228	2,695	2,644,406	269,600
栃木県	136	4	—	—	—	—	136	4
	245,794	7,686	—	—	—	—	245,794	7,686
群馬県	32	—	—	—	—	—	32	—
	158,355	—	—	—	—	—	158,355	—
埼玉県	57	2	—	—	—	—	57	2
	426,025	2,567	—	—	—	—	426,025	2,567
千葉県	161	2	—	—	7	2	168	4
	731,597	10,508	—	—	5,539	2,067	737,136	12,576
東京都	356	4	—	—	1	—	357	4
	3,519,623	31,835	—	—	1,322	—	3,520,945	31,835
神奈川県	100	—	—	—	—	—	100	—
	516,429	—	—	—	—	—	516,429	—
新潟県	14	—	—	—	—	—	14	—
	54,969	—	—	—	—	—	54,969	—
山梨県	4	—	—	—	—	—	4	—
	1,800	—	—	—	—	—	1,800	—
長野県	3	—	—	—	—	—	3	—
	3,757	—	—	—	—	—	3,757	—
静岡県	41	1	—	—	—	—	41	1
	104,382	4,599	—	—	—	—	104,382	4,599
愛知県	3	—	—	—	—	—	3	—
	54,750	—	—	—	—	—	54,750	—
計 (19 都道府県)	3,013	229	144	52	22	6	3,179	287
	11,065,011	654,214	172,422	89,338	14,661	4,763	11,252,095	748,315

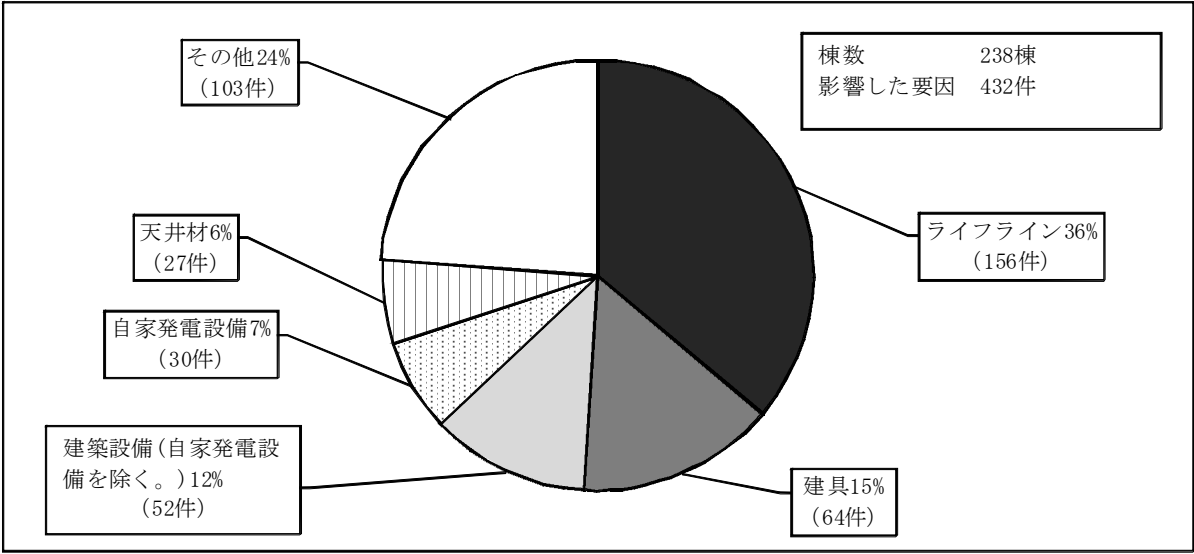
図表3-29-2 都道府県別の被災状況



(3) 災害応急対策への対応状況

建築物が被災したことにより、救急活動、他の機関との連絡調整等の災害応急活動に影響があった建築物は、図表3-30のとおり、238棟となっている。影響した要因で主なものは、ライフライン156件、建具64件、建築設備（自家発電設備を除く。）52件、自家発電設備30件、天井材27件などとなっている。

図表3-30 災害応急活動に影響があった要因



(注) 複数回答を集計している。

官庁施設、災害拠点病院となっている医療施設等において、建築物が被災したことにより、業務の実施が困難になったり、救急活動等に支障が生じたりした事例を示すと次のとおりである。

<事例-被災6>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
仙台第1地方合同庁舎	宮城県仙台市	I 類	昭和41年	SRC	9階	2階	27,735㎡
仙台第1地方合同庁舎（I 類、構造体の評価 c、評価値1.31）には、指定地方行政機関に指定されている機関（東北財務局、東北管区警察局、東北農政局及び東北経済産業局）等が入居している。平成23年3月11日の本震（震度6弱）及びその後の余震（以下「本震等」という。）により、同庁舎内各所の壁、天井材、建具等の建築非構造部材が破損した。また、エレベーター全6機も故障したことに伴い停止した。 本震等の発生後、東北地方整備局が建築物の継続使用を可能とする確認結果を出した3月12日の午後まで、管理官署の判断により同庁舎の利用が制限されていたため、業務の実施が困難な状況が約24時間継続していた。							

<事例-被災7>

建 物 名	所 在 地	建築年次	構造・規模			
			構造	地上	地下	延床面積
国立病院機構仙台医療センター東西病棟	宮城県仙台市	昭和58年	R C	6階	1階	17,132㎡
国立病院機構仙台医療センター東西病棟（構造体の評価 b、耐震改修後の評価 d）は、地震						

（震度6強）により、屋上に設置されていた高架水槽（2基）の側面パネルが大きく損傷して大量の水が漏れ出した。そして、その後の余震により、破損が拡大したため、水槽が完全に破損する可能性を考慮して、水槽の水を抜き、水压を下げることにした。この結果、全体の供給水量が減ることになったため、6階部分を閉鎖し、入院患者を階下へ移送させることになった。

<事例-被災8>

建 物 名	所 在 地	建築年次	構造・規模			
			構造	地上	地下	延床面積
防災科学技術研究所防災研究データセンター棟	茨城県つくば市	平成11年	R C	2階	—	2,396㎡
防災研究データセンター棟（新耐震）は、防災科学技術研究所と気象庁等との地震観測データの交信等を実施する施設である。 地震（震度6弱）により、つくば市内で停電が発生し、連続運転可能時間が10時間程度の非常用自家発電機は、5時間程度稼働した後、保安上の理由により停止された。同研究所内での復電作業が3月14日14時まで続いたため、この間、外部との連絡等に支障が生じて、同法人が指定公共機関として求められている災害応急活動等に影響があった。 同法人は、24年3月に本構内に3日間連続して運転できる自家発電設備を2台増設等した。						

また、津波避難ビルとして市町村から指定を受けている建築物は、計29棟（府省等21棟、独立行政法人7棟、国立大学法人1棟）となっている。津波避難ビルとして機能した事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-被災1>

建 物 名	所 在 地	分類	建築年次	構造・規模			
				構造	地上	地下	延床面積
気仙沼地方合同庁舎	宮城県気仙沼市	Ⅱ類	昭和52年	R C	6階	—	2,383㎡
気仙沼地方合同庁舎（Ⅱ類、構造体の評価d）には、仙台北部局、第2管区海上保安本部気仙沼海上保安署、気仙沼公共職業安定所等が入居している。本庁舎は、気仙沼市から津波避難ビルに指定されており、本震後の津波により、建築物の1階及び2階部分が浸水して、これらの階の内装、配管等が損傷したものの、構造体そのものの被害はほとんどなく、3階以上は浸水等の被害もなかったため、津波避難ビルとしての機能が発揮され、津波からの避難者を受け入れた。なお、内部の損傷は著しいものの、柱、梁等の構造部材に大きな損傷がないことから建築物を存続させることとし、現在改修工事を実施している。							

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

公共建築物の耐震化対策等の状況に関して、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、公共建築物に係る耐震診断が計画的かつ適切に実施されているか、耐震改修が施設の重要度、緊急度等を考慮して計画的、効率的に実施されているか、改修が実施された施設について所要の耐震性能が確保されているか、東日本大震災に伴う公共建築物の被災等の状況は耐震改修の有無によりどのようなになっているか、公共建築物の被災により災害応急活動に影響があった要因はどのようなものかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 耐震診断の状況

ア 建築物の耐震に係る取組

(ア) 耐震化の目標等

国土交通大臣は、18年1月に策定した基本方針において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標として、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を27年までに現状の75%（棟数ベース）から少なくとも9割にすることとしている（15ページ～16ページ参照）。

(イ) 耐震化に関する公表及び耐震化の目標

基本方針に基づき、計画的かつ重点的な耐震化の促進に関する取組の一環として、国が耐震性に係るリストを作成して公表しているものとしては、国土交通省官庁営繕部による同部が整備等を所掌している合同庁舎等の官庁施設の耐震診断結果等や最高裁判所による裁判所施設の耐震診断結果等がある。しかし、これらの公表の対象となった建築物は、府省等の建築物の約17%にすぎない。このほか、厚生労働省は、国立病院機構を含む全国の病院の耐震化率等を、文部科学省は、国立大学法人等の建築物の耐震化の状況をそれぞれ公表している（16ページ～17ページ参照）。

イ 耐震設計及び耐震診断基準等

国土交通省は、8年10月に、位置規模構造基準に基づき、府省等の建築物の必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、計画基準を制定した。その後、14年度に、計画基準は、各府省等が耐震設計を実施する際の統一基準となった。

また、国土交通省は、8年10月に、位置規模構造基準に基づき、診断改修基準を制定した。そして、各府省等は、診断改修基準等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施している。

このほか文部科学省は、計画基準に定める構造体の耐震安全性の確保等について、建築構造設計に関する標準的な手法を示すことにより、文教施設として必要とする性能の確保を図るための指針を作成しており、国立大学法人等が対象となっている（18ページ～26ページ参照）。

ウ 官庁施設の耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況等

官庁施設の診断率についてみると、構造体は棟数で45.4%、建築非構造部材は棟数で24.1%、建築設備は棟数で23.6%となっている。そして、府省等別の診断率をみると、新耐震設計手法が導入される以前の昭和56年以前に建築されるなどした建築物を多く保有する法務省及び防衛省の診断率が低くなっている。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要な建築物の割合についてみると、構造体、建築非構造部材及び建築設備でいずれも6割以上となっている。なお、借受官庁施設240棟のうち、新耐震設計手法に基づいていない建築物が21棟、耐震安全性について不明である借受官庁施設が18棟、それぞれ見受けられた（26ページ～31ページ参照）。

(イ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体、建築非構造部材及び建築設備のいずれも耐震診断の実施に必要な予算の要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多い（31ページ～32ページ参照）。

エ 教育施設の耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

教育施設の診断率についてみると、構造体は棟数で79.0%となっている。建築非構造部材及び建築設備は、それぞれ棟数で14.2%、13.7%と構造体と比べると相当程度低くなっている（33ページ～34ページ参照）。

(イ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、診断の必要性がないと判断したためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備において

は、その他を除くと予算化されていないためとしているものが最も多い（35ページ～36ページ参照）。

オ 医療施設の耐震診断の実施状況

（ア）耐震診断の実施状況

医療施設の診断率についてみると、構造体は棟数で32.8%となっている。建築非構造部材は棟数で2.5%であり、構造体と比べて相当程度低くなっている。この傾向は建築設備においても同様である。そして、医療施設のうち災害拠点病院の診断率は、構造体においては医療施設全体に比べて高くなっているものの、建築非構造部材及び建築設備は、医療施設全体と同様に相当程度低くなっている（36ページ～38ページ参照）。

（イ）耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、移転、建替え又は廃止の予定があるためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備においては、診断の必要性がないと判断したためとしているものが最も多い（38ページ～39ページ参照）。

カ 独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況

（ア）耐震診断の実施状況

独立行政法人の建築物の診断率についてみると、構造体は棟数で27.2%であり、特定建築物規模相当の建築物においては62.5%となっている。建築非構造部材及び建築設備は、棟数でそれぞれ6.8%、3.7%と構造体と比べてもさらに低くなっている（40ページ参照）。

（イ）耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、倉庫等の用途として使用しているためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備においては、診断の必要性がないと判断したためとしているものが最も多い（41ページ～42ページ参照）。

キ 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震診断の実施状況

施設別に構造体の診断率をみると、官庁施設は棟数で45.4%、教育施設は棟数で79.0%、医療施設は棟数で32.8%、独立行政法人の建築物は棟数で27.2%となっていて、教育施設の診断率が官庁施設、医療施設等と比べると高い水準となっている。

また、医療施設のうち災害拠点病院の構造体の診断率は、医療施設全体より高くなっている。

強化地域等別における診断率は、いずれの施設においても、強化地域及び推進地域（Ⅰ）においては全体と比べて高くなっているが、推進地域（Ⅱ）においては必ずしもそのような傾向は見受けられない（42ページ～43ページ参照）。

（2）耐震改修の状況

ア 耐震改修の実施状況

（イ）官庁施設の耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

官庁施設の構造体の耐震改修率は、棟数で45.6%となっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で27.8%及び23.6%となっている（45ページ～48ページ参照）。

b 耐震改修工事を実施していない理由等

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、移転、建替え又は廃止予定があるためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備では、耐震改修工事に必要な予算の要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多い。

庁舎法第4条に基づき財務大臣が定める庁舎等使用調整計画についてみると、同計画の実施により、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している官署を計画基準に基づく耐震性能が確保されている別の既存官庁施設に移転させ、当該耐震性能が確保されていない官庁施設を廃止することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化が図られる事例が見受けられた。

また、合同庁舎の整備についてみると、官庁施設の耐震化を図る手段の一つとなる庁舎法第5条に基づく特定国有財産整備計画による合同庁舎の整備事業等のうち、国の出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして整備が見送られている合同庁舎に入居予定となっている官署が現在入居している官庁施設において、耐震化が図られていない事例が見受けられた。一方、建替え等の計画を取りやめ、既存官庁施設を耐震改修工事により耐震化し、災害時の機能確保を図る対応を執ることとしている事例も見受けられた（48ペー

ジ～55ページ参照)。

c 耐震化の状況

官庁施設の耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で61.0%となっており、基本方針において目標としている9割とは29ポイントの開きがあるが、構造体耐震化率（新耐震水準）は、棟数で80.1%となっており、基本方針における目標（9割）まであと約10ポイントとなっている（55ページ～61ページ参照）。

(イ) 教育施設の耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

教育施設の構造体の耐震改修率は、棟数で63.7%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、79.6%及び89.0%となっている（61ページ参照）。

b 耐震改修工事を実施していない理由

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、24年度以降に改修工事を予定しているためとしているものが最も多くなっており、建築非構造部材及び建築設備では、予算要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多い（61ページ～62ページ参照）。

c 耐震化の状況

教育施設の耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で57.0%となっており、基本方針における目標（9割）とは33ポイントの開きがある（62ページ～65ページ参照）。

(ウ) 医療施設の耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

医療施設の構造体の耐震改修率は、棟数で51.4%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で63.6%及び66.7%となっている。また、災害拠点病院の構造体の耐震改修率は、棟数で52.8%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は共に100%となっている（65ページ参照）。

b 耐震改修工事を実施していない理由

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、移転、建替え又は廃止

予定があるためとするものが最も多く、施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したためとするものが次に多くなっており、騒音等の問題から入院患者を受け入れたままの状態での耐震改修工事が困難であることなど、医療施設特有の事情によるものである（65ページ～66ページ参照）。

c 耐震化の状況

医療施設の耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で61.5%となっており、基本方針における目標（9割）とは約28ポイントの開きがある。また、災害拠点病院の構造体耐震化率（新耐震水準）は、棟数で80.3%となっており、26年度末までに81.2%とする災害拠点病院等の耐震化目標とほぼ同水準となっている（66ページ～68ページ参照）。

(エ) 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

独立行政法人の建築物の構造体の耐震改修率は、棟数で59.7%となっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で14.0%及び6.3%となっていて、進捗の遅れが見受けられる（68ページ～69ページ参照）。

b 耐震改修工事を実施していない理由

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、予算要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多くなっているが、建築非構造部材及び建築設備では、改修の必要性がないと判断したためとしているものが大半を占めており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事を実施する必要性についての認識そのものが十分でないものも多く見受けられる（69ページ参照）。

c 耐震化の状況

独立行政法人の建築物の耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で55.2%となっており、基本方針における目標（9割）とは約35ポイントの開きがある（69ページ～71ページ参照）。

(オ) 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震化の状況

特定建築物規模相当の建築物における施設別の構造体耐震化率（新耐震水準）を棟数で見ると、官庁施設は80.1%、教育施設は88.8%、医療施設は81.7%、独立行政法人の建築物は74.9%となっており、教育施設は、官庁施設、医療施設及

び独立行政法人の建築物に比べて耐震化率が高くなっている。また、これを強化地域等の別にみると、全般的に強化地域等の方が全体よりやや高い傾向が見受けられるものの、地域による大きな差異は見受けられない。

また、官庁施設の耐震化の進捗状況について、基本方針策定前の状況（16年度報告における耐震化率）と基本方針策定後の状況（23年12月末時点の耐震化率）を比較すると、23年末の耐震化率（官庁水準）は、16年度報告より全体で17ポイント上昇しており、特に強化地域のⅠ類の官庁施設では56ポイントと大幅に上昇している。また、耐震化率（官庁水準）の上昇幅は、Ⅰ類の官庁施設で27ポイント、Ⅱ類の官庁施設で14ポイントとⅠ類の官庁施設の方が上昇幅が大きく、Ⅱ類の官庁施設よりⅠ類の官庁施設の耐震化が優先して実施されてきたことがうかがえる（71ページ～72ページ参照）。

イ 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況

（ア）業務継続計画の概要

業務継続計画は、大規模災害等の発生により、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のために必要な措置を定め、業務立ち上げ時間の短縮や業務レベルの向上に資することにより、適切な業務執行を行うことを目的とした計画であり、各府省等は、本府省のほか、地方支分部局等についても、被害が最も甚大となる地震を対象として業務継続計画を作成することとされている（73ページ参照）。

（イ）府省等の状況

指定行政機関等を中心に抽出した185機関を対象に業務継続計画の策定状況をみると、指定行政機関の策定率は100%であるが、指定地方行政機関の策定率は76%となっている。

また、構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している指定行政機関等において、業務継続計画で入居庁舎が被災した場合の代替施設を定めていないなど、業務継続の点から、庁舎の現状を踏まえた検討が必要な機関が見受けられた。

次に、指定行政機関等における災害時の通信体制の状況をみると、災害時優先電話の設置率は、指定行政機関では100%となっているが、指定地方行政機関では厚生労働省の一部機関で設置されておらず、95%となっている。また、その他の

災害時通信手段の確保率は、指定行政機関では96%となっているが、指定地方行政機関では厚生労働省の全ての機関で確保されていないなどのため84%となっている（74ページ～78ページ参照）。

(ウ) 電力設備の状況

商用電源の受電系統が二重化されている施設の割合は、官庁施設で35%、医療施設で43%となっているが、災害拠点病院に限定してみると69%となっている。

また、業務継続用の自家発電設備が設置されている施設の割合は、官庁施設で85%、医療施設で98%、災害拠点病院では100%となっている。

各施設における自家発電設備の連続運転可能時間は、72時間超の施設が最も多く、官庁施設の約6割、医療施設の約5割を占める一方で、24時間以下の施設も見受けられる。

そして、業務継続用の自家発電設備が設置されていても、業務継続の点で必要な連続運転可能時間を満たしておらず、燃料備蓄量を増やすなどの地震減災対策が必要な官庁施設や医療施設が多数見受けられた（78ページ～82ページ参照）。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 内閣府による被害額の推計

内閣府は、23年6月に、東日本大震災における、国有、民間施設等を含む全ての建築物等のストックの被害額を約16兆9千億円とする推計を行っている（83ページ参照）。

イ 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況及び所在都道府県別の被災状況

(ア) 官庁施設の建築物の被災状況

被害の主な要因が地震又は液状化である建築物の被災状況についてみると、構造体に係る耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっていた。また、建築非構造部材及び建築設備については、耐震安全性の評価が低い建築物又は耐震診断未実施の建築物が損傷又は一部損傷したものの割合が高くなっていた（83ページ～95ページ参照）。

(イ) 教育施設の被災状況

被害の主な要因が地震である建築物の被災状況は、構造体に係る耐震安全性の評価が高い建築物でも全半壊しているものもあった。これらについては、建築物が立地する地盤の特性によるものとの調査結果が報告されている（95ページ～102

ページ参照)。

(ウ) 医療施設及び独立行政法人の建築物の被災状況

被害の主な要因が地震である建築物の被災状況は、構造体に係る耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっていた(102ページ～114ページ参照)。

(エ) 都道府県別の被災状況

被災した官庁施設、教育施設、医療施設等の建築物の合計は、19都道県で3,179棟となっていて、このうち地震を主な原因とするものは、茨城県、宮城県、東京都の順に、また、津波を主な原因とするものは、宮城県、岩手県、福島県の順にそれぞれ多くなっていた(114ページ～116ページ参照)。

ウ 災害応急対策への対応状況

建築物が被災したことにより、災害応急活動に影響があった建築物は238棟であり、影響した要因で主なものは、ライフライン、建具、建築設備(自家発電設備を除く。)のほか、自家発電設備、天井材等であった(116ページ～118ページ参照)。

2 所見

公共建築物の耐震化対策については、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等が従前から実施しているが、厳しい財政状況の下、限られた予算の中で実施するには、事業を計画的かつ効率的に実施することが不可欠である。

今回、公共建築物の耐震化対策等の状況について検査したところ、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、官庁施設、教育施設、医療施設等のいずれの施設においても、構造体の診断率より低く、特に医療施設の診断率が低くなっていた。また、いずれの施設においても、建築非構造部材等より構造体の耐震化が図られているが、構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率は、官庁施設の特定建築物規模相当の建築物で約6割にとどまっているなど、27年までに耐震化率を9割にするという基本方針の目標を達成するためには、いずれの施設においてもより一層耐震化を推進する必要がある。さらに、ソフト面からの地震減災対策として位置付けられている業務継続計画について、所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づいて策定されていないなどの事態が見受けられた。

このように耐震化が必ずしも十分に実施されていないなどの事態は、防災拠点となる

官庁施設の建築物等が、地震発生時に被災して、当該施設に入居する指定行政機関及び指定地方行政機関が実施する災害対策の指揮、情報伝達等の災害応急対策活動等に影響を及ぼすことになるなどのおそれがある。

したがって、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等は、公共建築物の耐震化対策の実施に当たり、以下の点に留意することなどにより、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、必要な耐震診断を実施し、耐震診断の結果、耐震改修等が必要な場合には、既存官庁施設の有効活用なども含めて多角的に検討するなどして、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくことが重要である。

(1) 耐震診断の状況

ア 耐震化に関する公表

官庁施設の耐震化に関する公表は、国土交通省官庁営繕部及び最高裁判所が公表しているが、各府省等の建築物に関する公表の割合が低いことから、各府省等は、耐震化に関する公表について検討し、積極的に公表するよう努める。

イ 官庁施設の耐震診断の実施状況

官庁施設の構造体の耐震診断は、特定の省を除いて診断率が高く、特定建築物規模相当の建築物における診断率の高いものであった。今後は、耐震診断が未実施となっている建築物については施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

官庁施設の建築非構造部材及び建築設備の耐震診断は、構造体に比べて診断率が低いことから、施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

また、府省等の借受官庁施設は、その選定時に施設の耐震安全性についても十分検討し、現在入居している耐震安全性が不明な施設についても耐震安全性を把握する。

ウ 教育施設の耐震診断の実施状況

教育施設の構造体の耐震診断は、比較的診断率が高く、今後も必要なものについては耐震診断を実施する。

教育施設の建築非構造部材及び建築設備の耐震診断は、構造体に比べて診断率が低いことから、耐震診断の必要性を十分に認識し、施設の重要度、強化地域等の地域性も考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

エ 医療施設の耐震診断の実施状況

医療施設の構造体の耐震診断は、官庁施設や教育施設と比べても診断率が低く、建築非構造部材や建築設備はさらに低いことから、今後も施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。また、災害拠点病院は、特にその重要性を十分に考慮して計画的に必要な耐震診断を実施する。

オ 独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況

独立行政法人の建築物における特定建築物規模相当の建築物でも構造体の診断率は約6割であり、建築非構造部材及び建築設備の診断率はさらに低いことから、耐震診断の必要性を十分に認識し、施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

(2) 耐震改修の状況

ア 耐震改修の実施状況

(イ) 官庁施設の耐震改修の実施状況

a 官庁施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で約6割となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。特に、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域等においてより重要度の高い施設は、引き続き必要な耐震化対策を実施する。

b 庁舎法に基づく庁舎等使用調整計画は、その実施によって、所要の耐震性能が確保されていない官庁施設に入居する官署を、耐震性能が確保されている別の官庁施設に移転させ、当該官庁施設を廃止することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化を図ることが可能となることから、既存官庁施設の有効活用の点からも官庁施設の耐震化対策における効果的な手段として活用を検討する。

c 官庁施設の耐震化を図るための手段の一つとなる地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎等の整備が一部見送られており、当該合同庁舎に入居予定となっている指定地方行政機関等が現在入居している官庁施設において、耐震化が図られていない状況となっていることから、官庁施設の耐震化を図るため、状況に応じて耐震改修工事により既存の官庁施設の耐震化を図るなどの方法を検討する。

(イ) 教育施設の耐震改修の実施状況

教育施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で6割以下となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

(ウ) 医療施設の耐震改修の実施状況

医療施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で約6割となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。また、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院の耐震化率は、医療施設全体に比べ高くなっているが、その重要性を考慮し、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

(エ) 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況

独立行政法人の建築物における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で6割以下となっており、官庁施設、教育施設及び医療施設と比較しても低くなっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

イ 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況

(ア) 府省等の状況

- a 業務継続計画を策定していない機関は、地震は全国どこでも起こり得るものであることから、大規模な地震により当該機関が被災し機能が低下した場合においても適切に業務執行が行えるよう早急に業務継続計画を策定する。
- b 業務継続計画を策定している指定地方行政機関においても、実効性のある業務継続体制の確保を図る上で、所在地域等の実情に合わせた被害想定等に基づき、個別に業務継続計画を策定する。
- c 構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している場合には、庁舎が使用できなくなる状況も想定し、非常時優先業務を実施するための代替施設を業務継続計画に定めたり、業務継続計画において入居庁舎の現状を踏まえた被害を想定したりするなどして、業務継続の点から地震減災対策の検討を行う。
- d 指定行政機関及び指定地方行政機関は、災害時の業務継続性を確保するため、

中央防災無線及び災害時優先電話のほか、衛星電話、衛星携帯電話等の災害時通信手段を十分に確保する。

(イ) 電力設備の状況

- a 業務継続性確保のため、指定行政機関又は指定地方行政機関が入居している官庁施設、災害拠点病院に指定されている医療施設等は、商用電源の受電系統の二重化を図ったり、業務継続用の自家発電設備を設置したりするなどして、災害応急活動等に影響が出ないように業務継続の点からの電源対策を実施する。
- b 災害発生時における商用電源の復旧までに要する想定時間を業務継続計画に定め、業務継続用の自家発電設備の連続運転可能時間がこれを満たすような燃料備蓄量を確保するなどの地震減災対策を実施する。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況

各施設の建築物の構造体における被災状況については、建築物が全半壊又は構造体が損傷した建築物は、耐震安全性の評価が低い又は耐震診断未実施の建築物が多数を占めていた。また、官庁施設の建築非構造部材及び建築設備における被災状況については、耐震安全性の評価が低い又は耐震診断未実施の建築物において、建築非構造部材等の損傷又は一部損傷の割合が高くなっていた。

このように、耐震安全性の評価が低い建築物は、大地震動時に損傷等する危険性が高く、耐震化対策の緊急度が高いことなどから、これらの状況を総合的に勘案して、必要な耐震化対策を実施する。

そして、教育施設、医療施設等では、建築非構造部材及び建築設備について、耐震診断未実施のものが多く、診断率が相当程度低くなっていることから、リスク管理の点からも耐震診断未実施の建築物は、計画的に必要な耐震診断を実施する。

イ 災害応急対策への対応状況

災害応急活動に影響した要因で主なものは、ライフライン、建具、建築設備の順に多く、業務継続を図る点からも構造体に加え、建築非構造部材及び建築設備について耐震化対策を実施したり、代替手段の確保を検討したりするなどの対策を実施する。

会計検査院としては、今後、検査の実施を予定している地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震診断の状況、耐震改修の状況及び東日本大震災に伴う被災等の状況について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。